

北海道小規模企業振興条例・方策に関するアンケート調査結果【概要版】

北海道経済部地域経済局中小企業課

1 調査概要

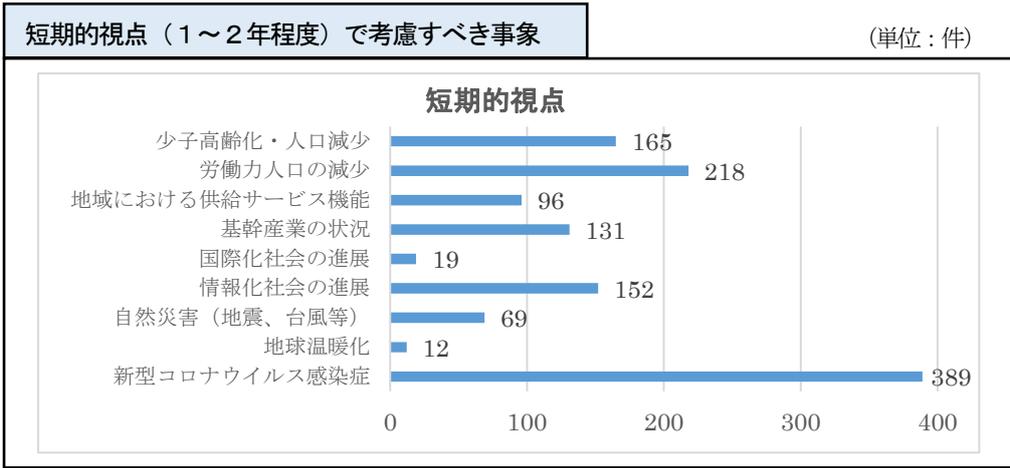
北海道小規模企業振興条例・方策に関するアンケート調査は、条例に基づく関係機関等 583 者に実施し、431 者から回答があった。（調査期間：令和3年4月22日～5月21日、回答率：74%）

2 調査結果

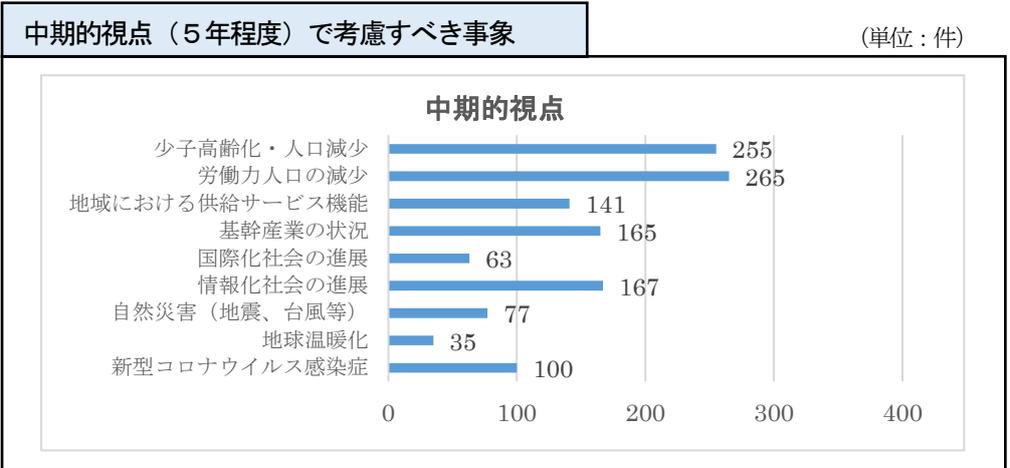
| 条例 | | (単位：%) | | | | |
|----------------------|----|--------|------|------|----------|-------|
| 項目 | 評価 | 評価 | | | | |
| | | 十分である | 概ねよい | 特にない | 見直した方がよい | わからない |
| <条例の評価> | | 13 | 56 | 24 | 3 | 4 |
| 道の責務（第4条） | | 21 | 52 | 23 | 2 | 2 |
| 小規模企業者の努力（第5条） | | 18 | 49 | 28 | 2 | 3 |
| 小規模企業関係団体の役割（第6条） | | 19 | 51 | 26 | 1 | 3 |
| 金融機関の役割（第7条） | | 19 | 49 | 28 | 1 | 3 |
| 大学等の役割（第8条） | | 17 | 45 | 32 | 1 | 5 |
| 小規模企業者以外の事業者の役割（第9条） | | 19 | 47 | 29 | 1 | 4 |
| 市町村との連携等（第10条） | | 19 | 50 | 26 | 2 | 3 |
| 経営体質の強化（第12条） | | 19 | 51 | 25 | 2 | 3 |
| 事業の承継の円滑化（第13条） | | 18 | 52 | 26 | 2 | 2 |
| 創業等の促進（第14条） | | 18 | 50 | 28 | 2 | 2 |
| 地域の支援体制の整備（第15条） | | 19 | 50 | 26 | 2 | 3 |
| 円滑な資金の供給（第16条） | | 20 | 51 | 25 | 1 | 3 |

| 方策 | | (単位：%) | | | | |
|-------------------------------|----|--------|------|------|----------|-------|
| 項目 | 評価 | 評価 | | | | |
| | | 十分である | 概ねよい | 特にない | 見直した方がよい | わからない |
| <方策の評価> | | 14 | 53 | 27 | 2 | 4 |
| I. きめ細やかな経営相談・経営指導の実施 | | 15 | 53 | 25 | 2 | 5 |
| I. 経営者や従業員に対する伴走型のスキルアップ支援 | | 13 | 50 | 29 | 3 | 5 |
| I. 新商品・新サービスの開発と販路開拓の支援 | | 13 | 50 | 30 | 2 | 5 |
| I. 道外からの人材誘致や産業の理解促進等による人材の確保 | | 11 | 42 | 36 | 3 | 8 |
| II. 専門家によるきめ細やかな情報提供と相談指導の実施 | | 14 | 49 | 29 | 2 | 6 |
| II. 事業承継を支える専門人材の育成支援 | | 12 | 45 | 33 | 4 | 6 |
| II. 創業支援の取組と連動した事業承継の促進 | | 13 | 46 | 32 | 3 | 6 |
| III. 創業の各ステージに応じたきめ細やかな支援 | | 14 | 44 | 33 | 2 | 7 |
| III. 女性・若者・アクティブシニアなどによる創業の促進 | | 12 | 45 | 33 | 2 | 8 |
| ◆支援体制 | | 12 | 51 | 27 | 5 | 5 |
| ◆資金供給 | | 13 | 47 | 31 | 3 | 6 |

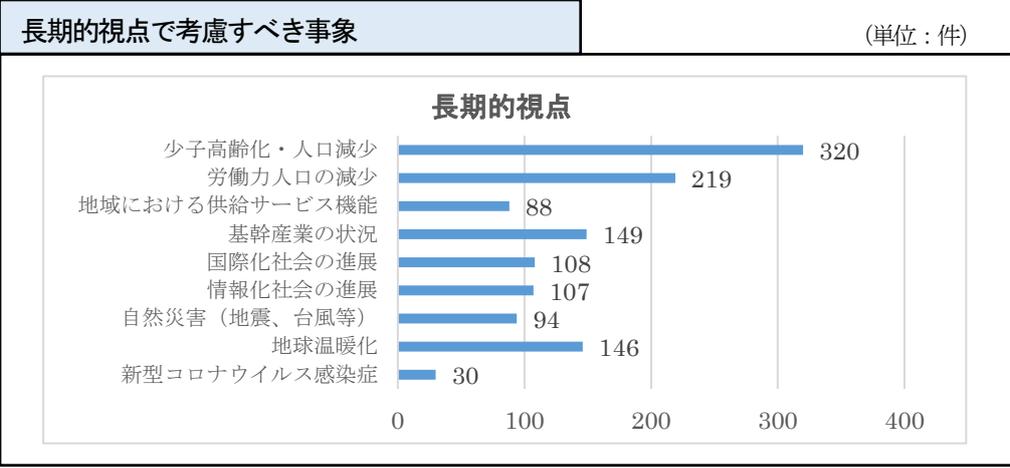
3 今後の社会経済情勢について考慮する必要があると考える事象



今後の社会経済情勢について、短期的視点（1～2年程度）で考慮すべき事象で最も高いものは、「新型コロナウイルス感染症」であり、回答者の9割を超えている。
 次に、「労働力人口の減少」、「少子高齢化・人口減少」が挙げられている。

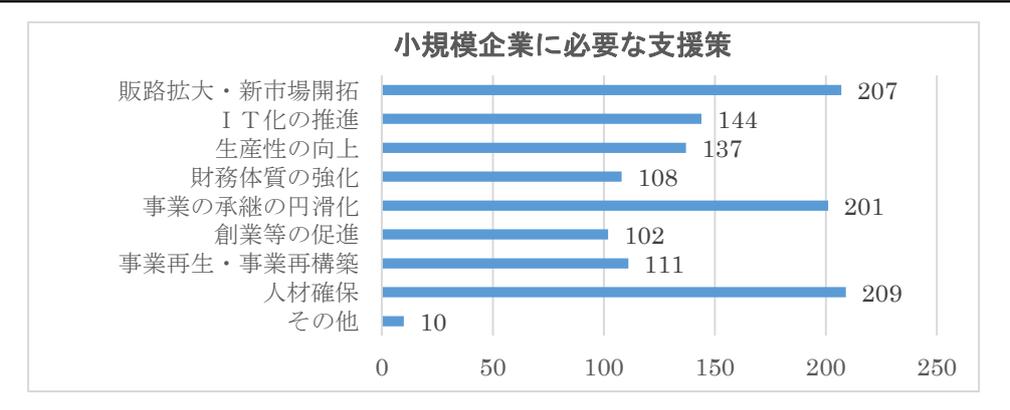


今後の社会経済情勢について、中期的視点（5年程度）で考慮すべき事象で高いものは、「労働力人口の減少」、「少子高齢化・人口減少」であり、それぞれ回答者の半数を超えている。
 次に、「新型コロナウイルス感染防止のためのテレワーク普及などで「情報化社会の進展」が挙げられている。



今後の社会経済情勢について、長期的視点で考慮すべき事象で高いものは、最も高いものは、「少子高齢化・人口減少」であり、回答者の7割を超えている。次に、「労働力人口の減少」であり、回答者の半数を占めている。
 また、「地球温暖化」や「基幹産業の状況」などを挙げる回答者が多い。

4 小規模企業にとって特に必要となる支援策



小規模企業に対する支援を検討する場合、企業にとって特に必要となる支援策については、「人材確保」、「販路拡大・新市場開拓」、「事業の承継の円滑化」を挙げる者が、それぞれ、回答者の半数となっている。

＜主な意見抜粋＞

◆新型コロナウイルス感染症関連

1. 中小企業は新型コロナウイルス感染症による経済的影響を大きく受けていることから、感染症への対応を含めた災害発生時においても持続的な発展を図れる内容が必要と考えられる。
2. 新型コロナウイルス禍における現状認識及び従来の経済成長率など各種指標が大きく変わっていることなど、5年前と小規模企業の状況が変化している。
3. コロナウイルス感染拡大により小規模企業を取り巻く環境は厳しさを増しており、振興方策についてもコロナ禍における支援や振興策を含めた方策の見直しが必要である。
4. コロナ禍による経営ダメージに対して、細分化したステージ毎の資金の供給支援策を提供してほしい。
5. ウイルスの発生、流行や自然災害等、想定外のリスクが今後さらに増えていくことが予想されるので、そういったリスクに対する支援について追加すべきだと思う。
6. コロナ禍により、会社の経営環境や消費者の価値観も変わりつつあり先の読めない状況ではあるが、これまであまり進められていなかったIT化への推進を行っていく必要がある。
7. コロナやインターネット販売の影響により大きな転換点を迎えているので、今後将来性を見据えた支援内容を特に具体化してほしい。

◆人口減少関連

1. 事業としては黒字であっても人手がいないことで事業が滞りはじめており、喫緊の課題だが打つ手がない。
今後、道内全域でこの傾向が強まることから、労働力不足が原因での廃業や、生産性低下などが連鎖的に起きることで、道内経済全体が縮小してしまうことが懸念される。人口増加は期待できない為、IT化などを進めて少ない労働力で現在の生産を維持ないし向上させる必要に迫られている。人口減少や労働力不足の状況があるため、後継候補がいても、継がせない選択をする事業者も多く、この問題に対して一層取り組んでほしい。
2. 少子高齢化が深刻な課題となればばらく経つが、どの産業も後継者不足・高齢化が顕著であり、当事者も含めて、ただ手を拱いている感がある。難しい問題であるが避けて通ることができないので実効性のある協議体を設けて強力で推進すべきである。
3. 後継者が不在で、コロナ禍で打撃を受ける事業者の一部では、余力のあるうちに廃業を視野に入れる方々も出てきており、事業承継支援は待ったなしの状況にある
4. 方策に関しておおむね良いが、人口減による社会における遊休資産の増加、シェアリング経済の進行から、地域の遊休資産（空き家・廃校舎等）の活用を促す方策を道として基礎自治体に働きかけてもよいのでは。
5. 自分の代で終わりと考えている経営者に対し、地域で事業を続けることの重要性を理解してもらうことは難しい。漫然と会社の利益を追求するだけでは地域の中で生き残れない。事業を継続することが地域の雇用や安全安心に不可欠となっていることを経営者に理解してもらえるような仕組みについて地域を挙げて取り組めるような方策が必要。

◆改善提案

1. 本条例は理念条例なので、制定していただいた事に意義があると思っている。その上で、方策に示されているような多岐にわたる事業を支援先にいかに効率よく届けるかが重要だと思う。北海道は広いので振興局単位で取り組みを深められれば良いと思う。

2. 条例の目的や理念に関しては理解できるものの、経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）に乏しい小規模企業者に各種制度の情報や活用が行き届いていないため、道が主体となり、市町村や経済団体、金融機関等との具体的な連携方法（誰が、誰に、何を、どのように）や連携体制を明記し、小規模企業者がスムーズな支援が受けられるよう体制の見直しが必要である
3. 支援体制の構成員になっているものの、連携体制や制度に関する事前の顔合わせ等がなく、他団体や担当者との面識がないことから踏み込んだ支援に繋がっていない。
4. 地域間相互の情報共有の推進が必要。
5. 第14条は、「創業」と「新事業展開」をあわせて「創業等」として定められているが、「新事業展開」については創業と区分して明確に定めるべき

◆その他

1. ジェンダーについて注目される中、女性などの表現は次の方策において避けるべきである。
2. 小規模企業者の経営力向上や持続可能な経営の基盤なる「経営革新計画」の助成内容の充実の見直しを検討いただきたい。経営革新計画の持つ意義は小規模企業にとって大変に大きなものだと考えている。
3. 北海道は一次産業や観光への依存度が高いのは一長一短があるが、商品加工やサービス業等、北海道にできるだけお金を落とす産業育成、企業体質の脆弱さを少しでも改善させる諸方策の構築が急務と考える。ある意味で一次産業は他府県が羨むほどの生産力があるわけで、宝の持ち腐れにならぬように工夫するため産官学金が手を携えるマネジメント力を道として発揮して民を導いて頂くことを期待している。
4. 国や道から流れてくる情報が多岐にわたり、同じ情報が複数個所から届いてくるなどして、確認・処理が煩雑になった結果、必要な支援情報が町村まで行き渡っていないように感じる。支援方策は有意義なものが多いため、情報発信方法について整理・検討をお願いする。



北海道小規模企業振興条例・方策 アンケート調査結果報告書



北海道 経済部 地域経済局 中小企業課

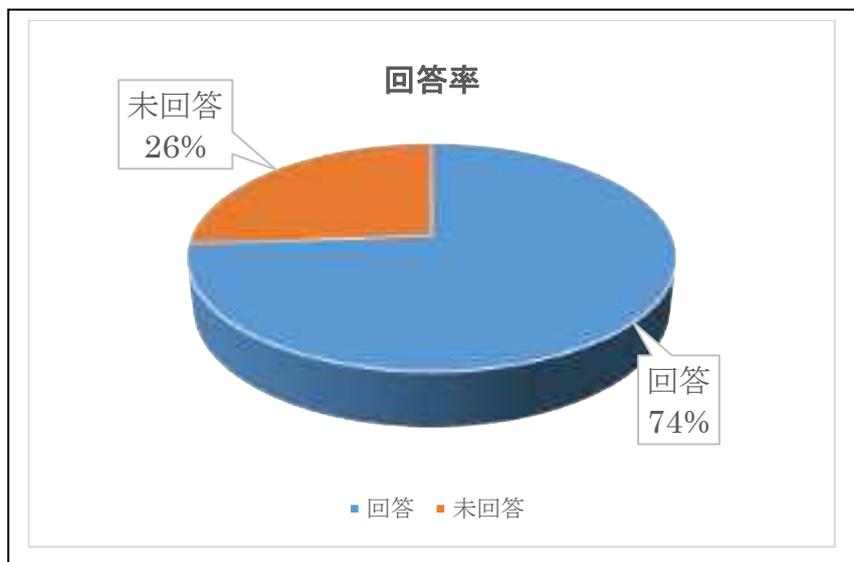
目 次

| | | |
|------|--|----|
| 1 | アンケート調査の概要 | 1 |
| 2 | 条例についての評価 | 2 |
| 3 | 各条文について評価 | 3 |
| 4 | 方策についての評価 | 15 |
| 5 | 各方策について評価 | 16 |
| 6 | 施策の展開を支えるため地域における支援体制の整備と 円滑な資金の供給についての評価 | 24 |
| 7 | 今後の社会経済情勢について考慮する必要があると考える事象 | 29 |
| 8 | 小規模企業にとって特に必要となる支援策 | 32 |
| 9 | 道の条例・方策についてのその他意見（自由記載） | 33 |
| | | |
| ■ | 参考 | |
| | 機関別のアンケート結果 | 36 |
| | アンケート調査票 | 76 |

1 アンケート調査の概要

北海道小規模企業振興条例・方策に関するアンケート調査の概要及び回答数・回答率は次のとおりとなっています。

【回答数・回答率】



| | |
|-------|-------|
| 調査対象数 | 583 件 |
| 回答数 | 431 件 |
| 回答率 | 74 % |

| 回答者 | 回答数 |
|-------------|-----|
| 1.市町村 | 166 |
| 2.商工会・商工会議所 | 140 |
| 3.金融機関 | 35 |
| 4.大学等 | 31 |
| 5.企業・団体 | 45 |
| 6.その他 | 14 |
| 計 | 431 |

調査概要

1. 調査名称

北海道小規模企業振興条例・方策に関するアンケート調査

2. 調査期間

令和3年（2021年）4月22日～令和3年（2021年）5月21日

3. 調査対象者（583）

- (1) 市町村 179
- (2) 商工会、商工会議所 194
- (3) 金融機関 51
- (4) 大学等 61
- (5) 企業・団体 78
- (6) その他 20

4. 調査方法

郵送・メール

5. 根拠規程

(1) 北海道小規模企業振興条例

附 則

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(2) 北海道小規模企業振興方策

○方策の推進期間：平成28年度から5カ年程度

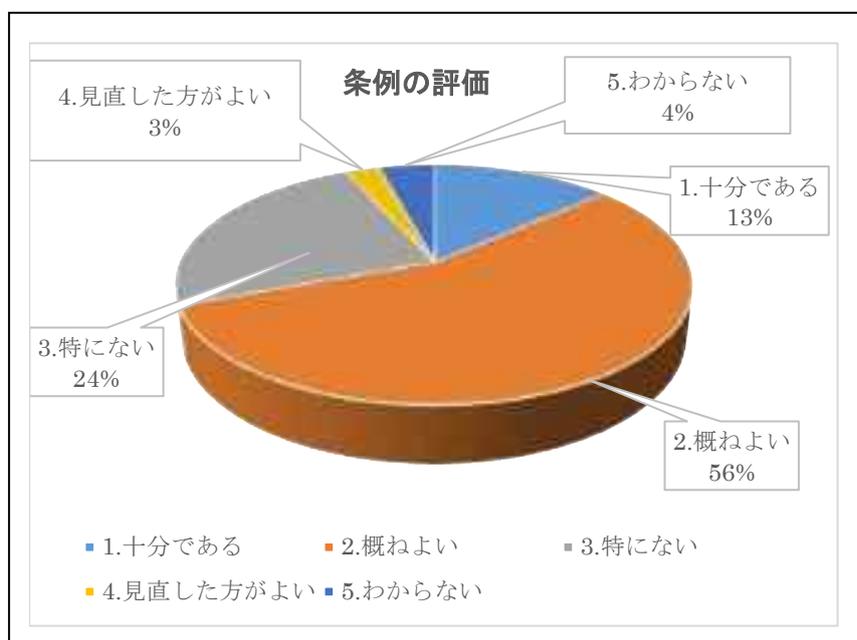
2. 条例についての評価

問1 条例は、地域経済の活性化及び地域社会の持続的な発展に資することを目的に制定されましたが、この条例について、現在の状況を踏まえ、どう評価されますか。(あてはまるものを1つだけ選んで番号に○印をつけてください。4の「見直した方がよい」を選択した場合は、その理由を記載してください。)

1. 十分である 2. 概ねよい 3. 特にない 4. 見直した方がよい 5. わからない

<結果>

北海道小規模企業振興条例についての評価は、「十分である」「概ねよい」が7割近くとなっている。条例を「見直した方がよい」という意見は、約3%である。



| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 58 |
| 2.概ねよい | 241 |
| 3.特にない | 103 |
| 4.見直した方がよい | 11 |
| 5.わからない | 18 |
| 計 | 431 |

【「見直した方がよい」とする主な意見】

- ・中小企業は新型コロナウイルス感染症による経済的影響を大きく受けていることから、感染症への対応を含めた災害発生時においても持続的な発展を図れる内容が必要と考えられる。
- ・新型コロナウイルス禍における現状認識及び従来の経済成長率など各種指標が大きく変わっていることなど、5年前と小規模企業の状況が変化している。
- ・今般の新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」に対する支援措置の適用対象として、感染症等の「自然災害以外のリスク」を追加している。令和3年通常国会で審議中の「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案」では、中小企業者のさらなる事業継続力強化に向けて、地方公共団体等が中小企業者に対してハザードマップの周知を促進する規定を設ける。

3. 各条文について評価

問2 条例に明記されている条文の内容などについて、どう考えますか。(項目ごとにあてはまるものを1つだけ選んで番号に○印をつけてください。4の「見直した方がよい」を選択した場合は、その理由を記載してください。)

1. 十分である 2. 概ねよい 3. 特にない 4. 見直した方がよい 5. わからない

① 条例第4条（道の責務）についての評価

【条例】道の責務

第4条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、小規模企業の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

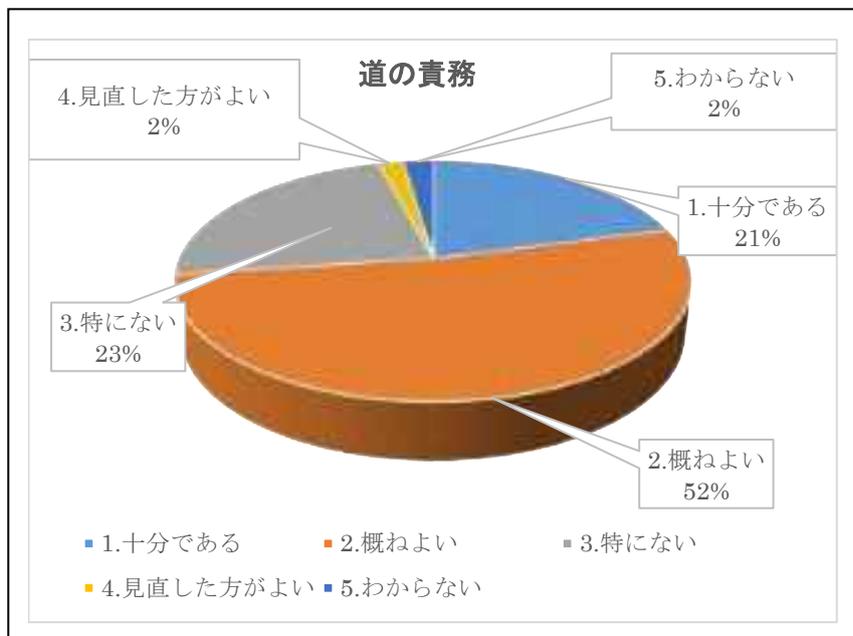
2 道は、前項の施策の推進に当たっては、国、市町村、小規模企業者、小規模企業関係団体、金融機関及び大学等と緊密な連携を図るものとする。

3 道は、小規模企業が地域経済の活性化及び道民生活の向上に貢献し、並びに地域社会において重要な役割を担っていることについて、道民の理解を深めるよう努めなければならない。

<結果>

道の責務についての評価は、「十分である」「概ねよい」が7割を超えている。

「見直した方がよい」という意見は、約2%である。



| 評価項目 | 評価数 |
|-------------|-----|
| 1. 十分である | 90 |
| 2. 概ねよい | 224 |
| 3. 特にない | 99 |
| 4. 見直した方がよい | 8 |
| 5. わからない | 10 |
| 計 | 431 |

【「見直した方がよい」とする主な意見】

- ・道の責務として、小規模企業に対する財政支援等、資金面の支援を4条、10条～14条に盛り込み、明確化する。

② 条例第5条（小規模企業者の努力）についての評価

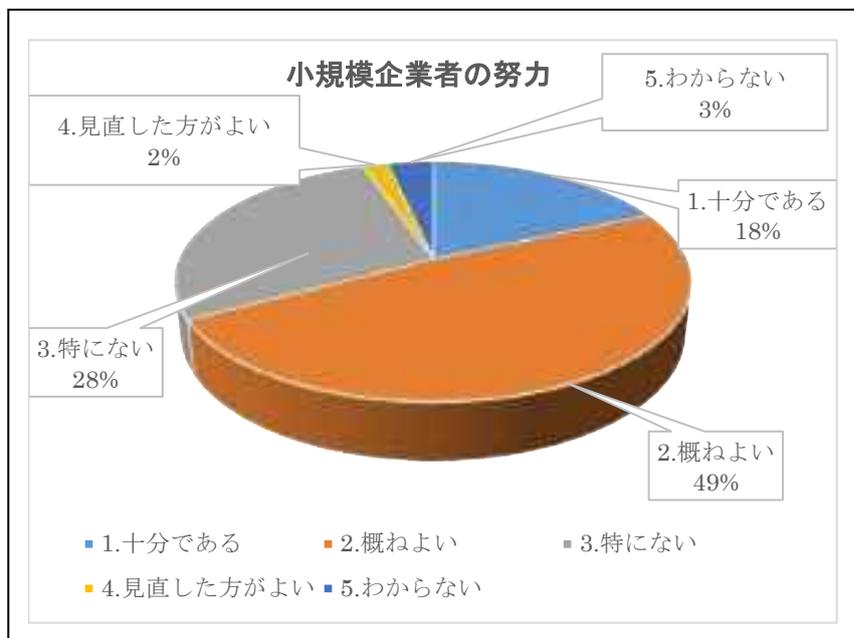
【条例】小規模企業者の努力

第5条 小規模企業者は、基本理念にのっとり、その事業の持続的な発展を図るため、円滑かつ着実な事業の運営に努めるとともに、その事業活動を通じて地域の振興に資するよう努めるものとする。

2 小規模企業者は、その事業の持続的な発展に関し、地域における他の小規模企業者、小規模企業関係団体、金融機関及び大学等と連携するよう努めるものとする。

<結果>

小規模企業者の努力についての評価は、「十分である」「概ねよい」が7割近くとなっている。「見直した方がよい」という意見は、約2%である。



| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 79 |
| 2.概ねよい | 210 |
| 3.特にない | 119 |
| 4.見直した方がよい | 8 |
| 5.わからない | 15 |
| 計 | 431 |

【「見直した方がよい」とする主な意見】

- ・地域における役割として明記した方が良い。努力では弱い。
- ・小規模企業者の努力については、方策に具体的な記載がなく、小規模企業者の多くが、条例・方策の内容を認識していない。
- ・小規模企業の振興のためには、雇用・労働者の権利を守り発展させることも必要なため、「健全な労働環境の確保・提供」も努力に含めたほうがよい。
- ・第5条について、条例としては、十分であると考えられるが、条例制定後も小規模地域に店舗を構える小規模事業者に対し、地域住民は理解を深めていない。特に若年層については、理解しておらず、小規模企業への就業率にも表れている。そこを踏まえて、新たな施策をお願いしたい

③ 条例第6条（小規模企業関係団体の役割）についての評価

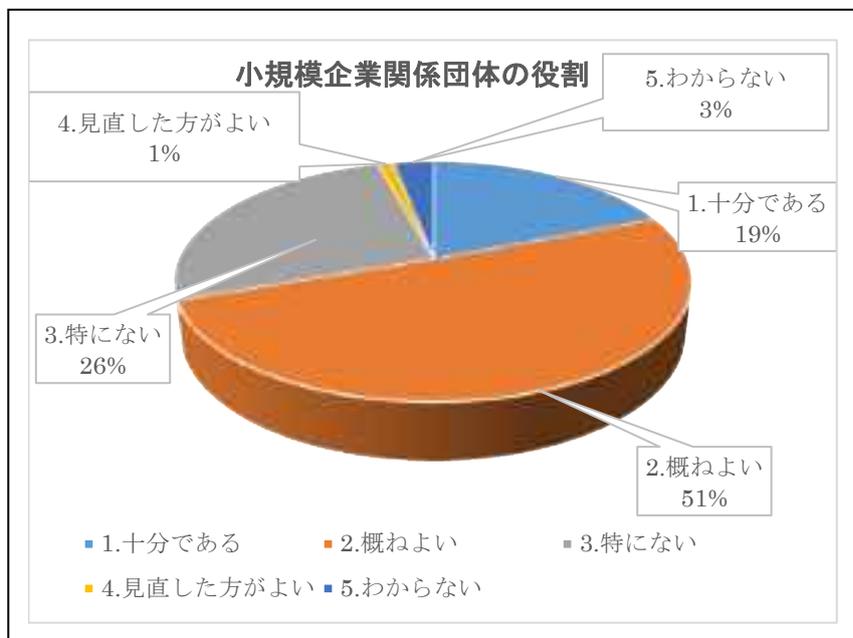
【条例】小規模企業関係団体の役割

第6条 小規模企業関係団体は、基本理念にのっとり、小規模企業の経営の改善及び向上に資するよう小規模企業を積極的に支援するとともに、その支援に当たっては、他の小規模企業関係団体及び金融機関等と相互に連携するよう努めるものとする。

2 小規模企業関係団体は、国、道、市町村等が行う小規模企業の振興に向けた取組に参画するよう努めるものとする。

<結果>

小規模企業関係団体の役割についての評価は、「十分である」「概ねよい」が7割となっている。「見直した方がよい」という意見は、約1%である。



| 評価項目 | 評価数 |
|-------------|-----|
| 1. 十分である | 82 |
| 2. 概ねよい | 218 |
| 3. 特にない | 113 |
| 4. 見直した方がよい | 5 |
| 5. わからない | 13 |
| 計 | 431 |

【「見直した方がよい」とする主な意見】

- ・小規模企業関係団体ではなく「商工会・商工会議所」を明記する。全体的に小規模事業者基本法及び小規模事業者支援法とリンクさせて、位置づけを明確化する。

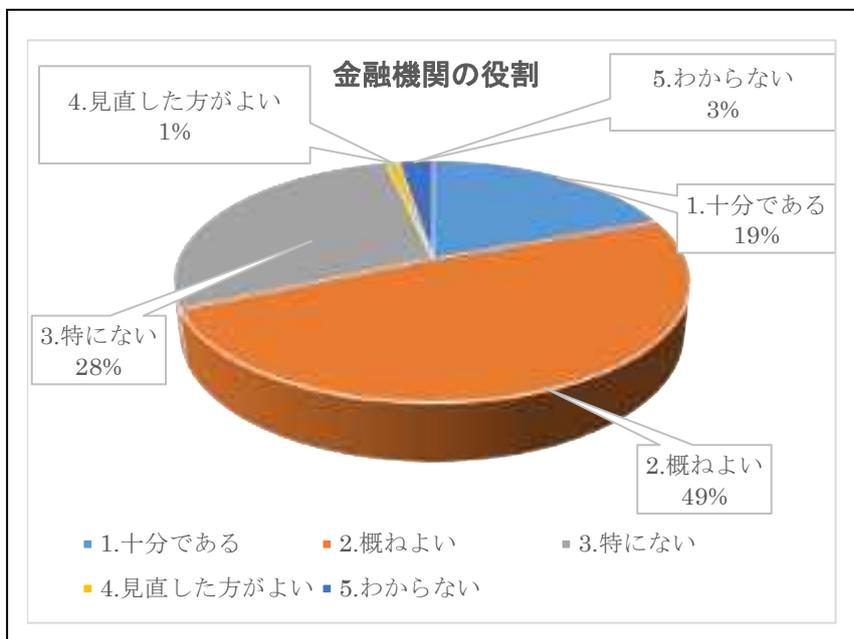
④ 条例第7条（金融機関の役割）についての評価

【条例】金融機関の役割

第7条 金融機関は、基本理念にのっとり、小規模企業への円滑な資金の供給及び小規模企業の経営の支援を行うとともに、小規模企業に対する支援及び協力を通じ、地域経済の活性化に努めるものとする。

<結果>

金融機関の役割についての評価は、「十分である」「概ねよい」が7割近くとなっている。「見直した方がよい」という意見は、約1%である。



| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 84 |
| 2.概ねよい | 211 |
| 3.特にない | 121 |
| 4.見直した方がよい | 4 |
| 5.わからない | 11 |
| 計 | 431 |

【「見直した方がよい」とする主な意見】

- ・理念、方策は理解するが、近年の関係法令改正により、商工関係団体に関わる業務が急増しているが、見合った財政支援が行われていないことの改善が必要。

⑤ 条例第8条（大学等の役割）についての評価

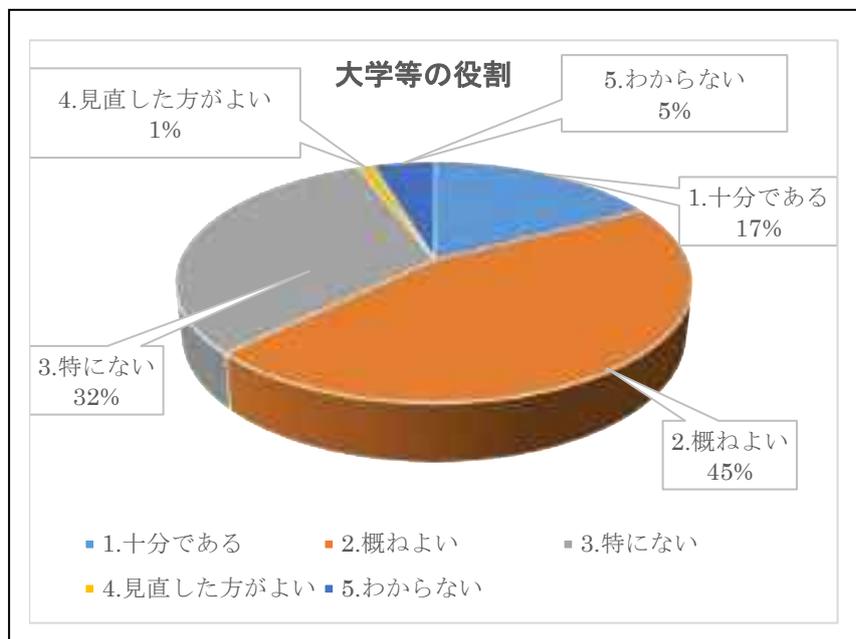
【条例】大学等の役割

第8条 大学等は、基本理念にのっとり、小規模企業者が行う新商品及び新技術の開発その他の事業活動に関して必要な助言、研究成果の普及等を行うよう努めるものとする。

<結果>

大学等の役割についての評価は、「十分である」「概ねよい」が6割を超えている。

「見直した方がよい」という意見は、約1%である。



| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 75 |
| 2.概ねよい | 195 |
| 3.特にない | 136 |
| 4.見直した方がよい | 5 |
| 5.わからない | 20 |
| 計 | 431 |

【「見直した方がよい」とする主な意見】

- ・新商品、新技術開発に対する大学との共同研究等相談窓口の設置
- ・全体の見直しではなく、小規模事業者という働き方がある、社会教育を大学の役割に付け加えてはどうか。

⑥ 条例第9条（小規模企業者以外の事業者の役割）についての評価

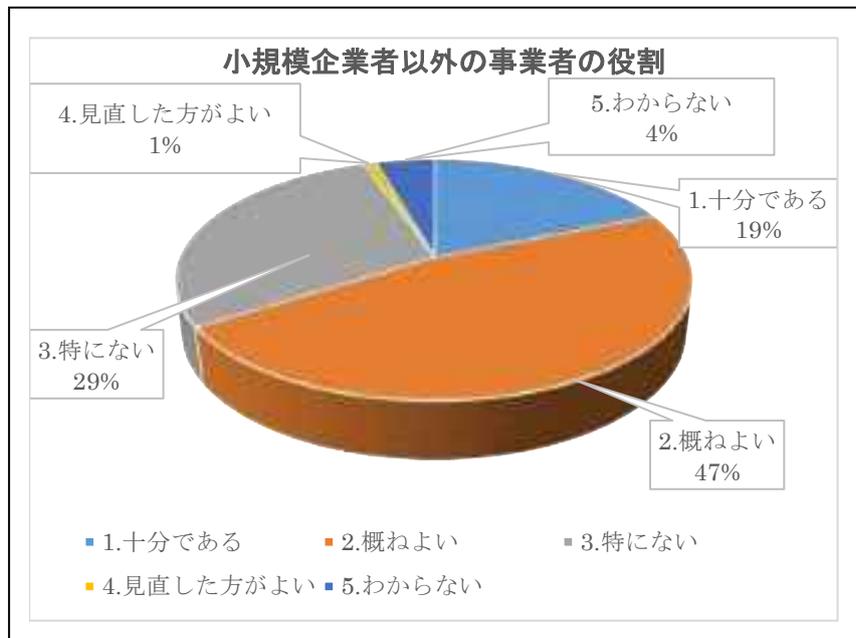
【条例】小規模企業者以外の事業者の役割

第9条 小規模企業者以外の事業者は、基本理念にのっとり、地域の経済及び雇用を支える担い手である小規模企業の果たす役割の重要性について理解を深めるとともに、小規模企業の事業機会の創出その他小規模企業者に対する必要な協力を行うよう努めるものとする。

2 小規模企業者以外の事業者は、道が実施する小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

<結果>

小規模企業者以外の事業者の役割についての評価は、「十分である」「概ねよい」が6割を超えている。「見直した方がよい」という意見は、約1%である。



| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 81 |
| 2.概ねよい | 203 |
| 3.特にない | 124 |
| 4.見直した方がよい | 4 |
| 5.わからない | 19 |
| 計 | 431 |

【「見直した方がよい」とする主な意見】

- ・全体の見直しではなく、独占禁止法で定められているが、当条例に「～小規模事業者に対する必要な協力と公正な取引を行うよう努める」という文言を入れてはどうか。

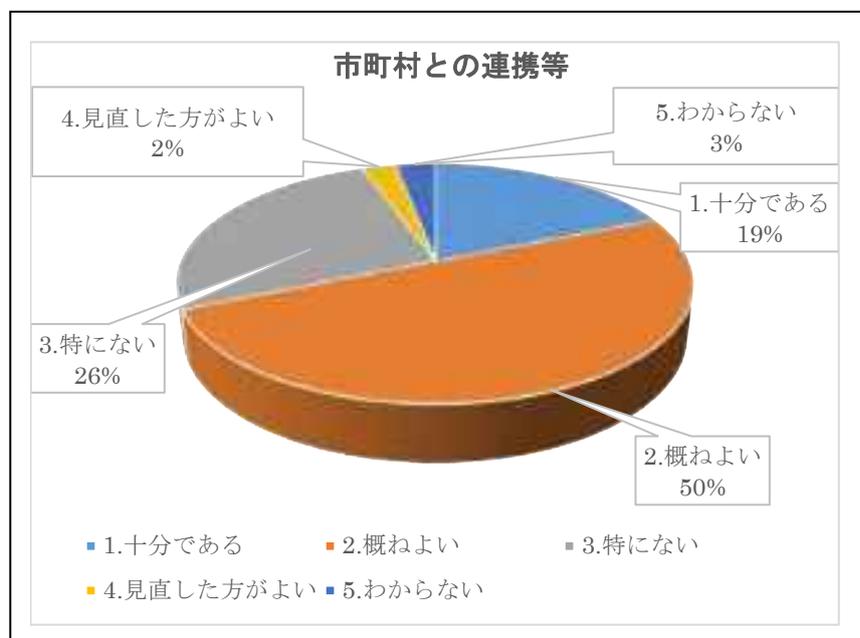
⑦ 条例第10条（市町村との連携等）についての評価

【条例】市町村との連携等

第10条 道は、小規模企業の振興を図る上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が行う地域の実情に応じた小規模企業の振興に関する取組に対して連携協力するとともに、小規模企業の振興に関して必要があると認めるときは、市町村に対し必要な協力を要請するものとする。

<結果>

市町村との連携等についての評価は、「十分である」「概ねよい」が7割近くとなっている。「見直した方がよい」という意見は、約2%である。



| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 81 |
| 2.概ねよい | 215 |
| 3.特にない | 111 |
| 4.見直した方がよい | 11 |
| 5.わからない | 13 |
| 計 | 431 |

【「見直した方がよい」とする主な意見】

- ・市町村の果たす役割は非常に重要なので、他の関係者と同様に「市町村の役割」として、主体的な取組（中小企業振興条例の制定など）を促す表現が望ましい。
- ・新型コロナウイルス禍における現状認識及び従来の経済成長率など各種指標が大きく変わっていることなど、5年前と小規模企業の状況が変化している。
- ・もう少し踏み込んで、支援という言葉を入れて欲しい。
- ・地域差はあるが、連携がスムーズではない。

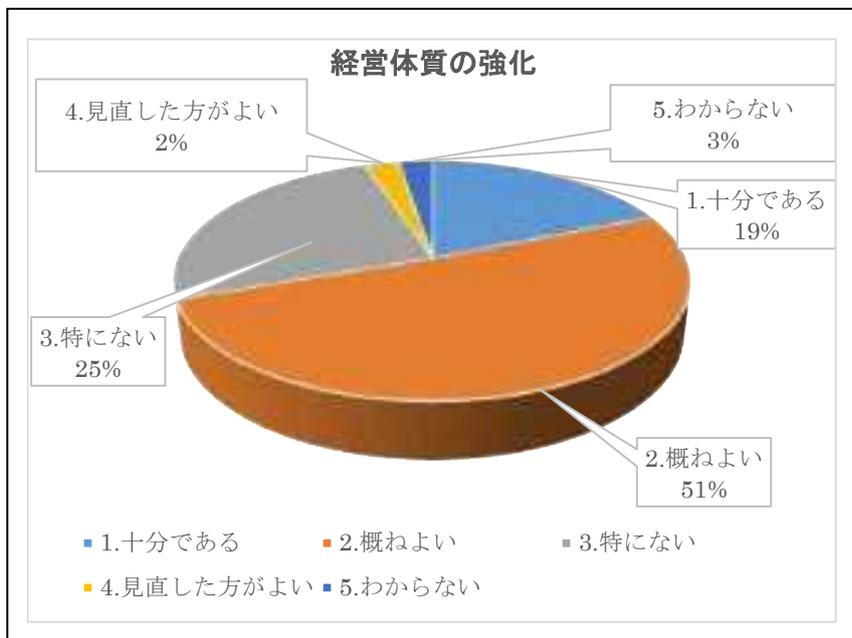
⑧ 条例第12条（経営体質の強化）についての評価

【条例】経営体質の強化

第12条 道は、小規模企業の経営体質の強化を図るため、小規模企業関係団体による経営指導の促進、小規模企業の事業活動に有用な知識、技能等に係る研修の充実、小規模企業の事業活動を担う人材の育成、道外からの人材の誘致その他の必要な措置を講ずるものとする。

<結果>

経営体質の強化についての評価は、「十分である」「概ねよい」が7割となっている。
「見直した方がよい」という意見は、約2%である。



| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 81 |
| 2.概ねよい | 219 |
| 3.特にない | 109 |
| 4.見直した方がよい | 11 |
| 5.わからない | 11 |
| 計 | 431 |

【「見直した方がよい」とする主な意見】

- ・「経営体質の強化」を図るためには、国の小規模企業振興基本法の基本方針の一及び第14条に定められている「多様な需要に応じた商品の販売又は役務提供の促進」が必要である。本条例では、「その他の必要な措置」として想定され、振興方策では「北海道産業振興条例に基づく施策」として販路開拓が記載されているが、本条例は小規模企業に特化した条例であることから小規模企業の振興を図るために特に重要な事項は、条例の中に明記すべきである。
- ・経営体質の強化の重要な要素として「組織化」の視点を第12条あるいは振興方策に記載願う。

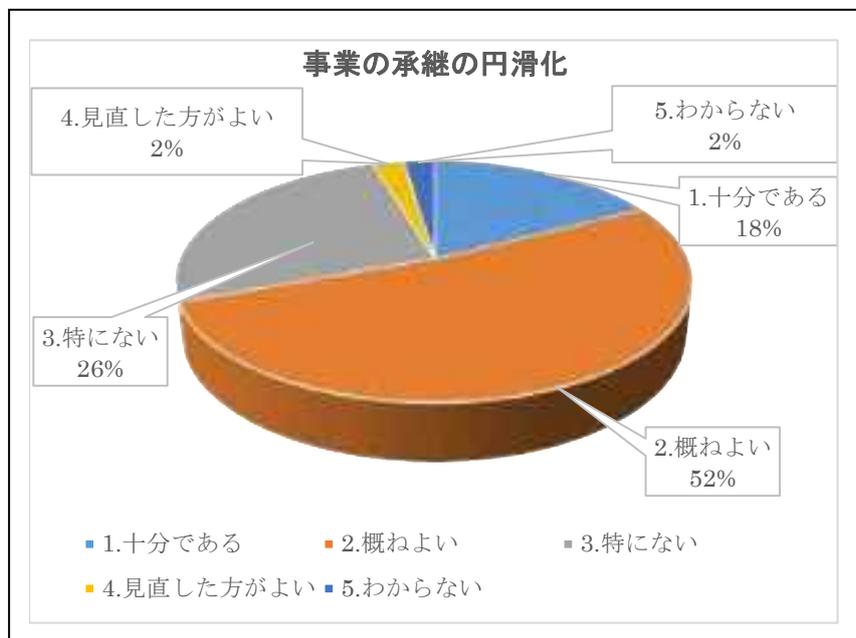
⑨ 条例第13条（事業の承継の円滑化）についての評価

【条例】事業の承継の円滑化

第13条 道は、小規模企業の事業の承継の円滑化を図るため、経営者の意識の醸成、後継者の育成に係る研修の充実、事業の承継に関する情報の提供、事業の承継を支援する人材の育成、専門家による相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

<結果>

事業の承継の円滑化についての評価は、「十分である」「概ねよい」が7割となっている。「見直した方がよい」という意見は、約2%である。



| 評価項目 | 評価数 |
|-------------|-----|
| 1. 十分である | 75 |
| 2. 概ねよい | 224 |
| 3. 特にない | 112 |
| 4. 見直した方がよい | 10 |
| 5. わからない | 10 |
| 計 | 431 |

【「見直した方がよい」とする主な意見】

- ・市町村側からの地域の産業・技術等事業承継の取組が足りない。
- ・道の直接の実行ではなくとも、市町村を通じて小規模企業に対する具体的な支援の方策を追加希望

⑩ 条例第14条（創業等の促進）についての評価

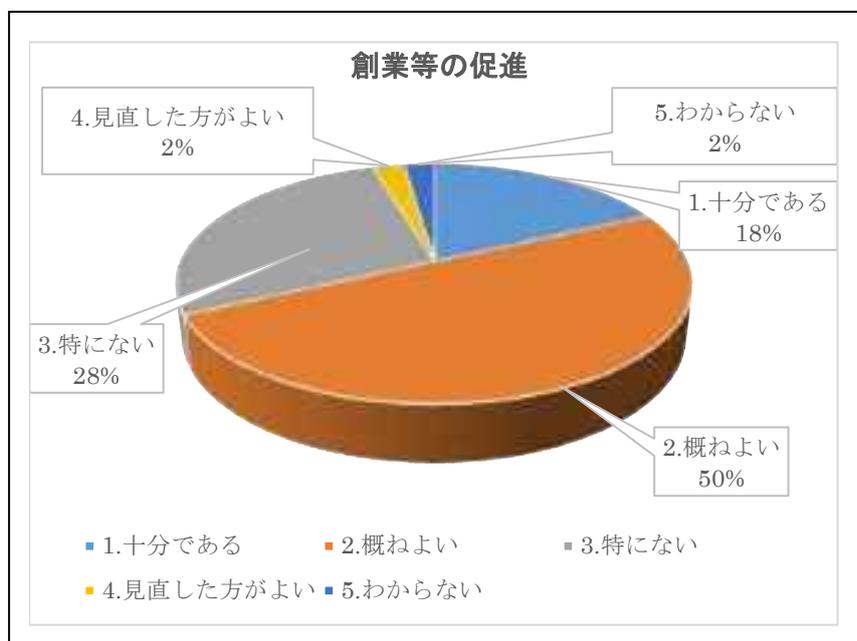
【条例】創業等の促進

第14条 道は、小規模企業に係る創業等の促進を図るため、創業等の準備の段階からその創業等に係る事業の健全な発展の段階までの各段階に応じた研修の充実及び情報の提供、起業家等による創業等のための相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

<結果>

創業等の促進についての評価は、「十分である」「概ねよい」が7割近くとなっている。

「見直した方がよい」という意見は、約2%である。



| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 78 |
| 2.概ねよい | 215 |
| 3.特にない | 118 |
| 4.見直した方がよい | 10 |
| 5.わからない | 10 |
| 計 | 431 |

【「見直した方がよい」とする主な意見】

- ・「オール北海道」での創業支援への取組強化
- ・第14条は、「創業」と「新事業展開」をあわせて「創業等」として定められているが、「新事業展開」については創業と区分して明確に定めるべき
- ・創業時に幅広く使用できる補助金の交付。各自治体によって創業支援策が行われているが、道からも補助金も併用できれば、創業当初における資金力安定に繋がる

⑪ 条例第15条（地域の支援体制の整備）についての評価

【条例】 地域における支援体制の整備

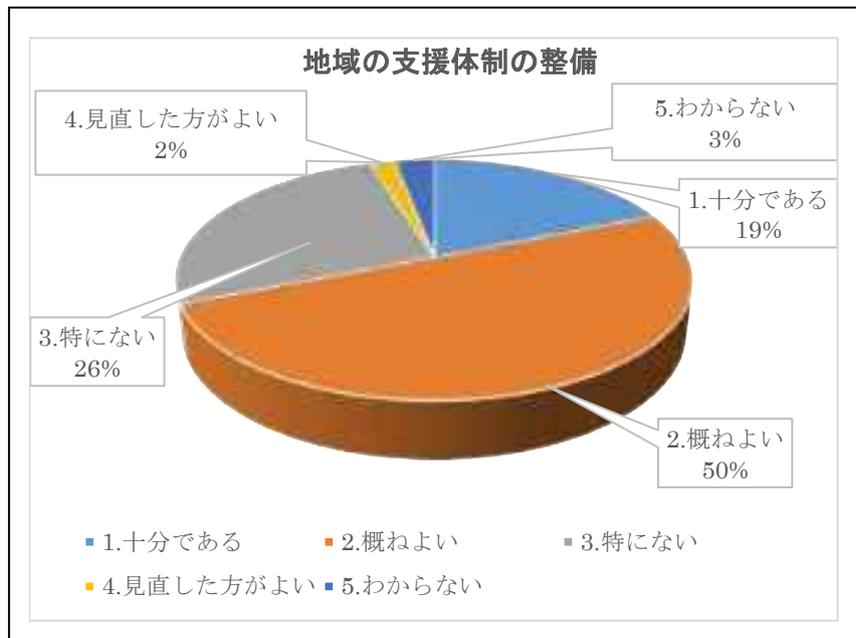
第15条 道は、各地域における小規模企業を支援する体制の整備を図るため、小規模企業者と小規模企業関係団体、金融機関及び大学等との連携の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、小規模企業を支援する体制の整備に当たっては、事業の承継等に係る小規模企業の秘密が保持されるよう配慮しなければならない。

<結果>

地域の支援体制の整備についての評価は、「十分である」「概ねよい」が7割近くとなっている。

「見直した方がよい」という意見は、約2%である。



| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 81 |
| 2.概ねよい | 216 |
| 3.特にない | 113 |
| 4.見直した方がよい | 8 |
| 5.わからない | 13 |
| 計 | 431 |

【「見直した方がよい」とする主な意見】

- ・自治体や商工会などの支援内容が地域によって異なっている。中小企業にとって、地域による不公平感のない支援体制作りが必要と考える。
- ・支援を必要とする小規模企業が増加していると思われる
- ・条例の目的や理念に関しては理解できるものの、経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）に乏しい小規模企業者に各種制度の情報や活用が行き届いていないため、道が主体となり、市町村や経済団体、金融機関等との具体的な連携方法（誰が、誰に、何を、どのように）や連携体制を明記し、小規模企業者がスムーズな支援が受けられるよう体制の見直しが必要である

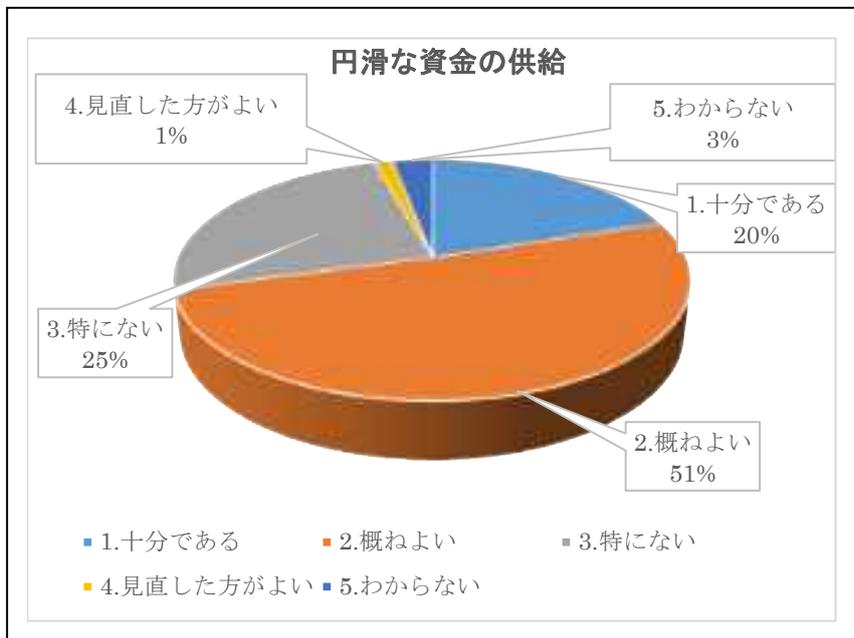
⑫ 条例第16条（円滑な資金の供給）についての評価

【条例】円滑な資金の供給

第16条 道は、小規模企業の経営体質の強化及び事業の承継の円滑化並びに小規模企業に係る創業等の促進を図るため、金融機関等と連携し、小規模企業者、小規模企業の事業の譲渡を受けようとする者及び小規模企業に係る創業を行おうとする者に対する資金が円滑に供給されるよう必要な措置を講ずるものとする。

<結果>

円滑な資金の供給についての評価は、「十分である」「概ねよい」が7割を超えている。「見直した方がよい」という意見は、約2%である。



| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 86 |
| 2.概ねよい | 219 |
| 3.特にない | 107 |
| 4.見直した方がよい | 6 |
| 5.わからない | 13 |
| 計 | 431 |

【その他の主な意見】

- ・事業の承継の円滑化（第13条）創業等の促進（第14条）地域の支援体制の整備（第15条）の間について、専門家との連携により対応する体制を取り入れているが、専門家により知識の幅、人間性から零細・小規模事業者との信頼関係が構築される前に不満を持つ傾向が見受けられる。当会は専門家と事業者のハブ的に対応しているが、現在の地域振興などの業務量と人員数では十分な対応ができず、事業承継・第2創業を待たず廃業等につながることも予測される。
- ・都市部以外の地方における小規模企業者は、自身や地域一帯の高齢化や人口減少が進み、事業の継続や成長が大変厳しい状況である。条例の目的や理念に関しては理解できるものの、経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）に乏しい小規模企業者に各種制度の情報や活用が行き届いていないため、道が主体となり、市町村や経済団体、金融機関等との具体的な連携方法（誰が、誰に、何を、どのように）や連携体制を明記し、小規模企業者がスムーズな支援が受けられるよう体制の見直しが必要であると考えます。
- ・理想が高く事業者が理解しずらく、事業化にならないと思う。
- ・強制力がないので、地方には全く浸透していない。「努める」のみで、実際には特に何もする必要がないと解釈できる。

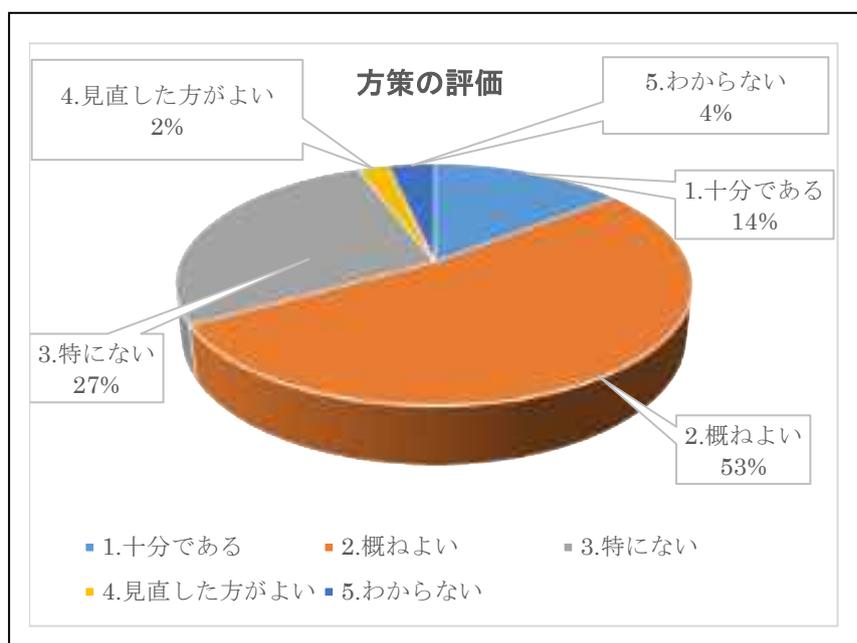
4. 方策についての評価

問3 方策は、条例第17条に基づき、小規模企業の振興を図るため策定されましたが、どう評価されますか。（あてはまるものを1つだけ選んで番号に○印をつけてください。4の「見直した方がよい」を選択した場合は、その理由を記載してください。）

1. 十分である 2. 概ねよい 3. 特にない 4. 見直した方がよい 5. わからない

<結果>

北海道小規模企業振興方策についての評価は、「十分である」「概ねよい」が7割近くとなっている。方策を「見直した方がよい」という意見は、約2%である。



| 評価項目 | 評価数 |
|-------------|-----|
| 1. 十分である | 62 |
| 2. 概ねよい | 226 |
| 3. 特にない | 118 |
| 4. 見直した方がよい | 10 |
| 5. わからない | 15 |
| 計 | 431 |

【その他の主な意見】

- ・ 条例制定時に策定されて以来、変更されていない。小規模企業を取り巻く環境は毎年変化していることや特に最近では新型コロナウイルス感染の影響を受けていることからそうした情勢変化を踏まえ毎年見直すべきと考える。
- ・ 方策の見直しについては、国では小規模企業振興基本法に基づく小規模企業振興基本計画が第2期として令和元年6月に改正された。これに伴い小規模事業者支援法も同年7月に改正され、商工会においては経営発達支援計画を市町村と共同で順次更新しているところであり、また、事業継続力強化支援計画や法定経営指導員の認定が行われています。北海道の小規模事業者の振興を図るためには、これらの国の施策と一体的な取り組みが必要であり、また、制定から5年が経過し、北海道の小規模事業者の現状をふまえて、北海道独自の施策の展開が重要であることから、見直しをすべきと考える。
- ・ 新型コロナウイルスの影響により地域経済や地域社会に大きなダメージを受けており、優先順位の見直しなど現状にあった方策に見直すべきと考える。
- ・ コロナウイルス感染拡大により小規模企業を取り巻く環境は厳しさを増しており、振興方策についてもコロナ禍における支援や振興策を含めた方策の見直しが必要である。
- ・ アフターコロナを見据えた支援策の見直しが必要と考える。
- ・ 多少の強制力があっても良いのでは？と思う。ただし、市町村が商工会に対し「丸投げ」的なことは避けるべき。
- ・ 時代の変化に対応した方策に重点的に対応してほしい。
- ・ コロナ禍ということもあり業種別の方策が必要
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を記載した方が良いものとする。

5. 各方策について評価

問4 方策では、小規模企業の振興のため「経営体質の強化」「事業の承継の円滑化」「創業等の促進」を基本的な施策として展開してきましたが、それぞれの主な取組について、どう評価されますか。(項目ごとにあてはまるものを1つだけ選んで番号に○印をつけてください。4の「見直した方がよい」を選択した場合は、その理由を記載してください。)

1. 十分である 2. 概ねよい 3. 特にない 4. 見直した方がよい 5. わからない

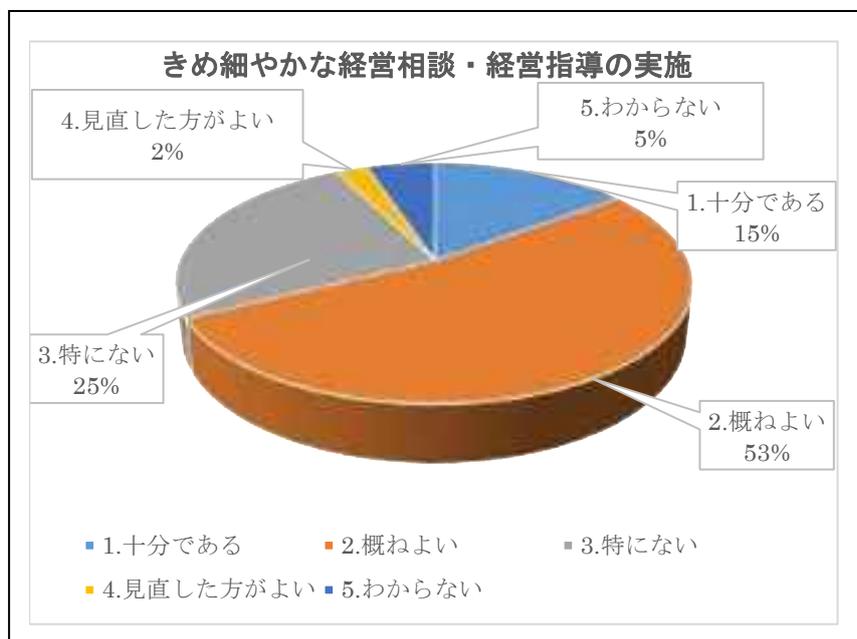
① きめ細やかな経営相談・経営指導の実施

【方策】きめ細やかな経営相談・経営指導の実施

- 地域に密着した商工会・商工会議所による伴走型の経営指導、情報提供
- 北海道中小企業総合支援センター等による支援情報の提供や製品開発から販路拡大に至る幅広い経営指導
- 地域の金融機関、中小企業診断士等と連携した専門家の派遣による経営指導

<結果>

「きめ細やかな経営相談・経営指導」の実施についての評価は、「十分である」「概ねよい」が7割近くとなっている。「見直した方がよい」という意見は、約2%である。



| 評価項目 | 評価数 |
|-------------|-----|
| 1. 十分である | 64 |
| 2. 概ねよい | 227 |
| 3. 特にない | 108 |
| 4. 見直した方がよい | 10 |
| 5. わからない | 22 |
| 計 | 431 |

【「見直した方がよい」とする主な意見】

- ・ I の「経営体質の強化」では、コロナ禍による需要の減少が著しい飲食業やサービス観光関連産業への支援は直面する大きな課題であり、今後を見据えて「新たな生活様式（新北海道スタイル）」に対応したビジネスモデルの構築と、これらの事業展開に欠かせない I T の利活用を小規模事業者者に浸透させていくために、どのような政策を展開するのか具体的に検討していただきたいと思う。
- ・ 「伴走型」をことさらに表現することにより、特に持続化補助金等では、商工会任せがはびこり、経営者自らの発想や責任感が阻害され、以前より経営感覚が乏しくなっている。事業主の社会的責任について言及すべきである。

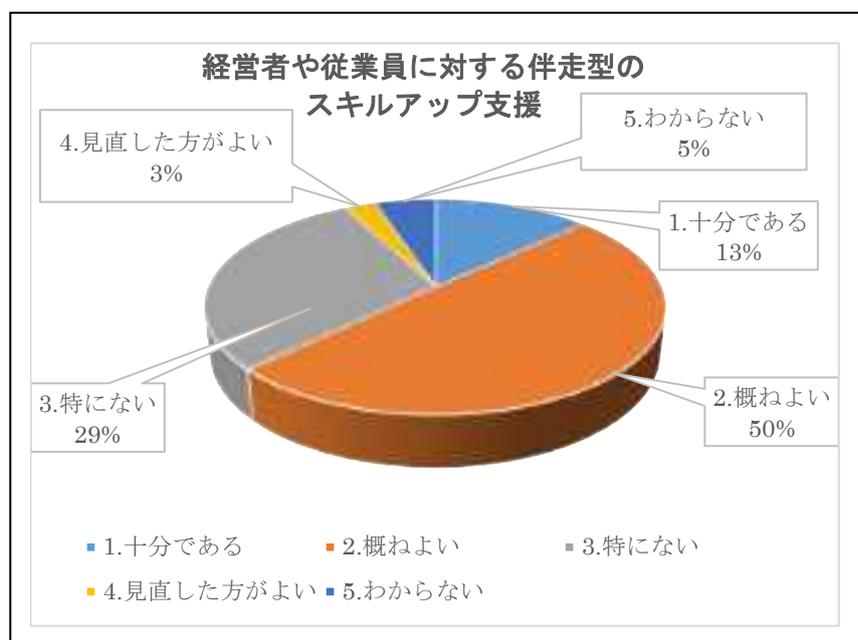
② 経営者や従業員に対する伴走型のスキルアップ支援

【方策】経営者や従業員に対する伴走型のスキルアップ支援

- 売上拡大や収益改善など企業ニーズに沿った専門家派遣による個別研修の実施
- ものづくりや食品産業など新分野・新市場への進出等に資する人材の養成
- 従業員の職業訓練を行う事業主に対する支援

<結果>

「経営者や従業員に対する伴走型のスキルアップ支援」の実施についての評価は、「十分である」「概ねよい」が6割を超えている。「見直した方がよい」という意見は、約3%である。



| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 56 |
| 2.概ねよい | 212 |
| 3.特にない | 126 |
| 4.見直した方がよい | 11 |
| 5.わからない | 26 |
| 計 | 431 |

【「見直した方がよい」とする主な意見】

- ・次代を担う若手経営者を対象とした経営ノウハウ、他事業連携等に関する研鑽活動支援策、また従業員の技術資格習得への支援策などを盛り込んでほしい。
- ・従業員に対する伴走まで行くと範囲が広くなり本来の目的である事業者の支援が出来なくなるのでは。
- ・デジタル化支援を入れてはどうか

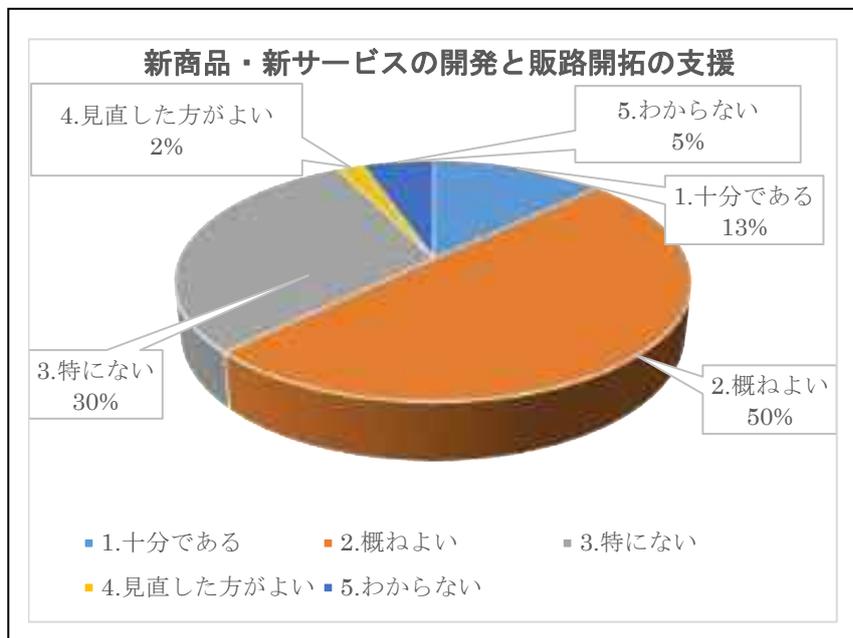
③ 新商品・新サービスの開発と販路開拓の支援

【方策】新商品・新サービスの開発と販路開拓の支援

- 北海道産業振興条例に基づく施策、官民連携ファンド等による新商品・新サービス開発・販路開拓への支援
- 小規模企業の受注機会の拡大・確保

<結果>

新商品・新サービスの開発と販路開拓の支援についての評価は、「十分である」「概ねよい」が6割を超えている。「見直した方がよい」という意見は、約2%である。



| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 56 |
| 2.概ねよい | 214 |
| 3.特にない | 130 |
| 4.見直した方がよい | 8 |
| 5.わからない | 23 |
| 計 | 431 |

【「見直した方がよい」とする主な意見】

- ・ 具体的な活動を幅広く周知することが必要と思われる。
- ・ 小規模事業者が単独で行う取組（地場産品を活用した商品開発等）に対する支援が少ないと思われる。
- ・ 町内の事業者や支援機関からのヒアリングでは、上記の取り組みについて課題があるとの声があるため

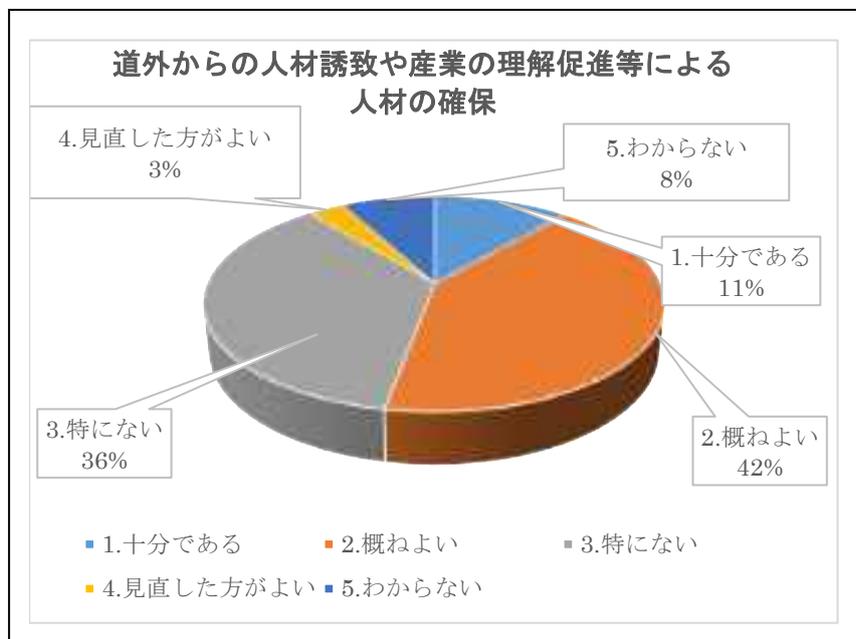
④ 道外からの人材誘致や産業の理解促進等による人材の確保

【方策】 道外からの人材誘致や産業の理解促進等による人材の確保

- 道外のプロフェッショナル人材と道内企業との橋渡しや、人材の受入企業への支援
- 若年者等の U・I ターン促進のための求人情報の提供
- 産業や職場理解による人材の確保・定着

<結果>

道外からの人材誘致や産業の理解促進等による人材の確保についての評価は、「十分である」「概ねよい」が5割を超えている。
「見直した方がよい」という意見は、約3%である。



| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 49 |
| 2.概ねよい | 179 |
| 3.特にない | 156 |
| 4.見直した方がよい | 13 |
| 5.わからない | 34 |
| 計 | 431 |

【「見直した方がよい」とする主な意見】

- ・全国的に人材や人手不足がこれからも続く見込みであるが、さらにきめ細やかで積極的な対策が必要。
- ・外国人人材の採用に関する情報提供がまだ十分ではない。今後、人材不足が問題となることを考慮すると外国人人材の活用についても支援が必要になる。

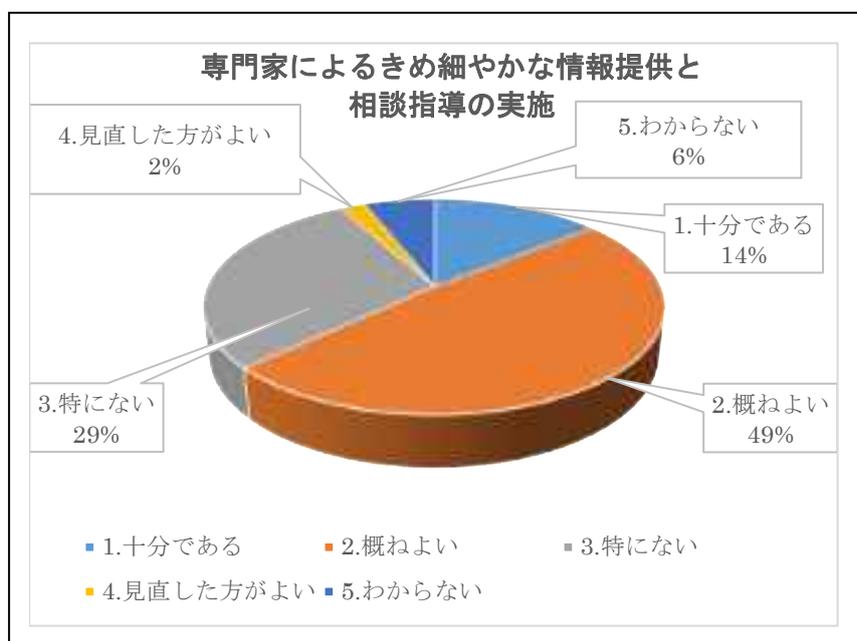
⑤ 専門家によるきめ細やかな情報提供と相談指導の実施

【方策】 きめ細やかな情報提供と相談指導の実施

- 地域ごとに専門家（弁護士、税理士、中小企業診断士等）の登録制度を整備
- 登録制度を活用した、地域における事業承継に関する相談・指導の実施
- 北海道事業引継センターや金融機関等との連携による情報提供

<結果>

専門家によるきめ細やかな情報提供と相談指導の実施についての評価は、「十分である」「概ねよい」が6割を超えている。「見直した方がよい」という意見は、約2%である。



| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 62 |
| 2.概ねよい | 214 |
| 3.特にない | 127 |
| 4.見直した方がよい | 9 |
| 5.わからない | 19 |
| 計 | 431 |

【「見直した方がよい」とする主な意見】

- ・小規模事業者の支援方法として、地域密着、専門特化、コーディネート型が融合して支援効率があるようなスキーム作りを目指していただきたい。

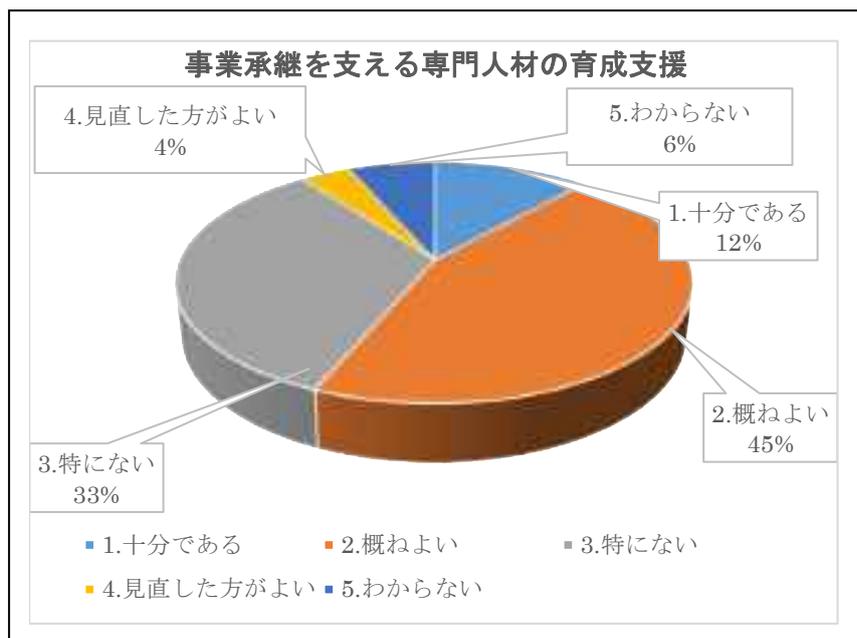
⑥ 事業承継を支える専門人材の育成支援

【方策】 事業承継を支える専門人材の育成支援

- 事業承継課題に専門に対応する専任の事業承継コーディネーターの育成

<結果>

事業承継を支える専門人材の育成支援についての評価は、「十分である」「概ねよい」が6割近くとなっている。「見直した方がよい」という意見は、約4%である。



| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 50 |
| 2.概ねよい | 193 |
| 3.特にない | 144 |
| 4.見直した方がよい | 16 |
| 5.わからない | 28 |
| 計 | 431 |

【「見直した方がよい」とする主な意見】

- ・Ⅱの「事業承継の円滑化」では、北海道は他都府県と比べ後継者不在の企業が多い状況であり、事業承継に向けた施策の展開が重要ですが、現状の振興方策では、専門家や金融機関等の連携や人材育成の取組例のみとなっていることから、小規模事業者が「事業承継の準備に必要な設備投資等」や法人における「企業価値の評価に要する経費」、「店舗改修等の承継準備費用」などに活用できる補助金などの創設を期待します。（例：滋賀県「事業承継円滑化補助金」）
- ・後継者不足による廃業する企業が多いように思う。
- ・事業承継については、事業承継・引継ぎ支援センターとの棲み分けがわかりにくくなった。もっとうまく連携できるよう、例えば相談者から情報提供を受ける際、センターへの共有について事前同意をとっておくなどしてはどうか。
- ・今の時代では、事業についてコーディネートするだけでなく、承継課題を捉えて、新しくプロデュースする力量をもつ人材育成やマネジメントするプロジェクトリーダーの育成も必要と思われる。
- ・事業承継の円滑化について、小企業に対してもっとわかりやすい周知をしてほしい。
- ・地方事業者の事業継続力は、営業力・財務などの内部要因より、法改正の対応・商圏の変化による外部要因から、需要と供給だけの商売に集中できず業務が過重となる傾向がある。零細企業等においては、後継者不在、事務職員雇用や専門家契約に至らずメンタル憔悴から事業継続を断念することが予測される。また、一人親方で事業を営んでいる者は、他者に事業をつなげる時間等の煩わしさを懸念している。当会では、メンター的に傾聴する体制をとっているが、先にも述べたが業務量と人員数では当会が目指す支援体制ができていない。
- ・後継者が不在で、コロナ禍で打撃を受ける事業者の一部では、余力のあるうちに廃業を視野に入れる方々も出てきており、事業承継支援は待ったなしの状況にあると考えられることから。

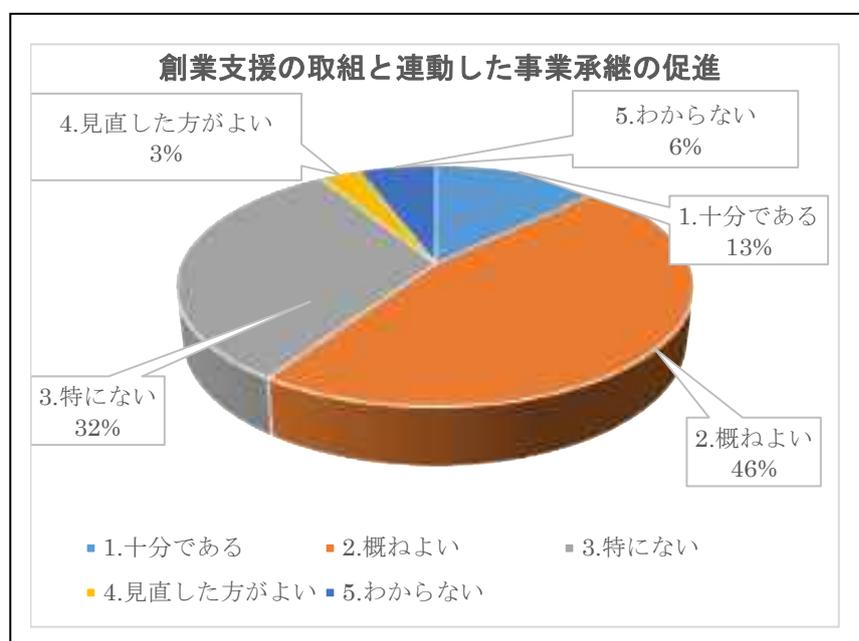
⑦ 創業支援の取組と連動した事業承継の促進

【方策】創業支援の取組と連動した事業承継の促進

- 後継者不在企業と創業希望者とのマッチング
- 起業相談会や実践起業塾の活用による後継候補者のスキルアップ
- 移住希望者による事業承継の促進

<結果>

創業支援の取組と連動した事業承継の促進についての評価は、「十分である」「概ねよい」が6割近くとなっている。「見直した方がよい」という意見は、約3%である。



| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 55 |
| 2.概ねよい | 201 |
| 3.特にない | 137 |
| 4.見直した方がよい | 13 |
| 5.わからない | 25 |
| 計 | 431 |

【「見直した方がよい」とする主な意見】

- ・ 廃業が創業を上回っている。
- ・ 令和3年4月の改正産業競争力強化法の施行に伴い、これまで第三者承継支援を行っていた「事業引継ぎ支援センター」に、事業承継コーディネーター等による親族内承継支援を行っていた「事業承継ネットワーク」の機能を統合し、事業承継・引継ぎのワンストップ支援を行う「事業承継・引継ぎ支援センター」へ発展的に改組している。北海道では同法に基づく認定支援機関である札幌商工会議所が、北海道経済産業局の委託事業として「北海道事業承継・引継ぎ支援センター」を設置している。このような国の取組状況を踏まえつつ、国と北海道における事業承継施策の連携強化を検討してはどうか。
- ・ 個人事業主単位の小さなマッチングが地方では求められている。

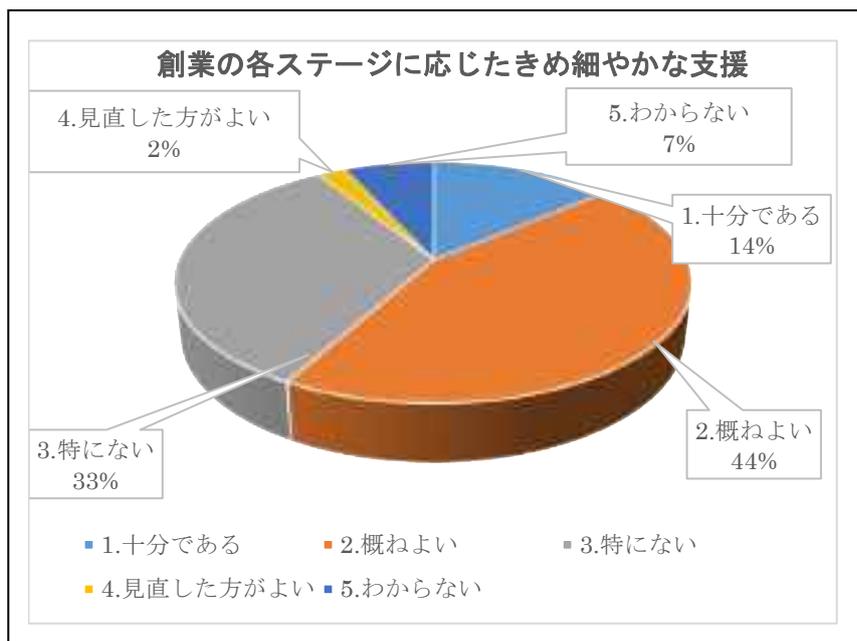
⑧ 創業の各ステージに応じたきめ細やかな支援

【方策】創業の各ステージに応じたきめ細やかな支援

- 大学生向け起業家教育（アントレプレナーシップ講座）の開催
- 起業相談会、実践起業塾の開催
- 先輩起業家（メンター）登録制度の整備
- 先輩起業家との交流会、講演会や企業見学会の開催
- 創業希望者データベースの活用
- 後継者不在企業と創業希望者とのマッチング（再掲）
- 北海道中小企業総合支援センター、商工会・商工会議所等による起業後のフォローアップ

<結果>

創業の各ステージに応じたきめ細やかな支援についての評価は、「十分である」「概ねよい」が6割近くとなっている。「見直した方がよい」という意見は、約2%である。



| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 59 |
| 2.概ねよい | 191 |
| 3.特にない | 143 |
| 4.見直した方がよい | 9 |
| 5.わからない | 29 |
| 計 | 431 |

【「見直した方がよい」とする主な意見】

- ・Ⅲの「創業等の促進」については、現状の振興方策は創業のみの記載となっています。地域では不足する業種（生活インフラ）を確保し地域コミュニティを維持するため、既存の小規模事業者が新たな事業展開をして補っているケースもあり、このような取り組みに対する方策も明記する必要があります。

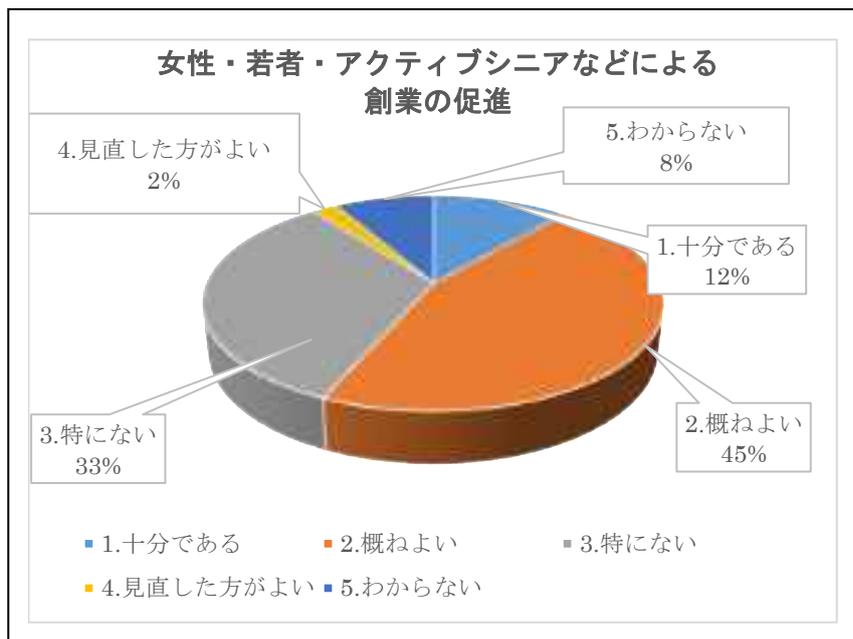
⑨ 女性・若者・アクティブシニアなどによる創業の促進

【方策】女性・若者・アクティブシニアなどによる創業の促進

- 大学生向け起業家教育（アントレプレナーシップ講座）の開催（再掲）
- 起業相談会、実践起業塾の開催（再掲）
- 先輩起業家（メンター）登録制度の整備（再掲）
- 先輩起業家と交流会、講演会や企業見学会の開催（再掲）
- 北海道産業振興条例に基づく施策、官民連携ファンド等による新商品・新サービス開発・販路開拓への支援（再掲）
- 空き店舗を活用したコミュニティビジネス創出の支援
- ビジネスで女性が活躍しやすい環境づくりの推進

<結果>

女性・若者・アクティブシニアなどによる創業の促進についての評価は、「十分である」「概ねよい」が6割近くとなっている。「見直した方がよい」という意見は、約2%である。



| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 49 |
| 2.概ねよい | 195 |
| 3.特にない | 142 |
| 4.見直した方がよい | 9 |
| 5.わからない | 36 |
| 計 | 431 |

6. 施策の展開を支えるため地域における支援体制の整備と円滑な資金の供給についての評価

【「見直した方がよい」とする主な意見】

・事業承継については、今後最も困難且つメインの課題となることが予想されます。支援専門家の増員、個人事業者に対するマッチング支援、地域から喪失した事業に対する誘致の取組・その地域の情報提供（人口・産業・外部環境等）、事業承継補助金の充実化、など、施策の中で最も高い目標と実現のための強い支援メニューを用意することが、今後の地域経済、ひいては道内の発展に欠かせないことと考えます。また、ジェンダーについて注目される中、女性などの表現は次の方策において避けるべきであると感じます。

問5 方策では、施策の展開を支えるため地域における支援体制の整備と円滑な資金の供給を掲げていますが、それぞれどう評価されますか。(あてはまるものを1つだけ選んで番号に○印をつけてください。4の「見直した方がよい」を選択した場合は、その理由を記載してください。)

1. 十分である 2. 概ねよい 3. 特にない 4. 見直した方がよい 5. わからない

① 支援体制の評価

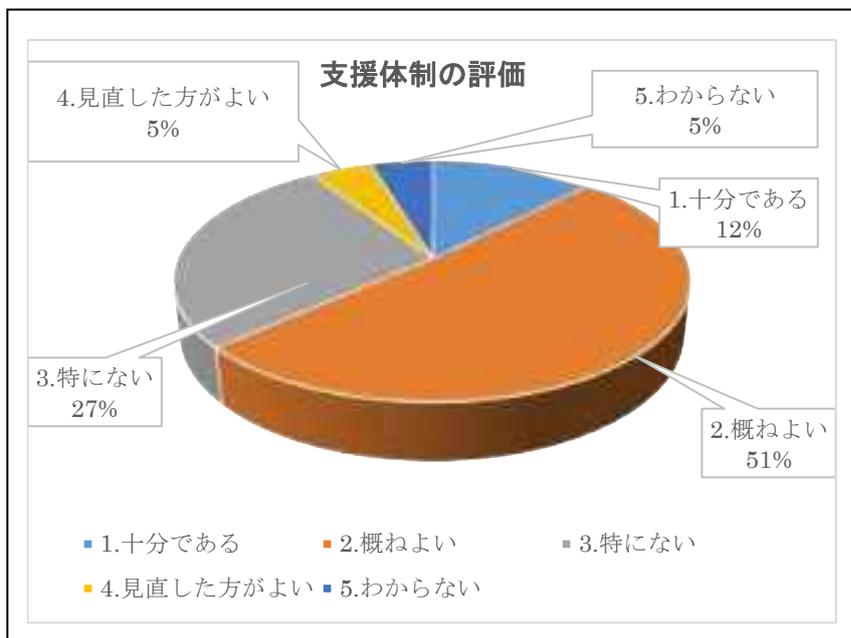
【方策】主な取組の例

■ 中小・小規模企業支援ネットワークの整備

- 経営支援・経営改善サポート
 - ・「地域中小企業支援ネットワーク」(金融機関、商工団体など関係機関で構成)の機能を活用し、個別相談対応や経営改善などを支援
- 事業承継サポート
 - ・「事業承継サポートネットワーク」(弁護士や税理士等の専門家や関係機関等で構成)を構築
 - ・専門家(弁護士や税理士等)の登録制度の整備(再掲)
 - ・事業承継コーディネーターの育成(再掲)
- 創業サポート
 - ・「地域起業サポートネットワーク」(先輩起業家や関係機関等で構成)を構築
 - ・先輩起業家(メンター)の登録制度の整備(再掲)

<結果>

施策の展開を支えるため地域における支援体制の評価については、「十分である」「概ねよい」が6割を超えている。「見直した方がよい」という意見は、約5%となっている。



| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 53 |
| 2.概ねよい | 220 |
| 3.特にない | 118 |
| 4.見直した方がよい | 20 |
| 5.わからない | 20 |
| 計 | 431 |

【「見直した方がよい」とする主な意見】

- ・少子高齢化が深刻な課題となつてしばらく経つが、どの産業も後継者不足・高齢化が顕著であり、当事者も含めて、ただ手を拱いている感がある。難しい問題であるが避けて通ることができないので実効性のある協議体を設けて強力に推進すべきである。道内ほとんどの町もどの商店街も寂しいものになっているので少しでも活気を取り戻したい。
- ・地域間相互の情報共有の推進が必要。
- ・施策については地域によって支援制度の有無や取り組み姿勢などにバラツキがあり、改善する必要があると考える。支援関係団体において支援体制を整えるための経費も必要となることから、北海道による助成金等の支援も必要と考える。
- ・商工会及び商工会議所は、今般のコロナ禍における資金繰りや給付金、支援金などの支援において大きな役割を果たしており、災害時などにおいても事業者の被害状況の把握から事業再生の支援、また、防災や減災への事業計画策定の支援など多岐にわたる事業を展開しているところです。まずは地域で中核となる商工会及び商工会議所の支援体制の整備に向けて北海道が取り組み、そのうえで他機関との強固なネットワークづくりを主導いただきたいと思います。
- ・支援体制の整備の範疇に含まれるかもしれないが、展開する場所の提供もしくは斡旋も、施策展開に大事な要素と考える。
- ・どこが、いつまでに、どんな支援体制を整備していくのかが明記されていない。
- ・各自治体による支援策も実施されているかと思うが、できる限り道内市町村による支援の格差が生じないように体制が整うことが望ましい。
- ・支援体制の構成員になっているものの、連携体制や制度に関する事前の顔合わせ等がなく、他団体や担当者との面識がないことから踏み込んだ支援に繋がっていないと考える。
- ・マンパワー不足
- ・地域格差が大きい。町村に於ける商工会人材の不足などまず根本の支援体制を構築すべき。いくら中身がいい方策でも地域にコーディネーターとする人材が不足している状況では活用されない。
- ・課せられる事業が多く複雑化し続けているなか、職員にかかる負担も比例して増えている。このままでは「支援団体の存続」も危ぶまれる。
- ・当会の支援する地域では全くと言って良いほど、小規模事業者の支援体制が整備されていない。また創業融資等の取組もないため、小規模事業者の新規参入及び経営維持については施策から見直した方がよい。

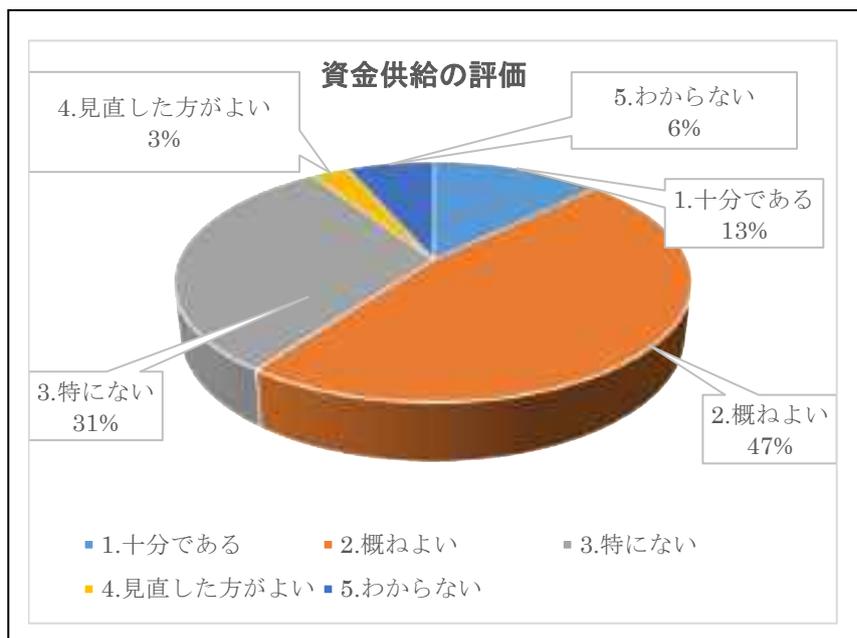
② 資金供給の評価

【方策】主な取組の例

- 北海道中小企業総合振興資金による支援
 - ・ステップアップ貸付・創業貸付・小規模企業貸付など
- 北海道中小企業総合支援センターによる支援
 - ・機械設備を割賦販売またはリースによる貸与
- 北海道信用保証協会による支援
 - ・小規模企業貸付の保証料の引下げ
- クラウドファンディング学習会や検討会の開催による普及
- 関係機関と連携し、事業承継や創業のための新たなファンドによる資金供給手法の検討

<結果>

施策の展開を支えるため地域における資金供給の評価については、「十分である」「概ねよい」が6割となっている。「見直した方がよい」という意見は、約3%となっている。



| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 55 |
| 2.概ねよい | 204 |
| 3.特にない | 132 |
| 4.見直した方がよい | 12 |
| 5.わからない | 28 |
| 計 | 431 |

【「見直した方がよい」とする主な意見】

- 既存の事業者が事業を創業希望者へ有償で譲渡する場合、創業希望者の資金を支援するリスクマネー供給の仕組みも整えて欲しい。新型コロナウイルス対策を機に資本性劣後ローンも活用されているが、事業の資産が個人資産になっている個人事業主や、小規模営利法人の場合、事業リスク＝個人のリスクになるため、平時でもこうした融資を小規模事業者が活用できるようになると良い。
- 必要な資金が必要な企業に供給されているか、実際にはわからない。意欲的な企業に対して、リスクがあるという理由で供給されないのであれば、変化はない。例えば、知財を担保にする融資に積極的に取り組む金融機関が出てきて良いはずである（知財の評価基準が確立されていないのが課題）
- コロナ禍による経営ダメージに対して、細分化したステージ毎の資金の供給支援策を提供してほしい。
- 資金供給については、ファンドやクラウドファンディングなどの民間資金活用は必要であるが、小規模事業者への広がりは見られないのではないかと。広く小規模事業者へクラウドファンディングなどを促していくために、新規事業（初回）に対して一部の助成を行うなどの財政措置も行い、「官＋民」による円滑な資金の供給などを検討いただきたいと思う。
- 各自治体による支援策も実施されていると思うが、できる限り道内市町村による支援の格差が生じないように体制が整うことが望ましい。また、保証料の補給などのメリットを出さないと道の融資制度は利用されない（千歳市の融資制度が圧倒的に多い）
- 新型コロナウイルスの影響かもしれないが、町内事業者からは資金面の援助は多く求められている状況であり、資金供給は十分ではない。
- 今回のコロナ禍の状況で、先行不透明な状況が長期化するものとして、事業者は借入等を希望するが、返済に際し、措置期間が短く、借り入れを断念するケースがあった為、返済の措置期間をもっと長くしてほしい。

7. 今後の社会経済情勢について考慮する必要があると考える事象

問6 条例・方策について検討する場合、今後の社会経済情勢について考慮する必要があると考える事象は、次のいずれになると考えますか。期間ごとに、あてはまるものをそれぞれ3つずつ選んで番号に○印をつけてください。

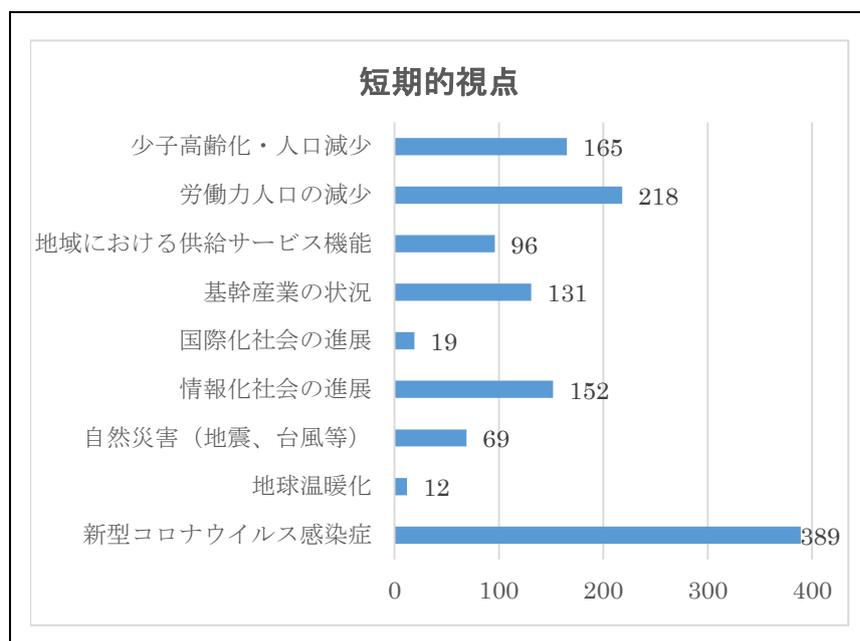
1. 少子高齢化・人口減少
2. 労働力人口の減少（労働力不足）
3. 地域における供給サービス機能
4. 基幹産業の状況
5. 国際化社会の進展
6. 情報化社会の進展
7. 自然災害（地震、台風等）
8. 地球温暖化
9. 新型コロナウイルス感染症

① 短期的視点（1～2年程度）で考慮すべき事象

<結果>

今後の社会経済情勢について、短期的視点（1～2年程度）で考慮すべき事象で最も高いものは、「新型コロナウイルス感染症」であり、回答者の9割を超えている。

次いで、「労働力人口の減少」、「少子高齢化・人口減少」が挙げられている。



| 選択項目 | 選択数 |
|------------------|-----|
| 1.少子高齢化・人口減少 | 165 |
| 2.労働力人口の減少 | 218 |
| 3.地域における供給サービス機能 | 96 |
| 4.基幹産業の状況 | 131 |
| 5.国際化社会の進展 | 19 |
| 6.情報化社会の進展 | 152 |
| 7.自然災害（地震、台風等） | 69 |
| 8.地球温暖化 | 12 |
| 9.新型コロナウイルス感染症 | 389 |

【その他に考慮すべき事象】

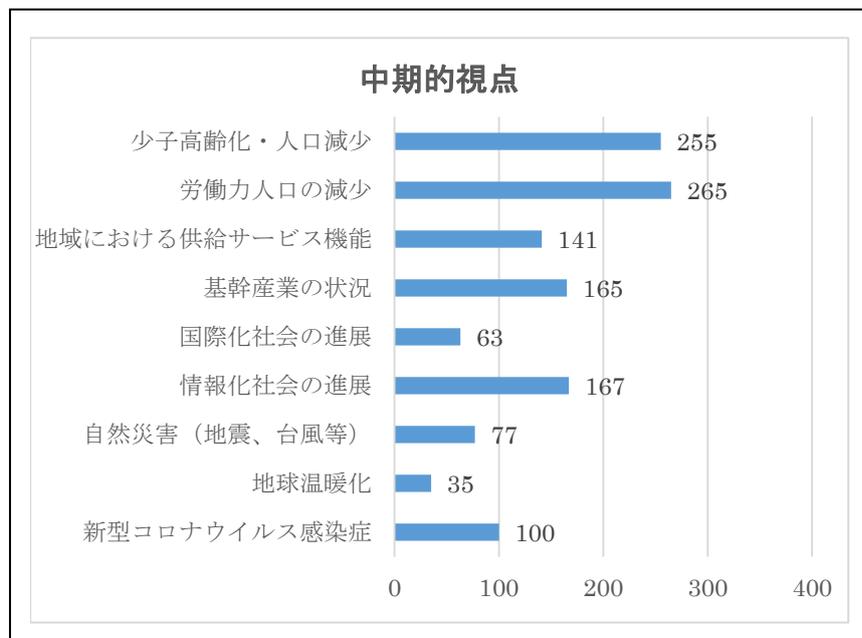
- ・リモートの推進
- ・SDGsの視点
- ・後継者問題（事業承継は本来、5年間程度の中期的計画の元に行うべきと考えるが、既に高齢で後継者もない経営者が多く存在しており、短期的な問題としてとらえている）
- ・札幌都市部とそれ以外の地域との方策

② 中期的視点（5年程度）で考慮すべき事象

<結果>

今後の社会経済情勢について、中期的視点（5年程度）で考慮すべき事象で高いものは、「労働力人口の減少」、「少子高齢化・人口減少」であり、それぞれ回答者の半数を超えている。

次に、新型コロナウイルス感染防止のためのテレワーク普及などで「情報化社会の進展」が挙げられている。



| 選択項目 | 選択数 |
|------------------|-----|
| 1.少子高齢化・人口減少 | 255 |
| 2.労働力人口の減少 | 265 |
| 3.地域における供給サービス機能 | 141 |
| 4.基幹産業の状況 | 165 |
| 5.国際化社会の進展 | 63 |
| 6.情報化社会の進展 | 167 |
| 7.自然災害（地震、台風等） | 77 |
| 8.地球温暖化 | 35 |
| 9.新型コロナウイルス感染症 | 100 |

【その他に考慮すべき事象】

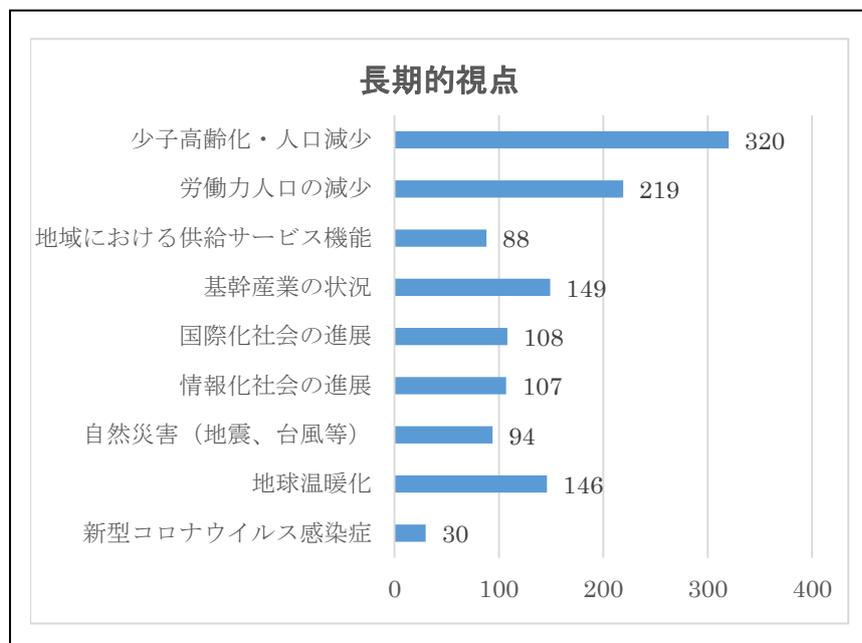
- ・新産業候補の育成と選定
- ・異業種連携
- ・SDGsへの対応
- ・札幌都市部とそれ以外の地域との方策

③ 長期的視点で考慮すべき事象

<結果>

今後の社会経済情勢について、長期的視点で考慮すべき事象で高いものは、最も高いものは、「少子高齢化・人口減少」であり、回答者の7割を超えている。次に、「労働力人口の減少」であり、回答者の半数を占めている。

また、「地球温暖化」や「基幹産業の状況」などを懸念する回答者が多い。



| 選択項目 | 選択数 |
|------------------|-----|
| 1.少子高齢化・人口減少 | 320 |
| 2.労働力人口の減少 | 219 |
| 3.地域における供給サービス機能 | 88 |
| 4.基幹産業の状況 | 149 |
| 5.国際化社会の進展 | 108 |
| 6.情報化社会の進展 | 107 |
| 7.自然災害（地震、台風等） | 94 |
| 8.地球温暖化 | 146 |
| 9.新型コロナウイルス感染症 | 30 |

【その他に考慮すべき事象】

- ・新産業の事業化を踏まえての条例・方策の制定
- ・SDGs
- ・札幌都市部とそれ以外の地域との方策

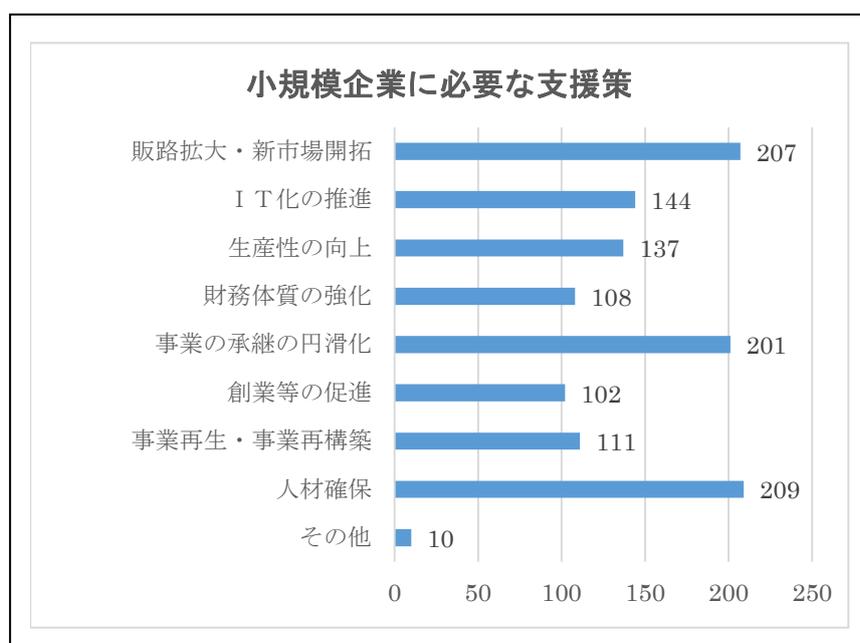
8. 小規模企業にとって特に必要となる支援策

問7 条例・方策に基づき小規模企業に対する支援を検討する場合、企業にとって特に必要となる支援策は、次のいずれになると考えますか。（あてはまるものを3つ選んで番号に○印をつけてください。9の「その他」を選択した場合は、どのような支援が必要か、具体的に記載してください。）

- | | | |
|---------------|--------------|-----------|
| 1. 販路拡大・新市場開拓 | 2. IT化の推進 | 3. 生産性の向上 |
| 4. 財務体質の強化 | 5. 事業の承継の円滑化 | 6. 創業等の促進 |
| 7. 事業再生・事業再構築 | 8. 人材確保 | 9. その他 |

<結果>

小規模企業に対する支援を検討する場合、企業にとって特に必要となる支援策については、「人材確保」、「販路拡大・新市場開拓」、「事業の承継の円滑化」を挙げる者が、それぞれ、回答者の半数となっている。



| 選択項目 | 選択数 |
|--------------|-----|
| 1.販路拡大・新市場開拓 | 207 |
| 2.IT化の推進 | 144 |
| 3.生産性の向上 | 137 |
| 4.財務体質の強化 | 108 |
| 5.事業の承継の円滑化 | 201 |
| 6.創業等の促進 | 102 |
| 7.事業再生・事業再構築 | 111 |
| 8.人材確保 | 209 |
| 9.その他 | 10 |

【9「その他」の内容】

- ・小規模企業と一括りに扱われても業種によって方策が違うと思われる。
- ・自社製品の開発、技術開発
- ・組織化の促進
- ・事業が失敗した場合のセーフティーネットを社会として設けてほしい。その上で人生へ再チャレンジできる支援体制ができると良い。
- ・「事業継続リスクへの対応能力の強化」に対する支援
- ・書類を簡素化した補助金制度または助成制度。補助金等の活用となると制限が多すぎて活用しづらい。
- ・販路拡大、新市場開拓も本来だが、地域においては、生活基盤確保のための事業継続維持も困難になりつつある状況である。
- ・具体的に「人」と「お金」。考えることは誰にでもできる。如何に行動して人と繋がり、財力を蓄えて次につながるが重要。そのためのバックアップを、都道府県、市町村が担ってこそ条例が生きると思う。
- ・事業継承対策が非常に重要となる。

9. 道の条例・方策についてのその他意見（自由記載）

【自由記載】

- ・商工会の小規模補助金について、運用方法が硬直的で時代の変化に対応していない。具体的には、施策普及費の使途がポスター等がメインでHPやSNSなど他の普及方法に対して理解が得られていない。
- ・方策に関しておおむね良いが、人口減による社会における遊休資産の増加、シェアリング経済の進行から、地域の遊休資産（空き家・廃校舎等）の活用を促す方策を道として基礎自治体に働きかけてもよいのでは。
- ・コロナ支援金もそうであるが、商工関係団体への負担のみ増えている感じがする。
- ・条例や方策に基づく取り組みがどの程度実施されていて、KPIに対してどの程度進捗しているのか中間報告のようなもので構わないので示していただきたいかった。そうしたものがなければ善し悪しの判断が難しい。
- ・方策に基づき事業を策定される段階で、小規模企業関係団体との意見交換や実施方法等の協議を期待する。
- ・自分の代で終わりと考えている経営者に対し、地域で事業を続けることの重要性を理解してもらうことは難しい。漫然と会社の利益を追求するだけでは地域の中で生き残れない。事業を継続することが地域の雇用や安全安心に不可欠となっていることを経営者に理解してもらえるような仕組みについて地域を挙げて取り組めるような方策が必要。
- ・センターの支援メニューでは対象とすることができない事業を（公財）北海道中小企業総合支援センター様にご支援いただくなど、連携させていただくことにより、当地域の中小企業支援を充実させることができいております。特に、創業支援と事業承継については、手厚い支援を実施していただいております、大変助かっている。
- ・今後とも、小規模企業の振興のため、振興方策に掲げている具体的な取組をきめ細かく進めていただきたいと思う。
- ・条例・方策に基づく、具体的な施策を積極的に進めていただきたい。
- ・道は別として、各主体の地域活性化の取組は、この条例に基づいて実施している訳ではなく、純粹に必要性を痛感して主体的に実施していると思われ、そういう観点からはこの条例の5条～9条の存在価値は疑問。ただし、この条例が道の施策における指針となっているのであれば、制定の意義は相応に評価できる。
- ・知らない事業者も多いと思うので、広報をもっと積極的にやるとよい。
- ・せっかく良い条例・方策が制定されているのに北海道民特に小規模企業者への周知が不足していると感じる。年度初めに条例とともに今年度の方策を周知し、年度末に当年度の成果を公表するなどの取組を行う必要があるのではないか。
- ・国や道から流れてくる情報が多岐にわたり、同じ情報が複数個所から届いてくるなどして、確認・処理が煩雑になった結果、必要な支援情報が町村まで行き渡っていないように感じる。支援方策は有意義なものが多いため、情報発信方法について整理・検討をお願いします。
- ・コロナやインターネット販売の影響により大きな転換点を迎えているので、今後将来性を見据えた支援内容を特に具体化してほしい。

【自由記載】

- ・ウイルスの発生、流行や自然災害等、想定外のリスクが今後さらに増えていくことが予想されるので、そういったリスクに対する支援について追加すべきだと思う。
- ・従来から、マンパワー不足、財源不足が続いており、現状の支援体制では、十分な支援ができない、小規模企業に対する経営支援に専従すべき職員が組織運営に関する業務に携わらなければならぬ現状であり、経営支援を優先させるため、時間外、休日出勤等が発生するが、財政上、相応な超過勤務手当の支給が困難であり、振替休日等で対応しているが、それすら十分に取得できていないのが現状。小規模事業者の経営支援実施体制としては、経営支援に専従する職員が専従できる環境を整備することが必要。事務局長の設置だけでは不十分であり、かつ、事務局長設置基準により、設置できない商工会も増えてきている。国からの税源移譲以降、小規模事業指導推進費補助金交付要綱は、合併に係る事項と給与関係の改正は行われているが、それ以外は、国が定めた要綱のままであり、「北海道小規模企業振興条例」を「十分である」と言わしめるためには、支援機関である、商工会、商工会議所の存立に大きく関わる本要綱の抜本的見直しが必要。特に経営指導員等補助対象職員の設置基準、事務局長設置基準、超過勤務等給与手当の補助額。
- ・補助対象職員の設置基準の見直し
- ・条例に基づく施策を推進するための予算が少ないように思われる。
- ・当会地区では、会員数が少ないことなどから道の方策の利用件数が少なく、道の取り組みについて評価することが難しいですが、取組については非常に有用なのではないかと思う。当地域は、北海道で一番人口が少ない村であり、人口減少や高齢化の最前線とも言えますが、事業としては黒字であっても人手がいないことで事業が滞りはじめており、喫緊の課題ですが打つ手がありません。今後、道内全域でこの傾向が強まりますから、労働力不足が原因での廃業や、生産性低下などが連鎖的に起きることで、今後道内経済全体が縮小してしまうことが懸念されます。人口増加は期待できない為、IT化などを進めて少ない労働力で現在の生産を維持ないし向上させる必要に迫られています。人口減少や労働力不足の状況があるため、後継候補がいても、継がせない（苦勞させたくない）選択をする事業者も多く、この問題に対して一層取り組んでいただきたい。
- ・道は色々な条例や方策・施策等を制定して支援を行ってくれていることに感謝している。ただ、隅々まで情報が行き渡っているのか疑問を感じています。大変なことだとは思いますが、地域に足を運び情報提供や情報収集をすることも大切ではないかと考える。
- ・「小規模事業者の最後の砦」とも言われる商工会・商工会議所は、各自治体によって偏りがあります。これを統一化、難しければ平準化するような条例あるいは方策が道としての役割の一つだと思います。具体的には財政的な支援が必要です。一番求められているはずの公的支援を行う傍らで自治体の下請け的な地域振興事業、イベント業務、管理業務に時間と労力をとられる職員が多くいると思われます。これらは財政運営のためにやむを得ないとはいえ、小規模事業者支援への足かせとなっていると思われます。そのためにも国や道からの財政支援や各自治体への働きかけが必要だと思う。
- ・コロナ対策についても、札幌一極集中だから、手詰まり感が感じられ、その影響が地方にも出ているのに、何の手立ても見えてこない。

【自由記載】

- ・一部改正や修正では何も変わらないと思います。時間と労力・頭脳を使い、「努める」がら「〇〇とする」へステップアップしなければ、流れは変わりません。有識者会議も良しですが、実態を理解している者が居なければ「絵に描いた餅」です。また、市町村が商工会等へ「圧力をかける」ような形では、本末転倒で何も進まないと思います。商工会には数名の職員しかいないのですから。
- ・国や市町村との施策の重複、役割分担を整理すべき。
- ・本条例は理念条例なので、制定していただいた事に意義があると思っている。その上で、方策に示されているような多岐にわたる事業を支援先にいかに効率よく届けるかが重要だと思う。北海道は広いので振興局単位で取り組みを深められれば良いと思う。
- ・北海道の小規模企業振興条例・方策について、道が推進役となって関係機関が連携しあって北海道の小規模企業の振興を図ろうとする内容について、現場で伴走支援している私たちにとって大変に力強いものと感じた。ただ、一つだけ意見を述べさせていただくと、小規模企業者の経営力向上や持続可能な経営の基盤なる「経営革新計画」の助成内容の充実の見直しを検討いただきたいと感じている。経営革新計画の持つ意義は小規模企業にとって大変に大きなものだと考えている。
- ・条例の理念及び各方策を実施する場合には、直接の事業者だけではなく、事業者と共に実施をしていく商工団体は、人員不足であり、マンパワー確保や活動には財政面での支援強化が必要。
- ・小規模企業振興方策に基づく具体的な支援内容、整備内容などの情報提供を早期にお願いします。
- ・小規模企業者、それを支援する私たち団体、いずれのマインドも旧態依然のままである。「今の状況をやり過ぎせればいい」、という考えが根底にあり、調べない、考えない、他人のせいという風潮を打破できない限り、地域の再興は無いと考える。
- ・コロナ禍により、会社の経営環境や消費者の価値観も変わりつつあり先の読めない状況ではあるが、これまであまり進められていなかったIT化への推進を行っていく必要があると感じる。
- ・北海道は一次産業や観光への依存度が高いのは一長一短があるが、商品加工やサービス業等、北海道にできるだけお金を落とす産業育成、企業体質の脆弱さを少しでも改善させる諸方策の構築が急務と考える。ある意味で一次産業は他府県が羨むほどの生産力があるわけで、宝の持ち腐れにならぬように工夫するため産官学金が手を携えるマネジメント力を道として発揮して民を導いて頂くことを期待している。
- ・当町は、平成29年4月1日に足寄町小規模企業振興基本条例を策定する。道の条例第10条に市町村との連携が必要と明記されているが、十勝管内の町村をみても、まだ、小規模企業振興基本条例を策定している町村は少なく、各町村の商工会は要望しているが中々進んでいないのが現状である。道からも各町村で小規模振興基本条例を策定するよう強力に要請をお願いします。

参考（機関別のアンケート調査結果）

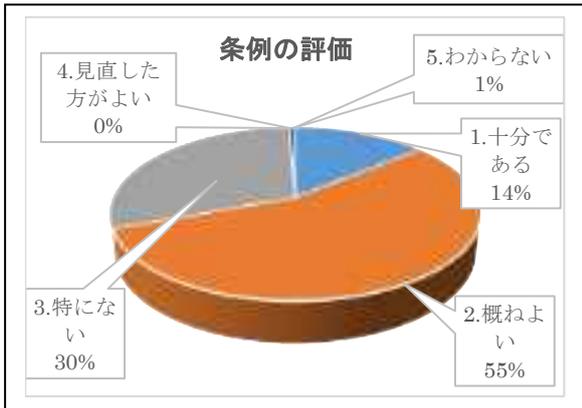
I. 市町村

調査対象数：179 件

回答数：166 件

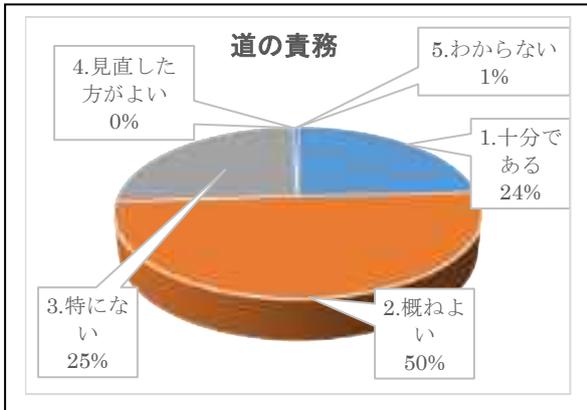
回答率：93%

■ 条例についての評価



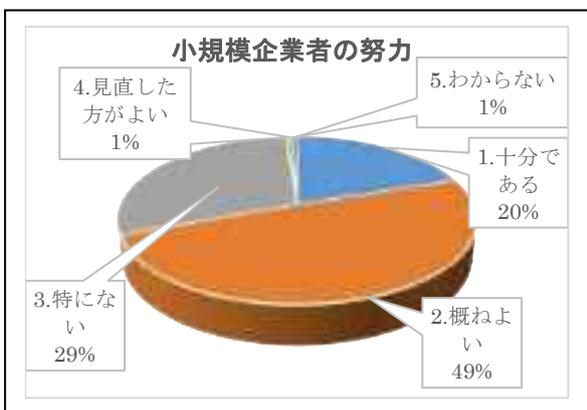
| 評価項目 | 評価数 |
|-------------|-----|
| 1. 十分である | 23 |
| 2. 概ねよい | 92 |
| 3. 特にない | 50 |
| 4. 見直した方がよい | 0 |
| 5. わからない | 1 |
| 計 | 166 |

① 条例第4条（道の責務）についての評価



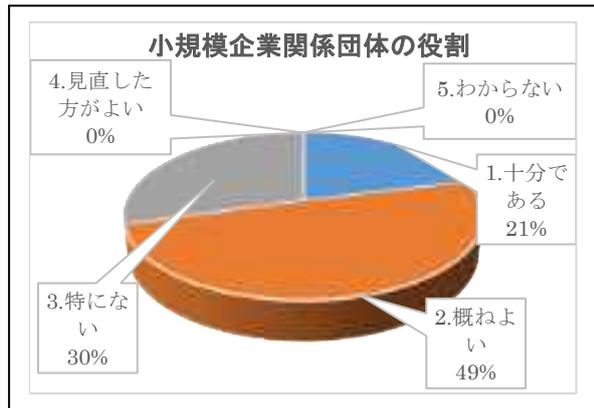
| 評価項目 | 評価数 |
|-------------|-----|
| 1. 十分である | 40 |
| 2. 概ねよい | 83 |
| 3. 特にない | 42 |
| 4. 見直した方がよい | 0 |
| 5. わからない | 1 |
| 計 | 166 |

② 条例第5条（小規模企業者の努力）についての評価



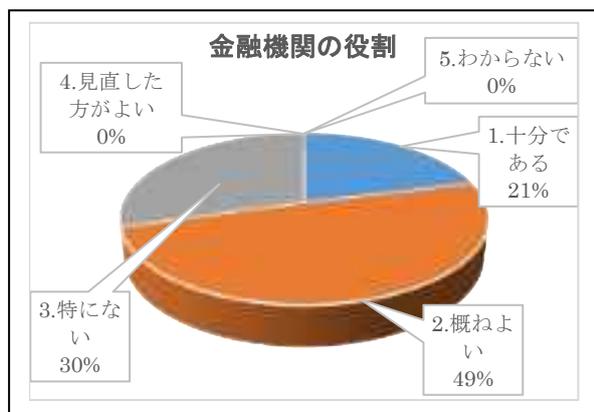
| 評価項目 | 評価数 |
|-------------|-----|
| 1. 十分である | 33 |
| 2. 概ねよい | 82 |
| 3. 特にない | 49 |
| 4. 見直した方がよい | 1 |
| 5. わからない | 1 |
| 計 | 166 |

③ 条例第6条（小規模企業関係団体の役割）についての評価



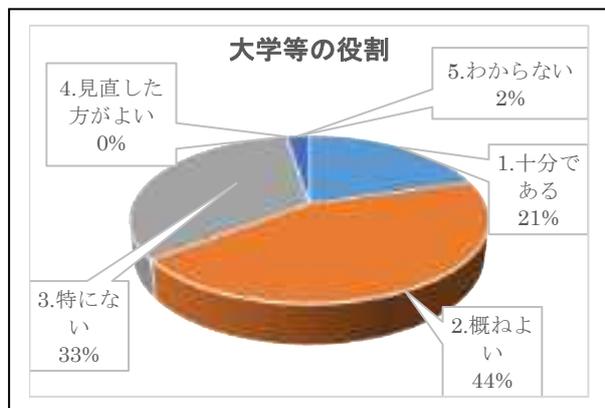
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 35 |
| 2.概ねよい | 82 |
| 3.特にない | 49 |
| 4.見直した方がよい | 0 |
| 5.わからない | 0 |
| 計 | 166 |

④ 条例第7条（金融機関の役割）についての評価



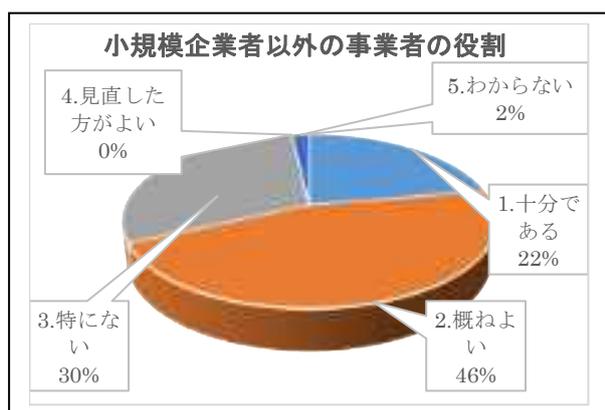
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 35 |
| 2.概ねよい | 82 |
| 3.特にない | 49 |
| 4.見直した方がよい | 0 |
| 5.わからない | 0 |
| 計 | 166 |

⑤ 条例第8条（大学等の役割）についての評価



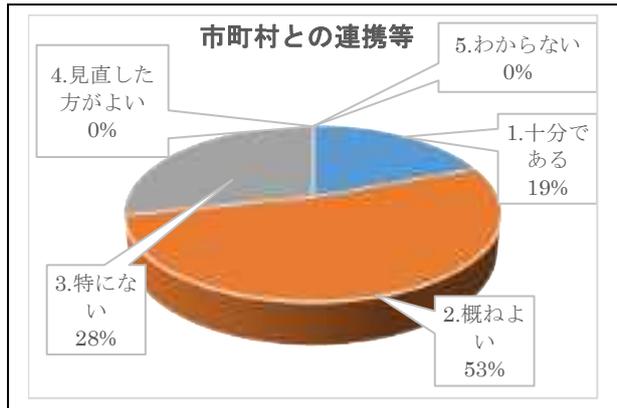
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 34 |
| 2.概ねよい | 73 |
| 3.特にない | 55 |
| 4.見直した方がよい | 0 |
| 5.わからない | 4 |
| 計 | 166 |

⑥ 条例第9条（小規模企業者以外の事業者の役割）についての評価



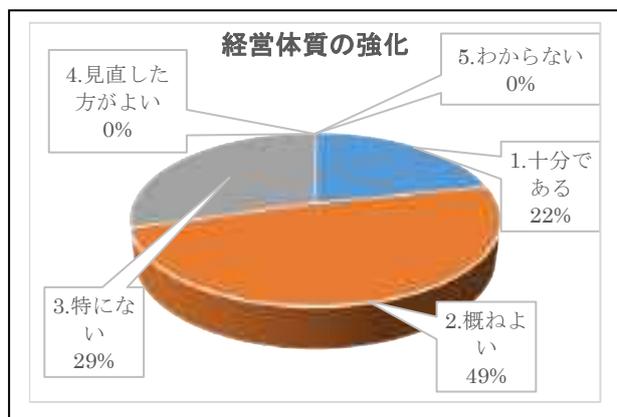
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 37 |
| 2.概ねよい | 76 |
| 3.特にない | 50 |
| 4.見直した方がよい | 0 |
| 5.わからない | 3 |
| 計 | 166 |

⑦ 条例第10条（市町村との連携等）についての評価



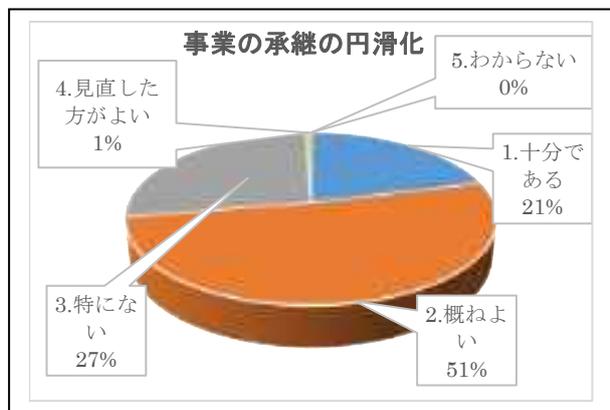
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 32 |
| 2.概ねよい | 87 |
| 3.特にない | 47 |
| 4.見直した方がよい | 0 |
| 5.わからない | 0 |
| 計 | 166 |

⑧ 条例第12条（経営体質の強化）についての評価



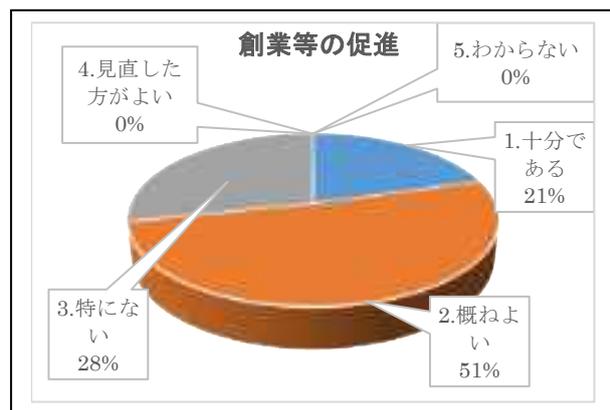
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 36 |
| 2.概ねよい | 81 |
| 3.特にない | 49 |
| 4.見直した方がよい | 0 |
| 5.わからない | 0 |
| 計 | 166 |

⑨ 条例第13条（事業の承継の円滑化）についての評価



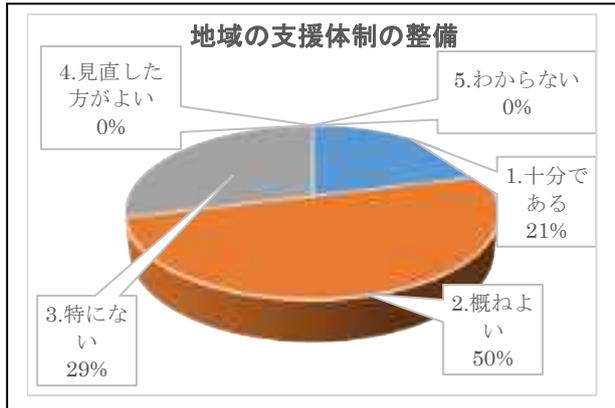
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 35 |
| 2.概ねよい | 85 |
| 3.特にない | 45 |
| 4.見直した方がよい | 1 |
| 5.わからない | 0 |
| 計 | 166 |

⑩ 条例第14条（創業等の促進）についての評価



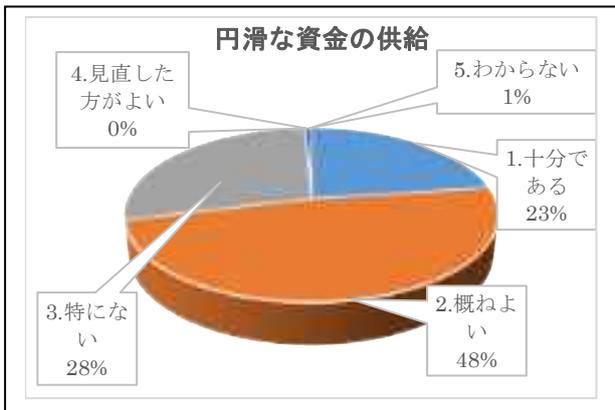
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 34 |
| 2.概ねよい | 85 |
| 3.特にない | 47 |
| 4.見直した方がよい | 0 |
| 5.わからない | 0 |
| 計 | 166 |

⑪ 条例第15条（地域の支援体制の整備）についての評価



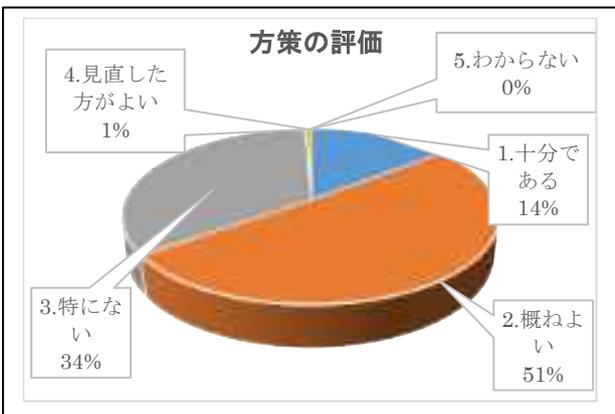
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 35 |
| 2.概ねよい | 83 |
| 3.特にない | 48 |
| 4.見直した方がよい | 0 |
| 5.わからない | 0 |
| 計 | 166 |

⑫ 条例第16条（円滑な資金の供給）についての評価



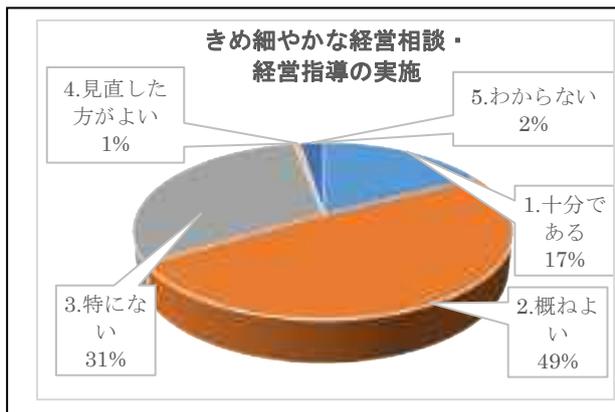
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 38 |
| 2.概ねよい | 80 |
| 3.特にない | 47 |
| 4.見直した方がよい | 0 |
| 5.わからない | 1 |
| 計 | 166 |

■ 方策についての評価



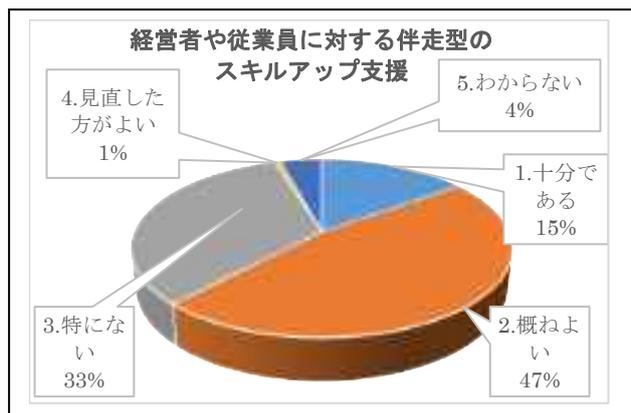
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 24 |
| 2.概ねよい | 84 |
| 3.特にない | 57 |
| 4.見直した方がよい | 1 |
| 5.わからない | 0 |
| 計 | 166 |

① きめ細やかな経営相談・経営指導の実施



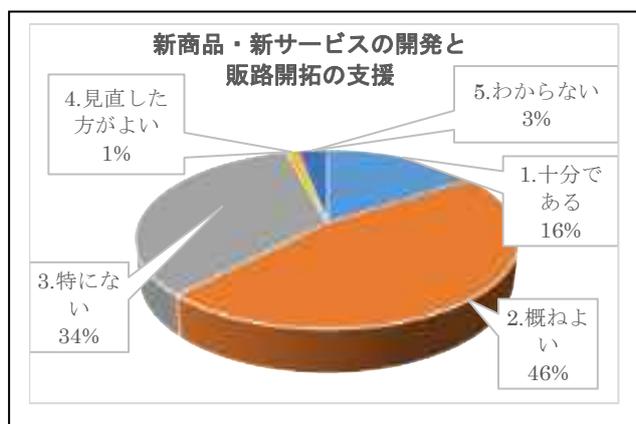
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 29 |
| 2.概ねよい | 81 |
| 3.特にない | 51 |
| 4.見直した方がよい | 1 |
| 5.わからない | 4 |
| 計 | 166 |

② 経営者や従業員に対する伴走型のスキルアップ支援



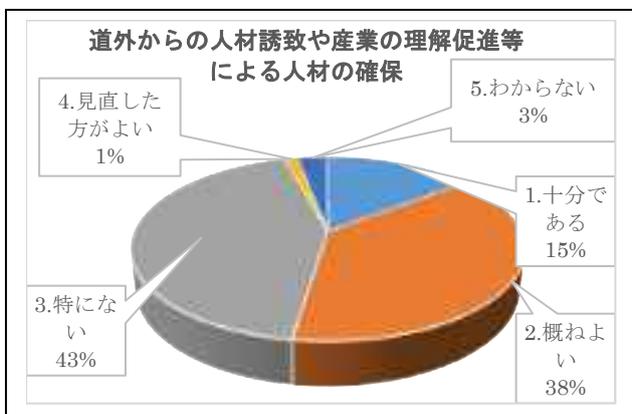
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 25 |
| 2.概ねよい | 78 |
| 3.特にない | 55 |
| 4.見直した方がよい | 1 |
| 5.わからない | 7 |
| 計 | 166 |

③ 新商品・新サービスの開発と販路開拓の支援



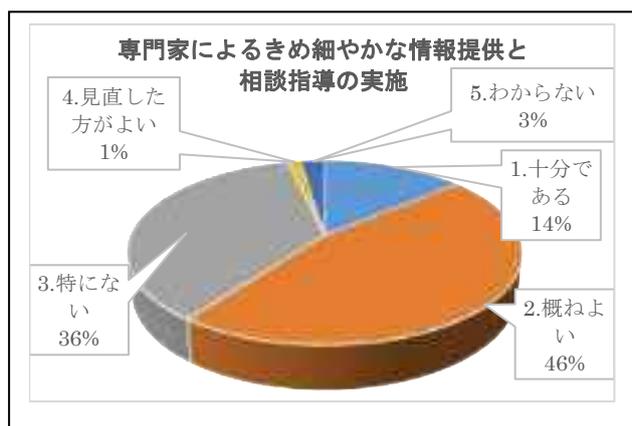
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 26 |
| 2.概ねよい | 77 |
| 3.特にない | 56 |
| 4.見直した方がよい | 2 |
| 5.わからない | 5 |
| 計 | 166 |

④ 道外からの人材誘致や産業の理解促進等による人材の確保



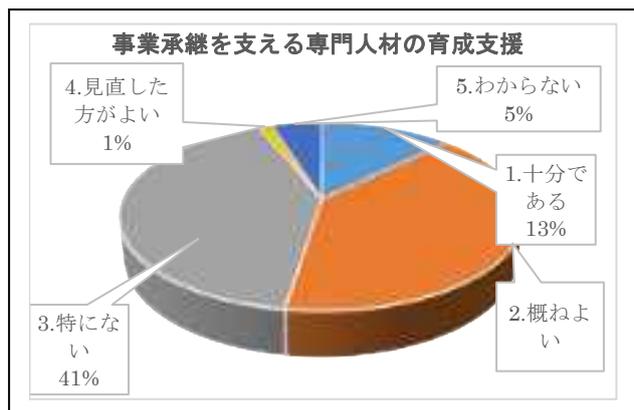
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 24 |
| 2.概ねよい | 63 |
| 3.特にない | 72 |
| 4.見直した方がよい | 2 |
| 5.わからない | 5 |
| 計 | 166 |

⑤ 専門家によるきめ細やかな情報提供と相談指導の実施



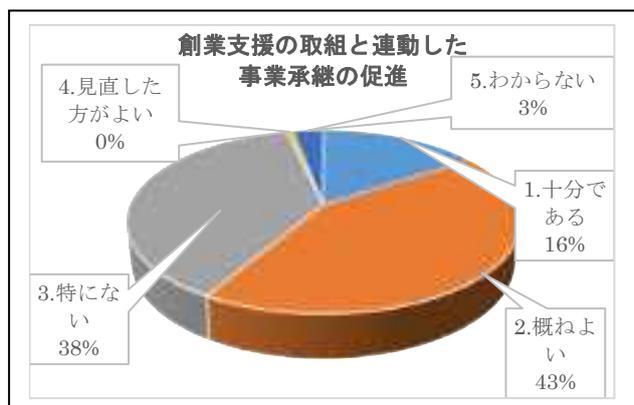
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 23 |
| 2.概ねよい | 77 |
| 3.特にない | 60 |
| 4.見直した方がよい | 2 |
| 5.わからない | 4 |
| 計 | 166 |

⑥ 事業承継を支える専門人材の育成支援



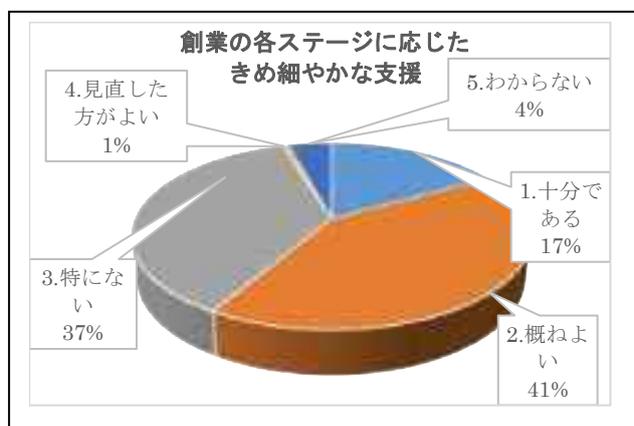
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 21 |
| 2.概ねよい | 66 |
| 3.特にない | 69 |
| 4.見直した方がよい | 2 |
| 5.わからない | 8 |
| 計 | 166 |

⑦ 創業支援の取組と連動した事業承継の促進



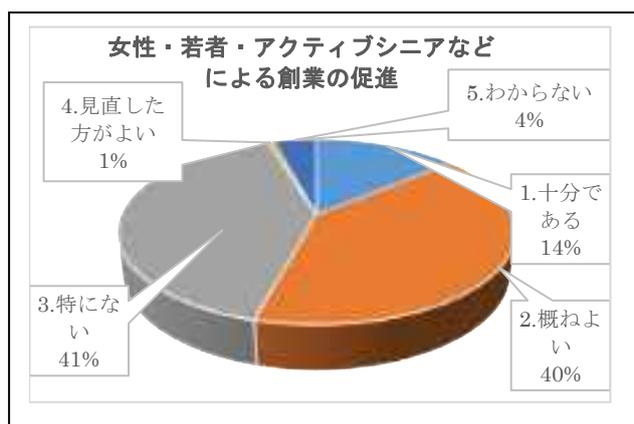
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 26 |
| 2.概ねよい | 71 |
| 3.特にない | 63 |
| 4.見直した方がよい | 1 |
| 5.わからない | 5 |
| 計 | 166 |

⑧ 創業の各ステージに応じたきめ細やかな支援



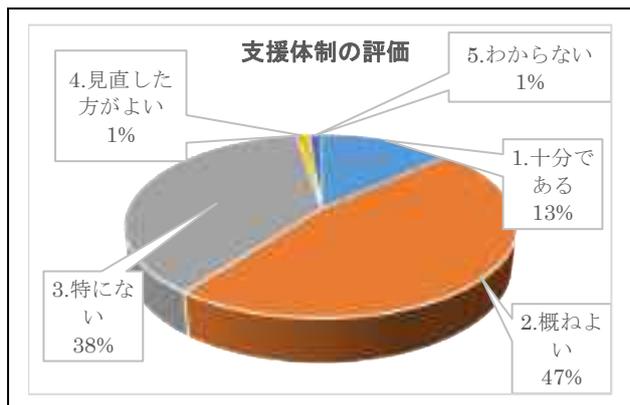
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 28 |
| 2.概ねよい | 69 |
| 3.特にない | 61 |
| 4.見直した方がよい | 1 |
| 5.わからない | 7 |
| 計 | 166 |

⑨ 女性・若者・アクティブシニアなどによる創業の促進



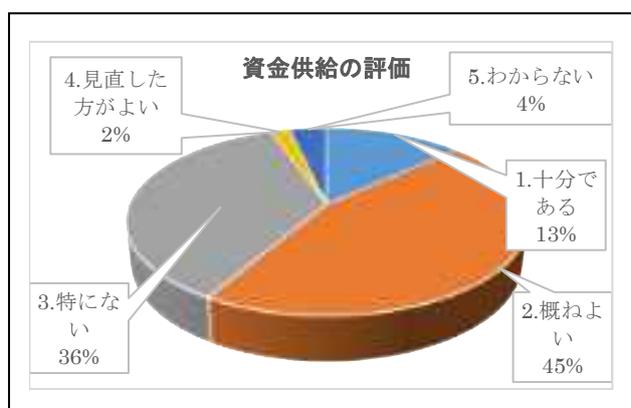
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 23 |
| 2.概ねよい | 67 |
| 3.特にない | 68 |
| 4.見直した方がよい | 1 |
| 5.わからない | 7 |
| 計 | 166 |

○ 支援体制の評価



| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 22 |
| 2.概ねよい | 78 |
| 3.特にない | 62 |
| 4.見直した方がよい | 2 |
| 5.わからない | 2 |
| 計 | 166 |

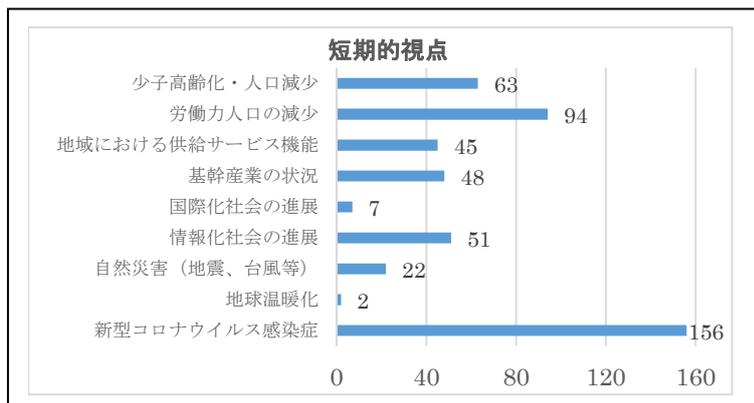
○ 資金供給の評価



| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 22 |
| 2.概ねよい | 75 |
| 3.特にない | 60 |
| 4.見直した方がよい | 3 |
| 5.わからない | 6 |
| 計 | 166 |

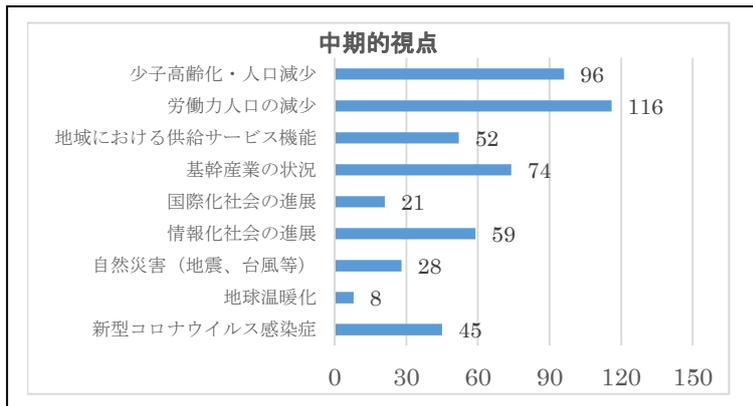
■ 今後の社会経済情勢について考慮する必要があると考える事象

① 短期的視点（1～2年程度）で考慮すべき事象



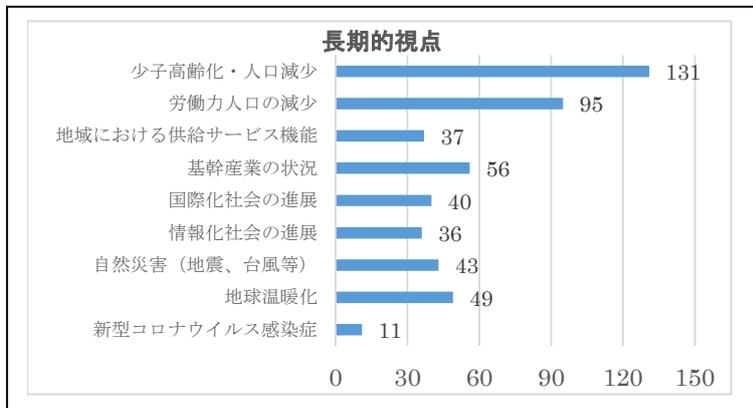
| 選択項目 | 選択数 |
|------------------|-----|
| 1.少子高齢化・人口減少 | 63 |
| 2.労働力人口の減少 | 94 |
| 3.地域における供給サービス機能 | 45 |
| 4.基幹産業の状況 | 48 |
| 5.国際化社会の進展 | 7 |
| 6.情報化社会の進展 | 51 |
| 7.自然災害(地震、台風等) | 22 |
| 8.地球温暖化 | 2 |
| 9.新型コロナウイルス感染症 | 156 |

② 中期的視点（5年程度）で考慮すべき事象



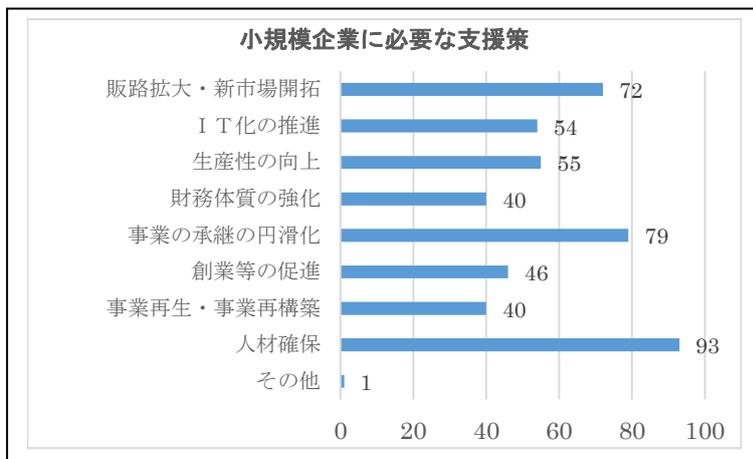
| 選択項目 | 選択数 |
|------------------|-----|
| 1.少子高齢化・人口減少 | 96 |
| 2.労働力人口の減少 | 116 |
| 3.地域における供給サービス機能 | 52 |
| 4.基幹産業の状況 | 74 |
| 5.国際化社会の進展 | 21 |
| 6.情報化社会の進展 | 59 |
| 7.自然災害（地震、台風等） | 28 |
| 8.地球温暖化 | 8 |
| 9.新型コロナウイルス感染症 | 45 |

③ 長期的視点で考慮すべき事象



| 選択項目 | 選択数 |
|------------------|-----|
| 1.少子高齢化・人口減少 | 131 |
| 2.労働力人口の減少 | 95 |
| 3.地域における供給サービス機能 | 37 |
| 4.基幹産業の状況 | 56 |
| 5.国際化社会の進展 | 40 |
| 6.情報化社会の進展 | 36 |
| 7.自然災害（地震、台風等） | 43 |
| 8.地球温暖化 | 49 |
| 9.新型コロナウイルス感染症 | 11 |

■ 小規模企業にとって特に必要となる支援策



| 選択項目 | 選択数 |
|--------------|-----|
| 1.販路拡大・新市場開拓 | 72 |
| 2. I T化の推進 | 54 |
| 3. 生産性の向上 | 55 |
| 4.財務体質の強化 | 40 |
| 5.事業の承継の円滑化 | 79 |
| 6.創業等の促進 | 46 |
| 7.事業再生・事業再構築 | 40 |
| 8.人材確保 | 93 |
| 9.その他 | 1 |

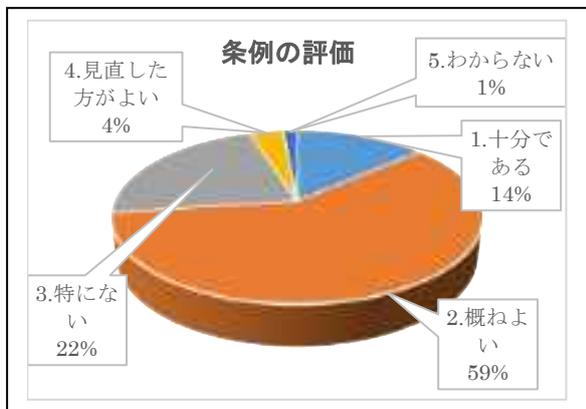
II. 商工会・商工会議所

調査対象数：194 件

回答数：140 件

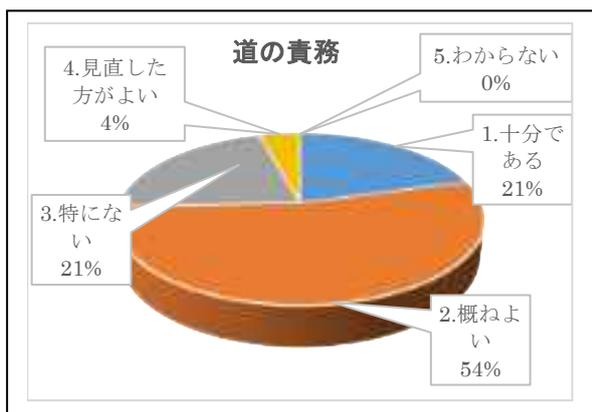
回答率：72%

■ 条例についての評価



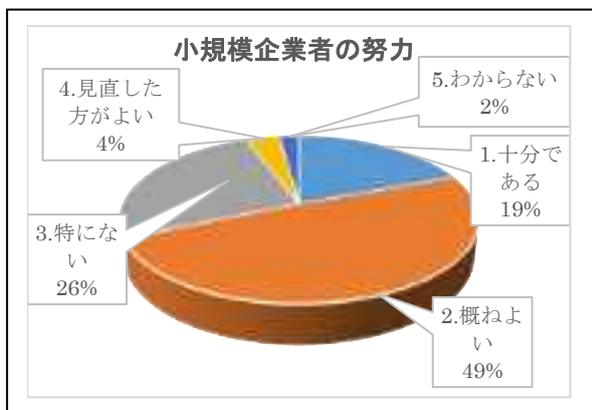
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 19 |
| 2.概ねよい | 83 |
| 3.特にない | 31 |
| 4.見直した方がよい | 5 |
| 5.わからない | 2 |
| 計 | 140 |

① 条例第4条（道の責務）についての評価



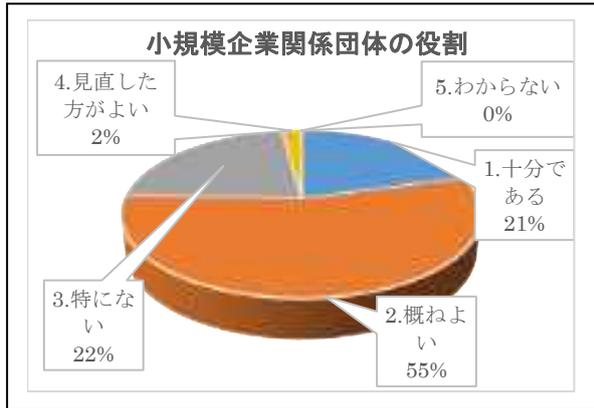
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 29 |
| 2.概ねよい | 75 |
| 3.特にない | 30 |
| 4.見直した方がよい | 6 |
| 5.わからない | 0 |
| 計 | 140 |

② 条例第5条（小規模企業者の努力）についての評価



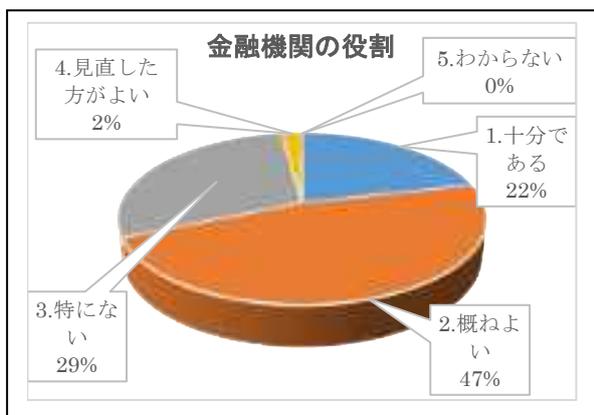
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 27 |
| 2.概ねよい | 69 |
| 3.特にない | 36 |
| 4.見直した方がよい | 5 |
| 5.わからない | 3 |
| 計 | 140 |

③ 条例第6条（小規模企業関係団体の役割）についての評価



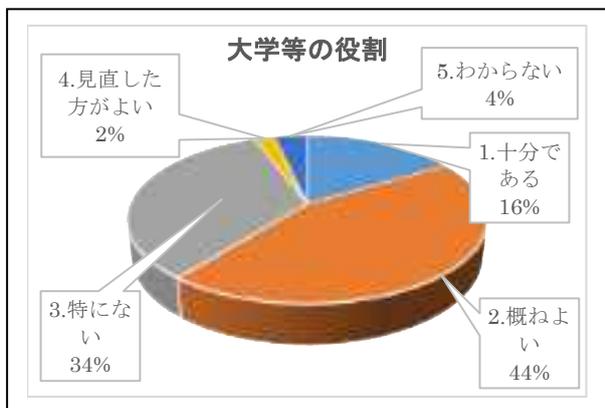
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 29 |
| 2.概ねよい | 77 |
| 3.特にない | 31 |
| 4.見直した方がよい | 3 |
| 5.わからない | 0 |
| 計 | 140 |

④ 条例第7条（金融機関の役割）についての評価



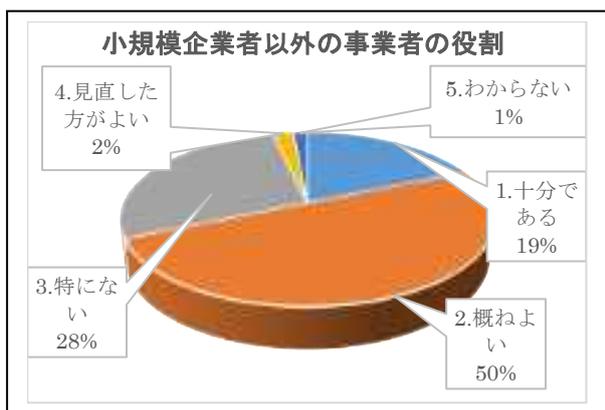
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 30 |
| 2.概ねよい | 66 |
| 3.特にない | 41 |
| 4.見直した方がよい | 3 |
| 5.わからない | 0 |
| 計 | 140 |

⑤ 条例第8条（大学等の役割）についての評価



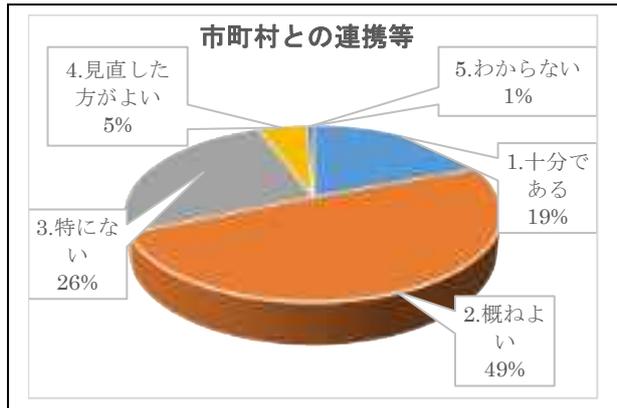
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 23 |
| 2.概ねよい | 62 |
| 3.特にない | 47 |
| 4.見直した方がよい | 3 |
| 5.わからない | 5 |
| 計 | 140 |

⑥ 条例第9条（小規模企業者以外の事業者の役割）についての評価



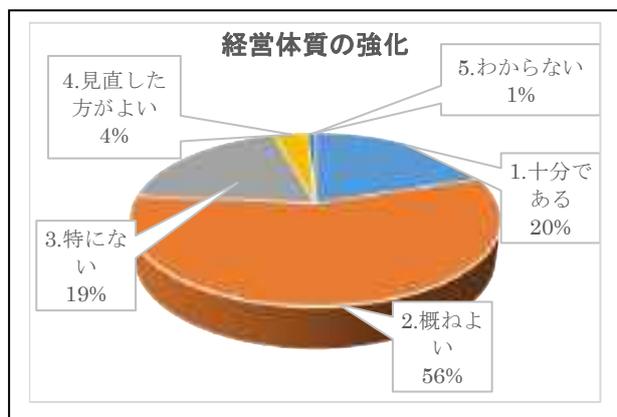
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 26 |
| 2.概ねよい | 70 |
| 3.特にない | 39 |
| 4.見直した方がよい | 3 |
| 5.わからない | 2 |
| 計 | 140 |

⑦ 条例第10条（市町村との連携等）についての評価



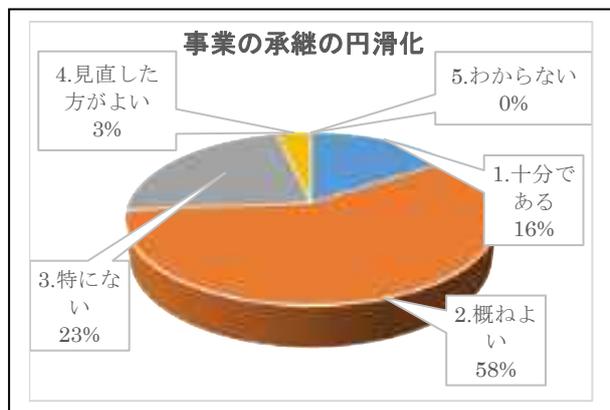
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 27 |
| 2.概ねよい | 69 |
| 3.特にない | 36 |
| 4.見直した方がよい | 7 |
| 5.わからない | 1 |
| 計 | 140 |

⑧ 条例第12条（経営体質の強化）についての評価



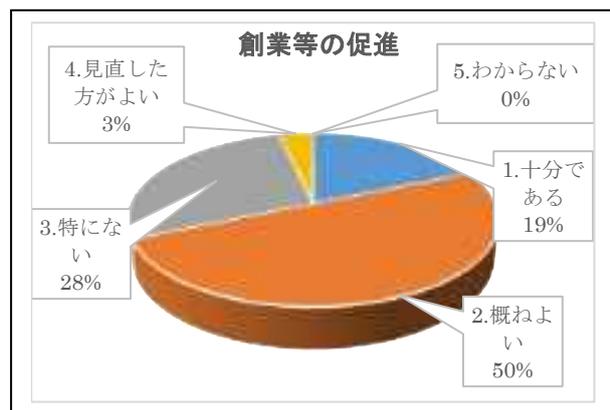
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 28 |
| 2.概ねよい | 79 |
| 3.特にない | 27 |
| 4.見直した方がよい | 5 |
| 5.わからない | 1 |
| 計 | 140 |

⑨ 条例第13条（事業の承継の円滑化）についての評価



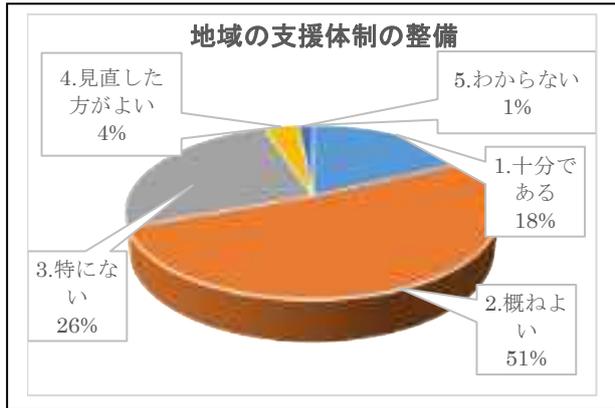
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 22 |
| 2.概ねよい | 81 |
| 3.特にない | 32 |
| 4.見直した方がよい | 5 |
| 5.わからない | 0 |
| 計 | 140 |

⑩ 条例第14条（創業等の促進）についての評価



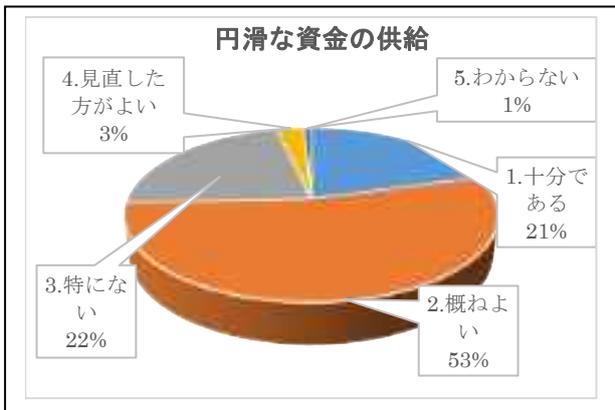
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 26 |
| 2.概ねよい | 70 |
| 3.特にない | 39 |
| 4.見直した方がよい | 5 |
| 5.わからない | 0 |
| 計 | 140 |

⑪ 条例第15条（地域の支援体制の整備）についての評価



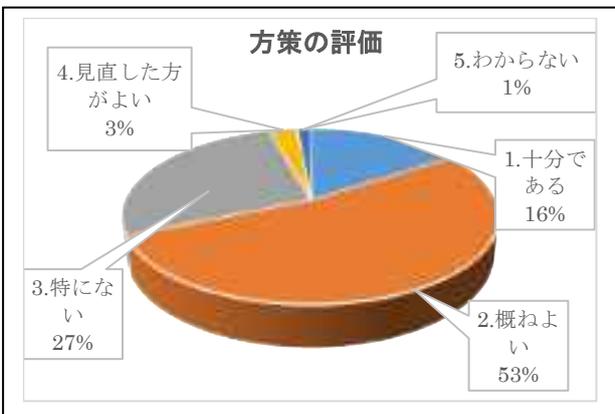
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 25 |
| 2.概ねよい | 72 |
| 3.特にない | 36 |
| 4.見直した方がよい | 5 |
| 5.わからない | 2 |
| 計 | 140 |

⑫ 条例第16条（円滑な資金の供給）についての評価



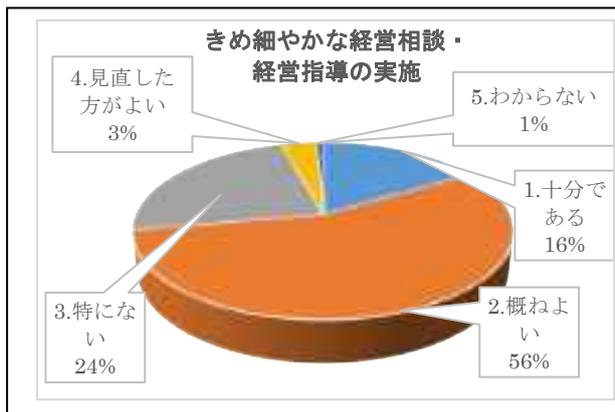
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 29 |
| 2.概ねよい | 75 |
| 3.特にない | 31 |
| 4.見直した方がよい | 4 |
| 5.わからない | 1 |
| 計 | 140 |

■ 方策についての評価



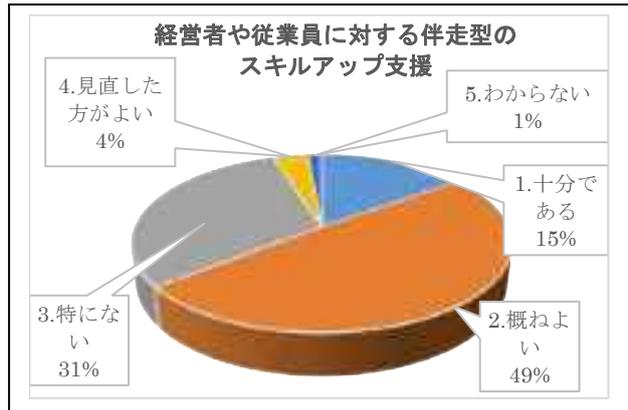
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 22 |
| 2.概ねよい | 74 |
| 3.特にない | 38 |
| 4.見直した方がよい | 4 |
| 5.わからない | 2 |
| 計 | 140 |

① きめ細やかな経営相談・経営指導の実施



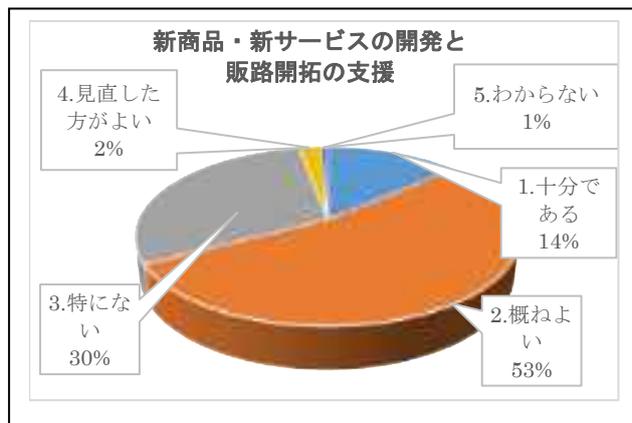
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 23 |
| 2.概ねよい | 78 |
| 3.特にない | 33 |
| 4.見直した方がよい | 5 |
| 5.わからない | 1 |
| 計 | 140 |

② 経営者や従業員に対する伴走型のスキルアップ支援



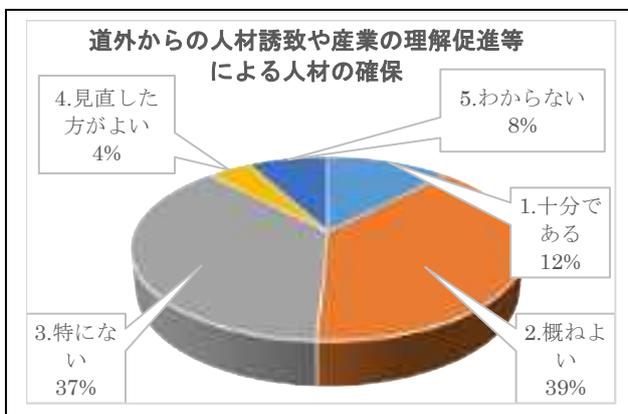
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 21 |
| 2.概ねよい | 69 |
| 3.特にない | 43 |
| 4.見直した方がよい | 5 |
| 5.わからない | 2 |
| 計 | 140 |

③ 新商品・新サービスの開発と販路開拓の支援



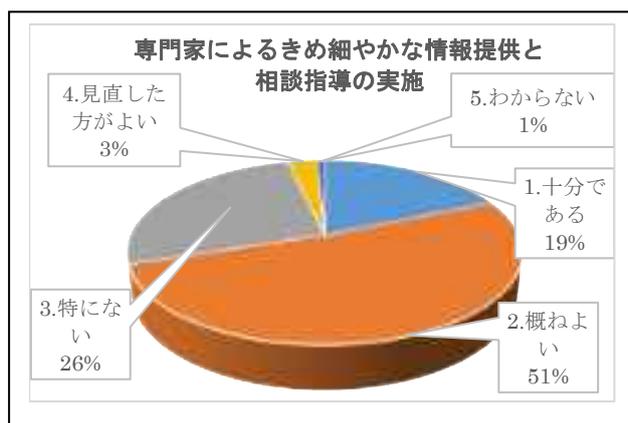
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 19 |
| 2.概ねよい | 75 |
| 3.特にない | 42 |
| 4.見直した方がよい | 3 |
| 5.わからない | 1 |
| 計 | 140 |

④ 道外からの人材誘致や産業の理解促進等による人材の確保



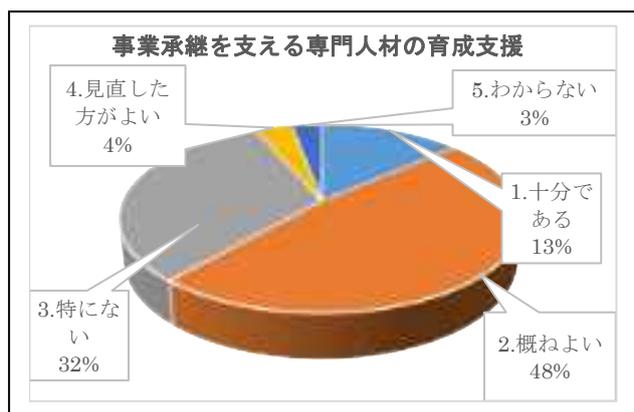
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 17 |
| 2.概ねよい | 54 |
| 3.特にない | 52 |
| 4.見直した方がよい | 6 |
| 5.わからない | 11 |
| 計 | 140 |

⑤ 専門家によるきめ細やかな情報提供と相談指導の実施



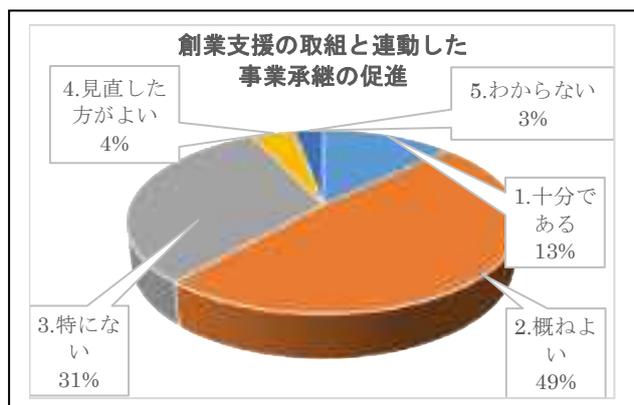
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 26 |
| 2.概ねよい | 72 |
| 3.特にない | 37 |
| 4.見直した方がよい | 4 |
| 5.わからない | 1 |
| 計 | 140 |

⑥ 事業承継を支える専門人材の育成支援



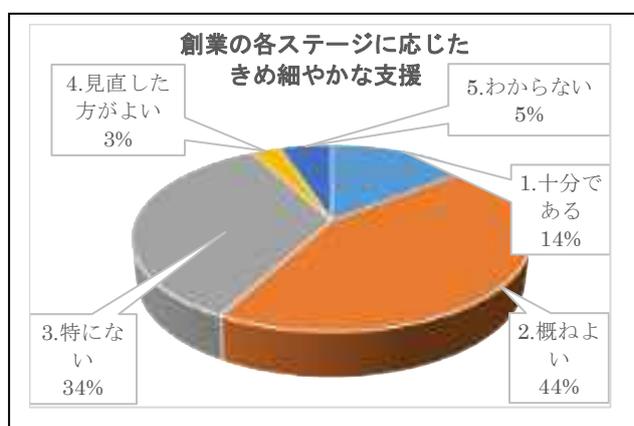
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 19 |
| 2.概ねよい | 67 |
| 3.特にない | 45 |
| 4.見直した方がよい | 5 |
| 5.わからない | 4 |
| 計 | 140 |

⑦ 創業支援の取組と連動した事業承継の促進



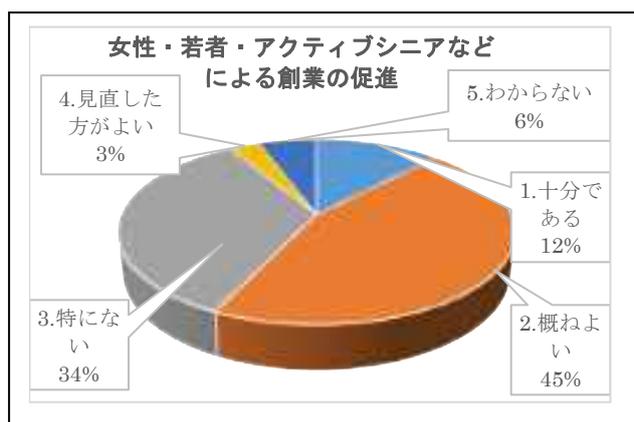
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 18 |
| 2.概ねよい | 68 |
| 3.特にない | 44 |
| 4.見直した方がよい | 6 |
| 5.わからない | 4 |
| 計 | 140 |

⑧ 創業の各ステージに応じたきめ細やかな支援



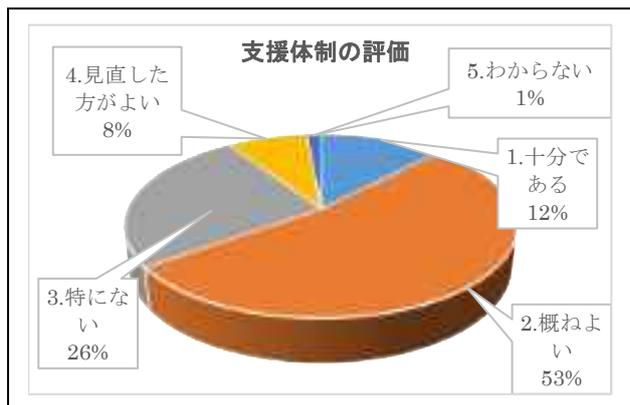
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 20 |
| 2.概ねよい | 61 |
| 3.特にない | 48 |
| 4.見直した方がよい | 4 |
| 5.わからない | 7 |
| 計 | 140 |

⑨ 女性・若者・アクティブシニアなどによる創業の促進



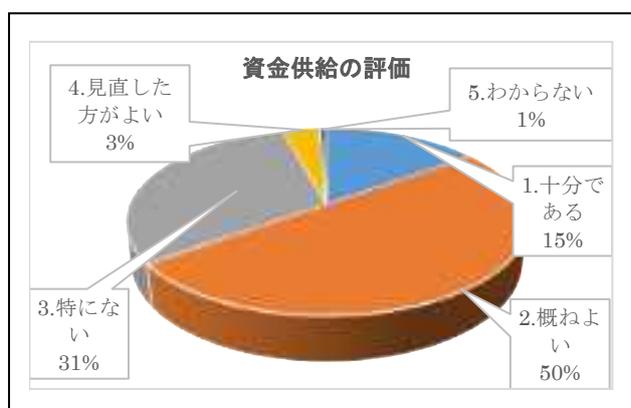
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 17 |
| 2.概ねよい | 63 |
| 3.特にない | 48 |
| 4.見直した方がよい | 4 |
| 5.わからない | 8 |
| 計 | 140 |

○ 支援体制の評価



| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 17 |
| 2.概ねよい | 74 |
| 3.特にない | 36 |
| 4.見直した方がよい | 11 |
| 5.わからない | 2 |
| 計 | 140 |

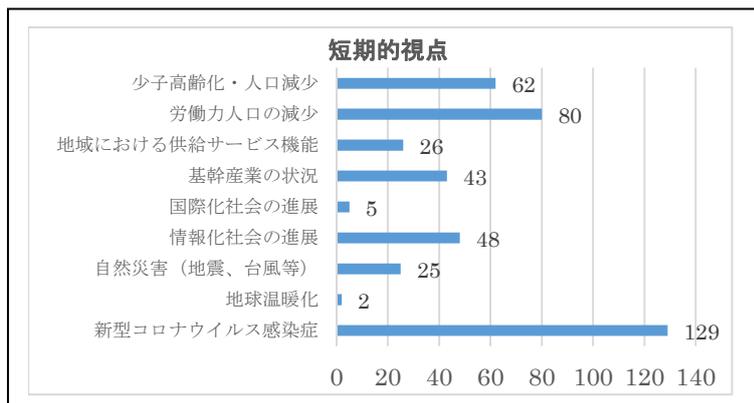
○ 資金供給の評価



| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 21 |
| 2.概ねよい | 70 |
| 3.特にない | 43 |
| 4.見直した方がよい | 5 |
| 5.わからない | 1 |
| 計 | 140 |

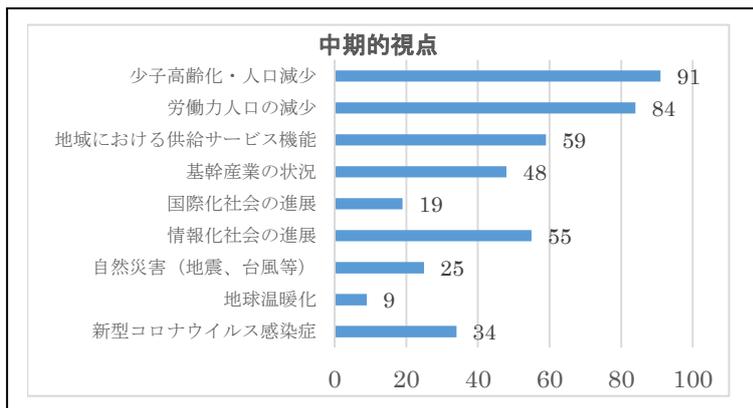
■ 今後の社会経済情勢について考慮する必要があると考える事象

① 短期的視点（1～2年程度）で考慮すべき事象



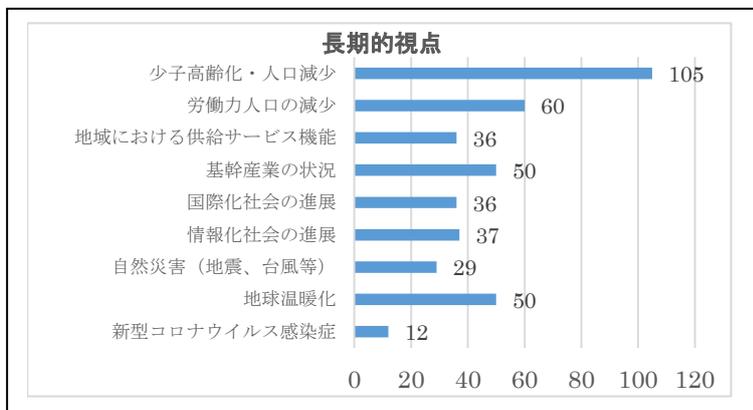
| 選択項目 | 選択数 |
|------------------|-----|
| 1.少子高齢化・人口減少 | 62 |
| 2.労働力人口の減少 | 80 |
| 3.地域における供給サービス機能 | 26 |
| 4.基幹産業の状況 | 43 |
| 5.国際化社会の進展 | 5 |
| 6.情報化社会の進展 | 48 |
| 7.自然災害（地震、台風等） | 25 |
| 8.地球温暖化 | 2 |
| 9.新型コロナウイルス感染症 | 129 |

② 中期的視点（5年程度）で考慮すべき事象



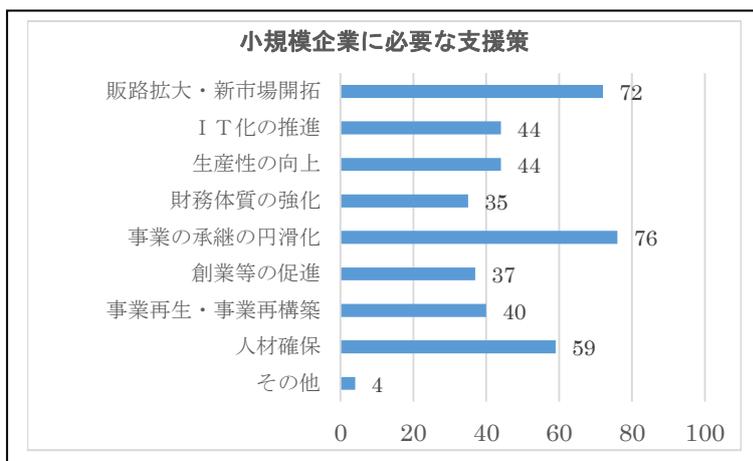
| 選択項目 | 選択数 |
|------------------|-----|
| 1.少子高齢化・人口減少 | 91 |
| 2.労働力人口の減少 | 84 |
| 3.地域における供給サービス機能 | 59 |
| 4.基幹産業の状況 | 48 |
| 5.国際化社会の進展 | 19 |
| 6.情報化社会の進展 | 55 |
| 7.自然災害（地震、台風等） | 25 |
| 8.地球温暖化 | 9 |
| 9.新型コロナウイルス感染症 | 34 |

③ 長期的視点で考慮すべき事象



| 選択項目 | 選択数 |
|------------------|-----|
| 1.少子高齢化・人口減少 | 105 |
| 2.労働力人口の減少 | 60 |
| 3.地域における供給サービス機能 | 36 |
| 4.基幹産業の状況 | 50 |
| 5.国際化社会の進展 | 36 |
| 6.情報化社会の進展 | 37 |
| 7.自然災害（地震、台風等） | 29 |
| 8.地球温暖化 | 50 |
| 9.新型コロナウイルス感染症 | 12 |

■ 小規模企業にとって特に必要となる支援策



| 選択項目 | 選択数 |
|--------------|-----|
| 1.販路拡大・新市場開拓 | 72 |
| 2.IT化の推進 | 44 |
| 3.生産性の向上 | 44 |
| 4.財務体質の強化 | 35 |
| 5.事業の承継の円滑化 | 76 |
| 6.創業等の促進 | 37 |
| 7.事業再生・事業再構築 | 40 |
| 8.人材確保 | 59 |
| 9.その他 | 4 |

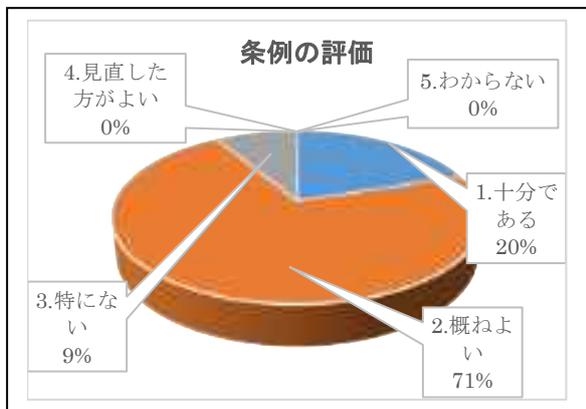
Ⅲ. 金融機関

調査対象数：51 件

回答数：35 件

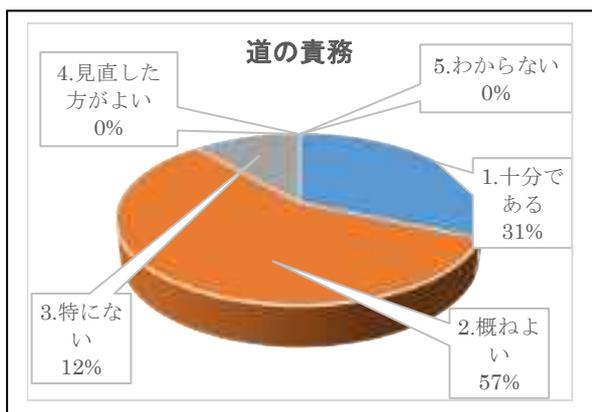
回答率：69%

■ 条例についての評価



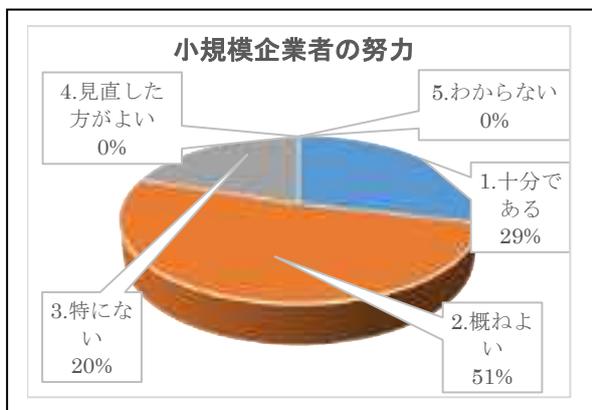
| 評価項目 | 評価数 |
|-------------|-----|
| 1. 十分である | 7 |
| 2. 概ねよい | 25 |
| 3. 特にない | 3 |
| 4. 見直した方がよい | 0 |
| 5. わからない | 0 |
| 計 | 35 |

① 条例第4条（道の責務）についての評価



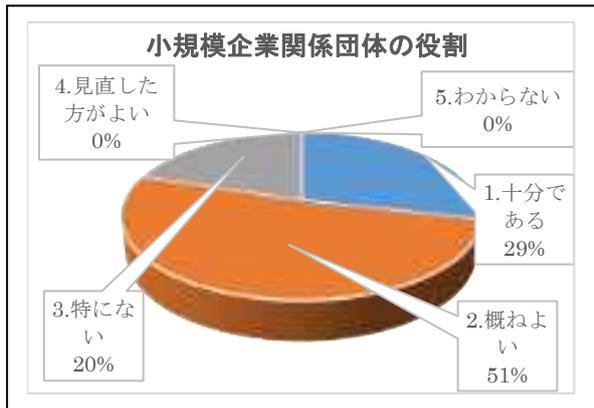
| 評価項目 | 評価数 |
|-------------|-----|
| 1. 十分である | 11 |
| 2. 概ねよい | 20 |
| 3. 特にない | 4 |
| 4. 見直した方がよい | 0 |
| 5. わからない | 0 |
| 計 | 35 |

② 条例第5条（小規模企業者の努力）についての評価



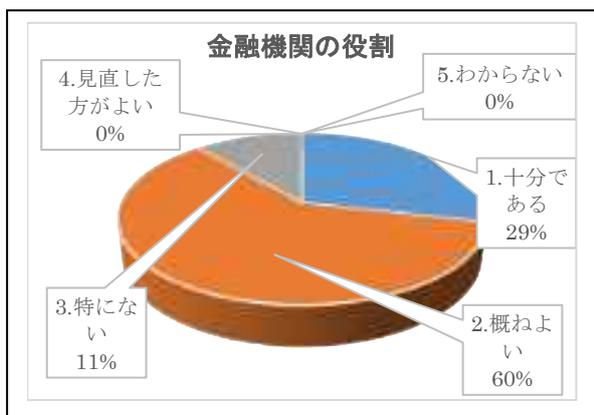
| 評価項目 | 評価数 |
|-------------|-----|
| 1. 十分である | 10 |
| 2. 概ねよい | 18 |
| 3. 特にない | 7 |
| 4. 見直した方がよい | 0 |
| 5. わからない | 0 |
| 計 | 35 |

③ 条例第6条（小規模企業関係団体の役割）についての評価



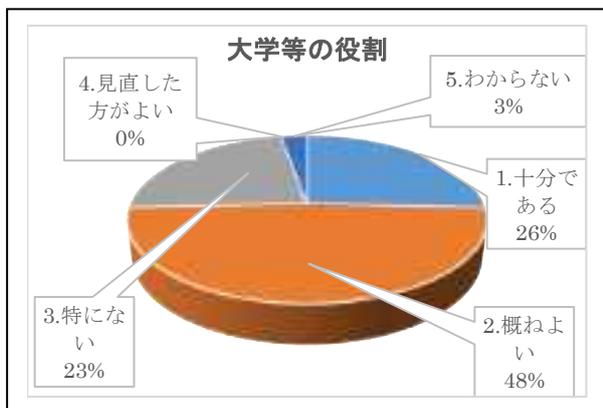
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 10 |
| 2.概ねよい | 18 |
| 3.特にない | 7 |
| 4.見直した方がよい | 0 |
| 5.わからない | 0 |
| 計 | 35 |

④ 条例第7条（金融機関の役割）についての評価



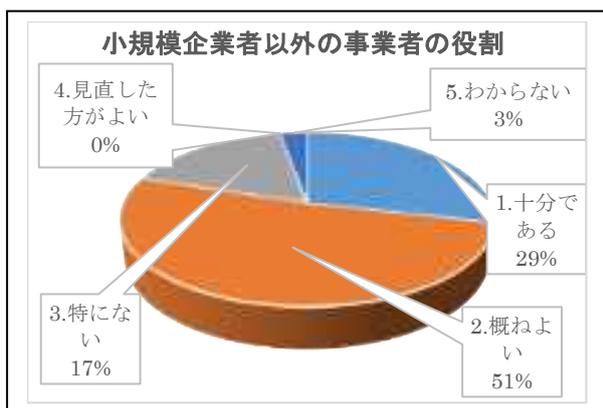
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 10 |
| 2.概ねよい | 21 |
| 3.特にない | 4 |
| 4.見直した方がよい | 0 |
| 5.わからない | 0 |
| 計 | 35 |

⑤ 条例第8条（大学等の役割）についての評価



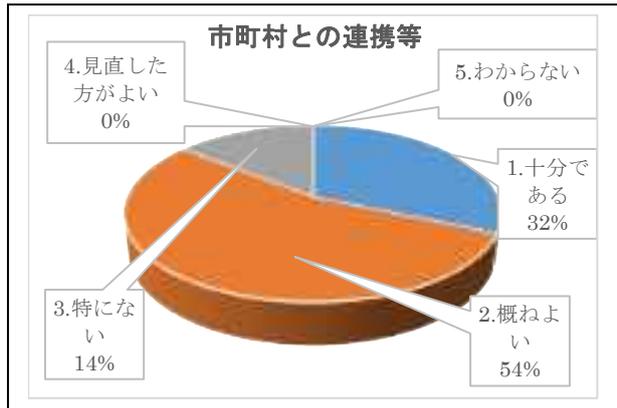
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 9 |
| 2.概ねよい | 17 |
| 3.特にない | 8 |
| 4.見直した方がよい | 0 |
| 5.わからない | 1 |
| 計 | 35 |

⑥ 条例第9条（小規模企業者以外の事業者の役割）についての評価



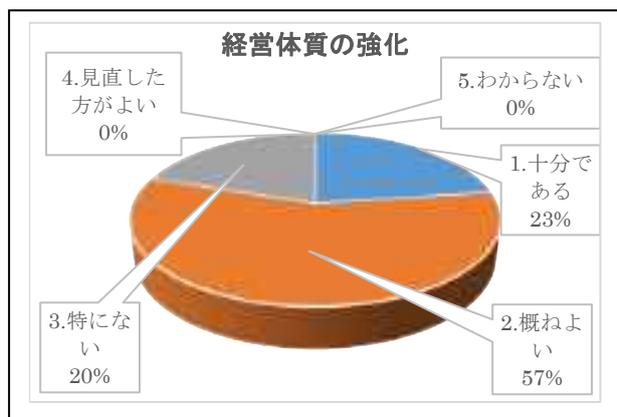
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 10 |
| 2.概ねよい | 18 |
| 3.特にない | 6 |
| 4.見直した方がよい | 0 |
| 5.わからない | 1 |
| 計 | 35 |

⑦ 条例第10条（市町村との連携等）についての評価



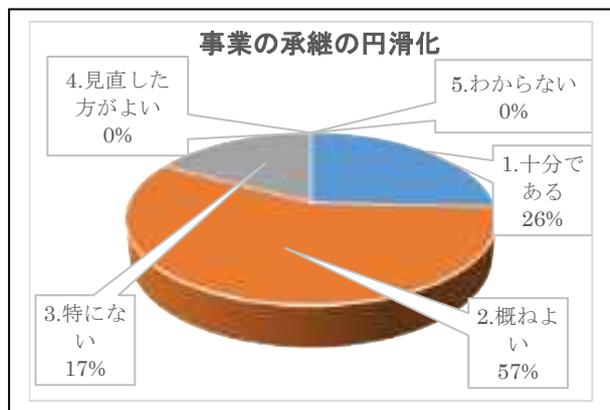
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 11 |
| 2.概ねよい | 19 |
| 3.特にない | 5 |
| 4.見直した方がよい | 0 |
| 5.わからない | 0 |
| 計 | 35 |

⑧ 条例第12条（経営体質の強化）についての評価



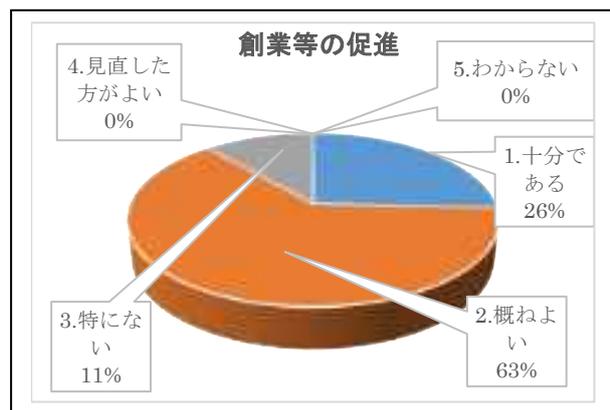
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 8 |
| 2.概ねよい | 20 |
| 3.特にない | 7 |
| 4.見直した方がよい | 0 |
| 5.わからない | 0 |
| 計 | 35 |

⑨ 条例第13条（事業の承継の円滑化）についての評価



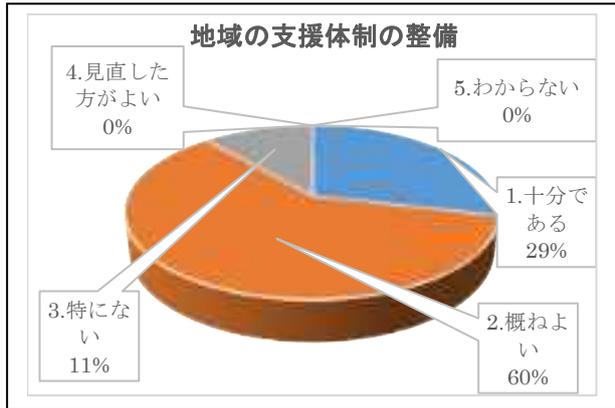
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 9 |
| 2.概ねよい | 20 |
| 3.特にない | 6 |
| 4.見直した方がよい | 0 |
| 5.わからない | 0 |
| 計 | 35 |

⑩ 条例第14条（創業等の促進）についての評価



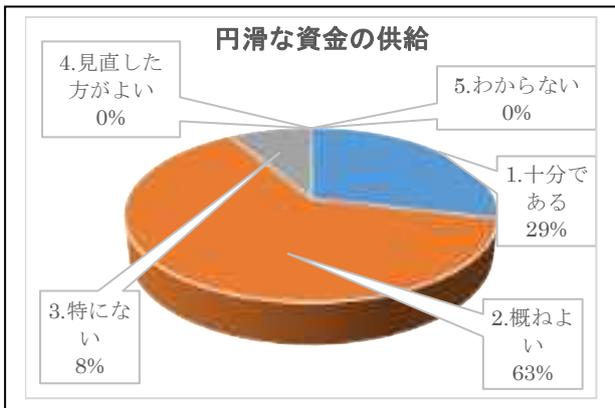
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 9 |
| 2.概ねよい | 22 |
| 3.特にない | 4 |
| 4.見直した方がよい | 0 |
| 5.わからない | 0 |
| 計 | 35 |

⑪ 条例第15条（地域の支援体制の整備）についての評価



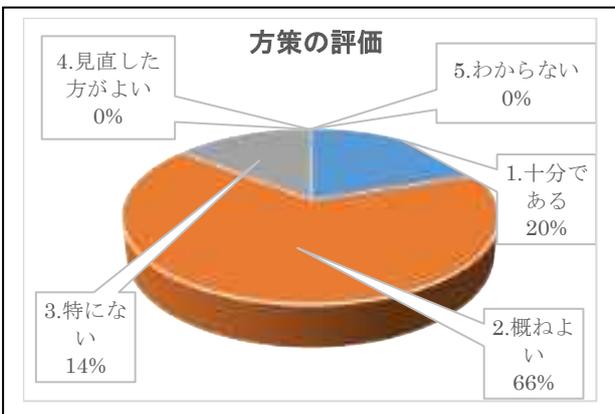
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 10 |
| 2.概ねよい | 21 |
| 3.特にない | 4 |
| 4.見直した方がよい | 0 |
| 5.わからない | 0 |
| 計 | 35 |

⑫ 条例第16条（円滑な資金の供給）についての評価



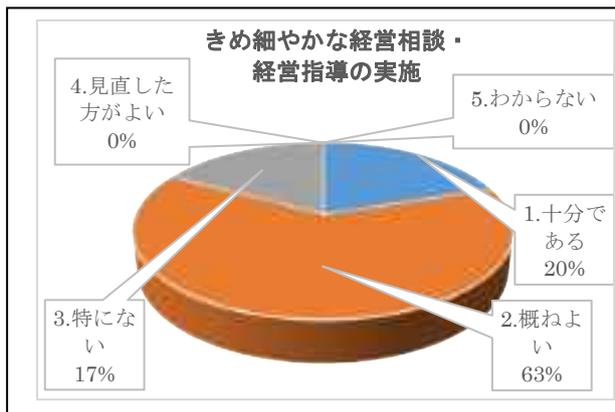
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 10 |
| 2.概ねよい | 22 |
| 3.特にない | 3 |
| 4.見直した方がよい | 0 |
| 5.わからない | 0 |
| 計 | 35 |

■ 方策についての評価



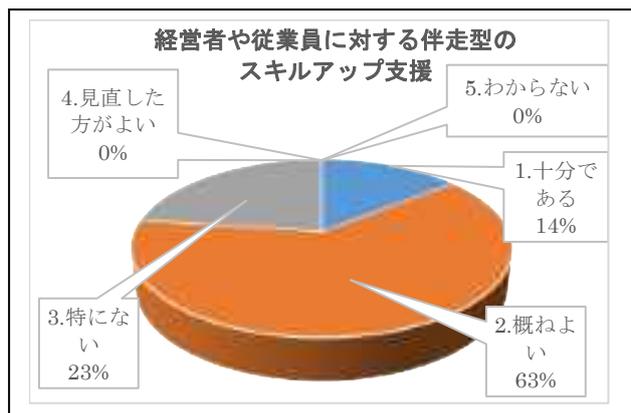
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 7 |
| 2.概ねよい | 23 |
| 3.特にない | 5 |
| 4.見直した方がよい | 0 |
| 5.わからない | 0 |
| 計 | 35 |

① きめ細やかな経営相談・経営指導の実施



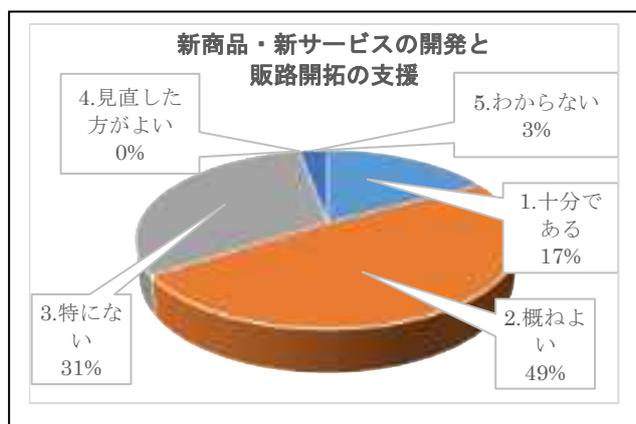
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 7 |
| 2.概ねよい | 22 |
| 3.特にない | 6 |
| 4.見直した方がよい | 0 |
| 5.わからない | 0 |
| 計 | 35 |

② 経営者や従業員に対する伴走型のスキルアップ支援



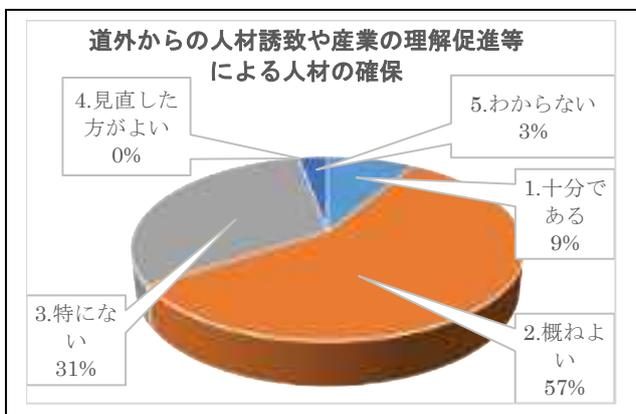
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 5 |
| 2.概ねよい | 22 |
| 3.特にない | 8 |
| 4.見直した方がよい | 0 |
| 5.わからない | 0 |
| 計 | 35 |

③ 新商品・新サービスの開発と販路開拓の支援



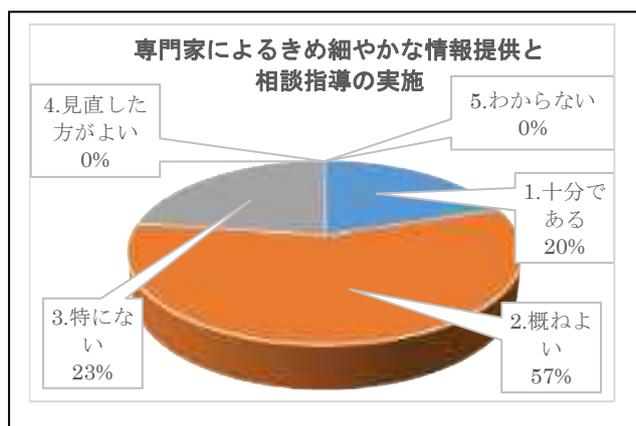
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 6 |
| 2.概ねよい | 17 |
| 3.特にない | 11 |
| 4.見直した方がよい | 0 |
| 5.わからない | 1 |
| 計 | 35 |

④ 道外からの人材誘致や産業の理解促進等による人材の確保



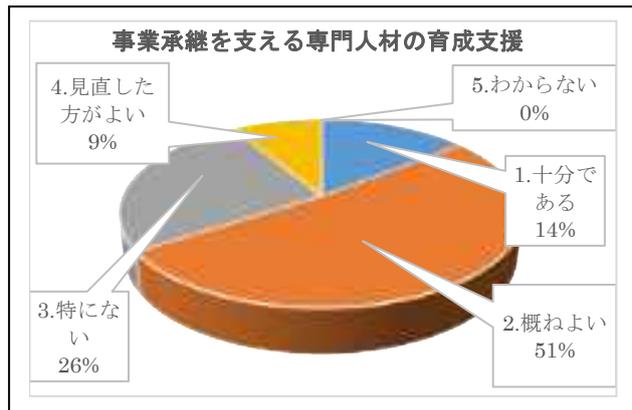
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 3 |
| 2.概ねよい | 20 |
| 3.特にない | 11 |
| 4.見直した方がよい | 0 |
| 5.わからない | 1 |
| 計 | 35 |

⑤ 専門家によるきめ細やかな情報提供と相談指導の実施



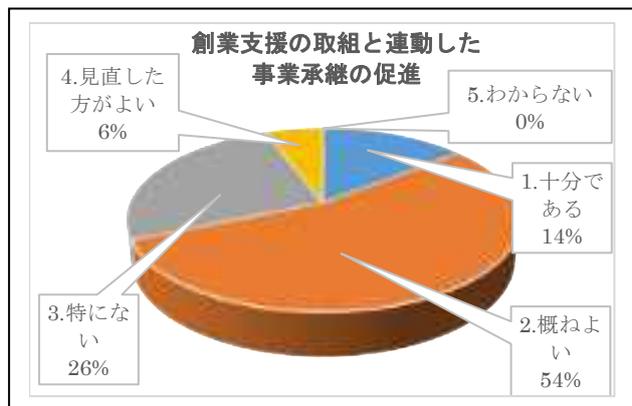
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 7 |
| 2.概ねよい | 20 |
| 3.特にない | 8 |
| 4.見直した方がよい | 0 |
| 5.わからない | 0 |
| 計 | 35 |

⑥ 事業承継を支える専門人材の育成支援



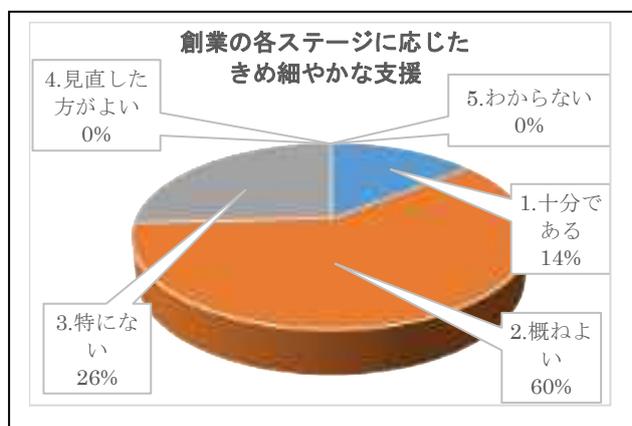
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 5 |
| 2.概ねよい | 18 |
| 3.特にない | 9 |
| 4.見直した方がよい | 3 |
| 5.わからない | 0 |
| 計 | 35 |

⑦ 創業支援の取組と連動した事業承継の促進



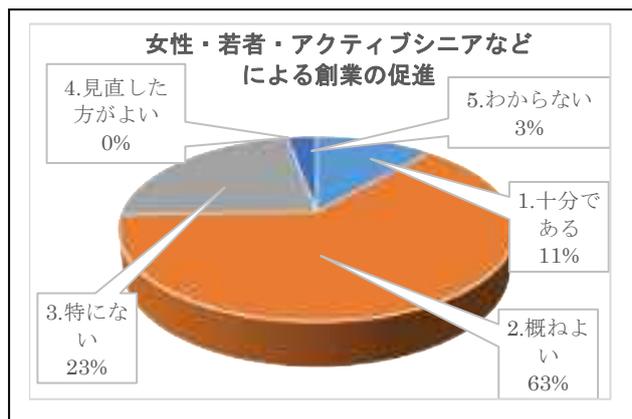
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 5 |
| 2.概ねよい | 19 |
| 3.特にない | 9 |
| 4.見直した方がよい | 2 |
| 5.わからない | 0 |
| 計 | 35 |

⑧ 創業の各ステージに応じたきめ細やかな支援



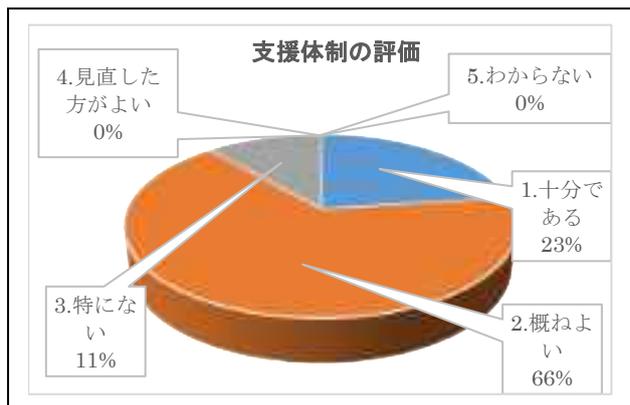
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 5 |
| 2.概ねよい | 21 |
| 3.特にない | 9 |
| 4.見直した方がよい | 0 |
| 5.わからない | 0 |
| 計 | 35 |

⑨ 女性・若者・アクティブシニアなどによる創業の促進



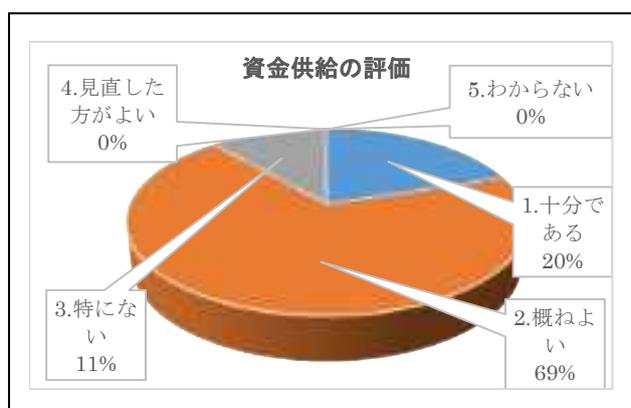
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 4 |
| 2.概ねよい | 22 |
| 3.特にない | 8 |
| 4.見直した方がよい | 0 |
| 5.わからない | 1 |
| 計 | 35 |

○ 支援体制の評価



| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 8 |
| 2.概ねよい | 23 |
| 3.特にない | 4 |
| 4.見直した方がよい | 0 |
| 5.わからない | 0 |
| 計 | 35 |

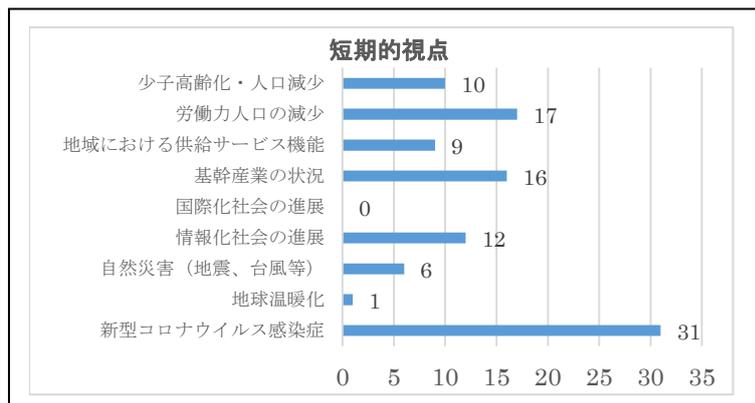
○ 資金供給の評価



| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 7 |
| 2.概ねよい | 24 |
| 3.特にない | 4 |
| 4.見直した方がよい | 0 |
| 5.わからない | 0 |
| 計 | 35 |

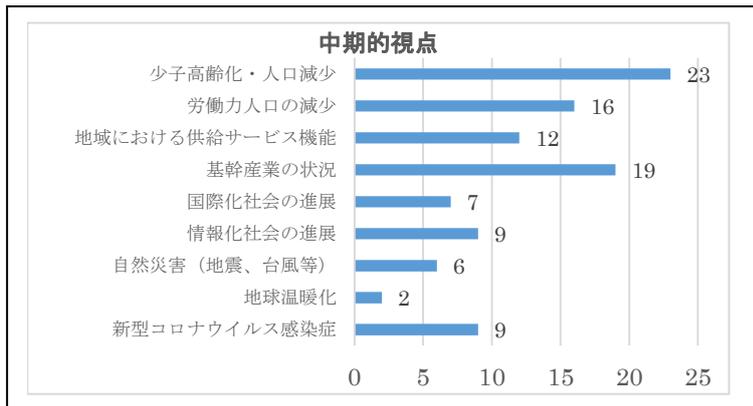
■ 今後の社会経済情勢について考慮する必要があると考える事象

① 短期的視点（1～2年程度）で考慮すべき事象



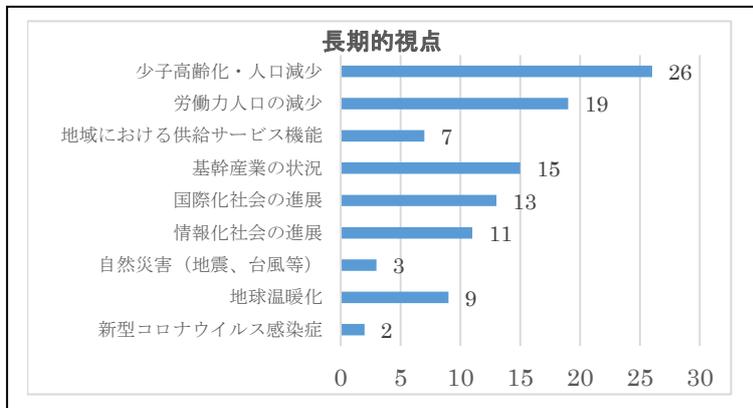
| 選択項目 | 選択数 |
|------------------|-----|
| 1.少子高齢化・人口減少 | 10 |
| 2.労働力人口の減少 | 17 |
| 3.地域における供給サービス機能 | 9 |
| 4.基幹産業の状況 | 16 |
| 5.国際化社会の進展 | 0 |
| 6.情報化社会の進展 | 12 |
| 7.自然災害（地震、台風等） | 6 |
| 8.地球温暖化 | 1 |
| 9.新型コロナウイルス感染症 | 31 |

② 中期的視点（5年程度）で考慮すべき事象



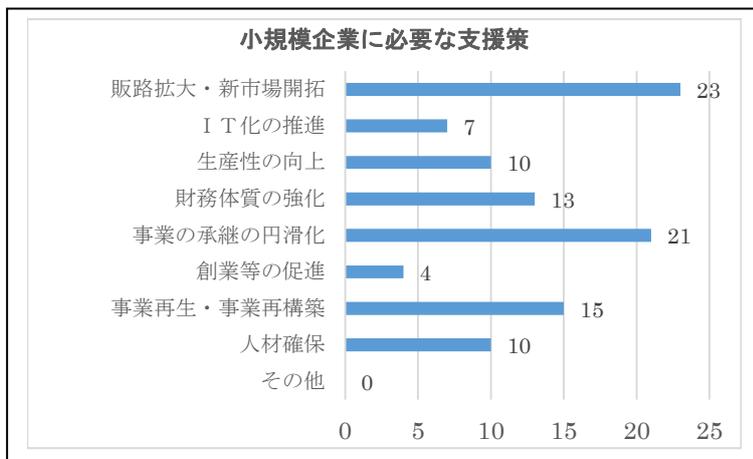
| 選択項目 | 選択数 |
|------------------|-----|
| 1.少子高齢化・人口減少 | 23 |
| 2.労働力人口の減少 | 16 |
| 3.地域における供給サービス機能 | 12 |
| 4.基幹産業の状況 | 19 |
| 5.国際化社会の進展 | 7 |
| 6.情報化社会の進展 | 9 |
| 7.自然災害（地震、台風等） | 6 |
| 8.地球温暖化 | 2 |
| 9.新型コロナウイルス感染症 | 9 |

③ 長期的視点で考慮すべき事象



| 選択項目 | 選択数 |
|------------------|-----|
| 1.少子高齢化・人口減少 | 26 |
| 2.労働力人口の減少 | 19 |
| 3.地域における供給サービス機能 | 7 |
| 4.基幹産業の状況 | 15 |
| 5.国際化社会の進展 | 13 |
| 6.情報化社会の進展 | 11 |
| 7.自然災害（地震、台風等） | 3 |
| 8.地球温暖化 | 9 |
| 9.新型コロナウイルス感染症 | 2 |

■ 小規模企業にとって特に必要となる支援策



| 選択項目 | 選択数 |
|--------------|-----|
| 1.販路拡大・新市場開拓 | 23 |
| 2.IT化の推進 | 7 |
| 3.生産性の向上 | 10 |
| 4.財務体質の強化 | 13 |
| 5.事業の承継の円滑化 | 21 |
| 6.創業等の促進 | 4 |
| 7.事業再生・事業再構築 | 15 |
| 8.人材確保 | 10 |
| 9.その他 | 0 |

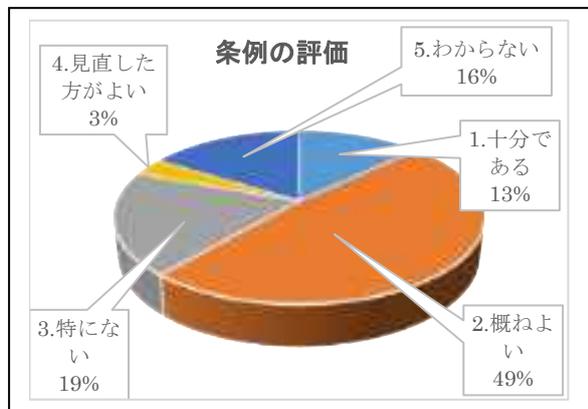
IV. 大学等

調査対象数：61 件

回答数：31 件

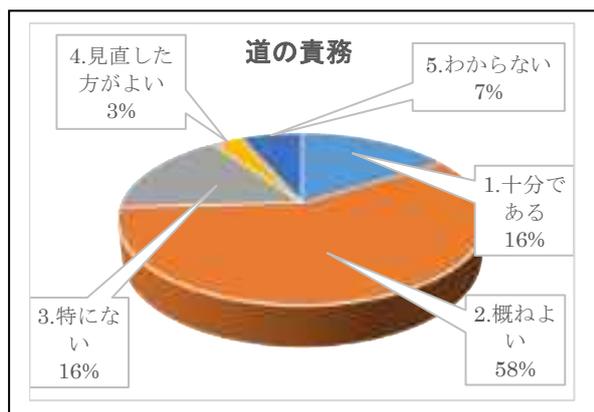
回答率：51%

■ 条例についての評価



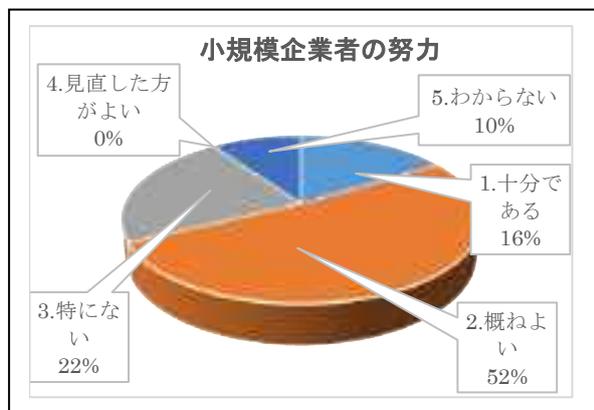
| 評価項目 | 評価数 |
|-------------|-----|
| 1. 十分である | 4 |
| 2. 概ねよい | 15 |
| 3. 特にない | 6 |
| 4. 見直した方がよい | 1 |
| 5. わからない | 5 |
| 計 | 31 |

① 条例第4条（道の責務）についての評価



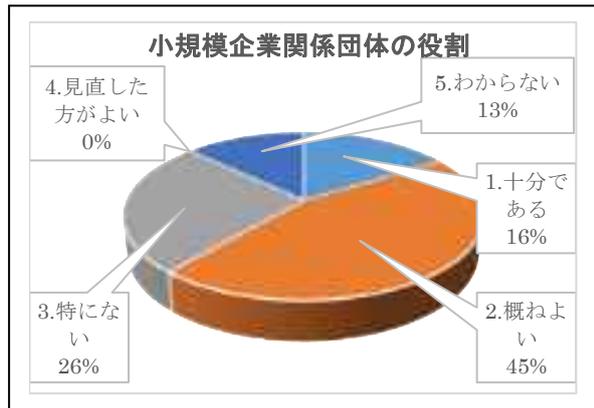
| 評価項目 | 評価数 |
|-------------|-----|
| 1. 十分である | 5 |
| 2. 概ねよい | 18 |
| 3. 特にない | 5 |
| 4. 見直した方がよい | 1 |
| 5. わからない | 2 |
| 計 | 31 |

② 条例第5条（小規模企業者の努力）についての評価



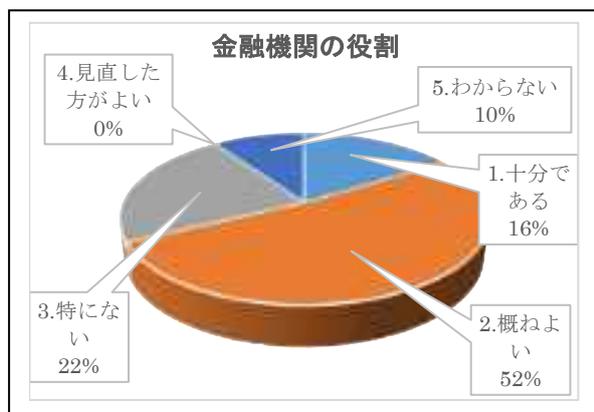
| 評価項目 | 評価数 |
|-------------|-----|
| 1. 十分である | 5 |
| 2. 概ねよい | 16 |
| 3. 特にない | 7 |
| 4. 見直した方がよい | 0 |
| 5. わからない | 3 |
| 計 | 31 |

③ 条例第6条（小規模企業関係団体の役割）についての評価



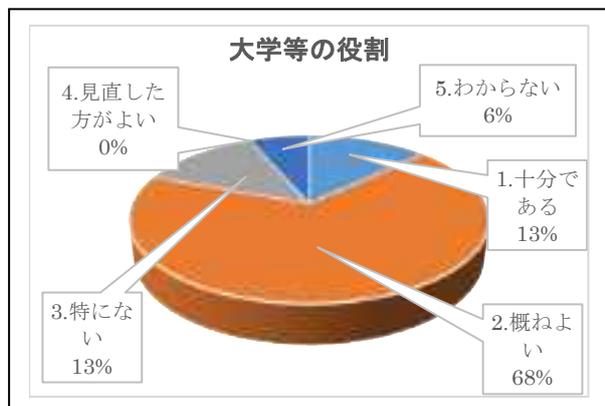
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 5 |
| 2.概ねよい | 14 |
| 3.特にない | 8 |
| 4.見直した方がよい | 0 |
| 5.わからない | 4 |
| 計 | 31 |

④ 条例第7条（金融機関の役割）についての評価



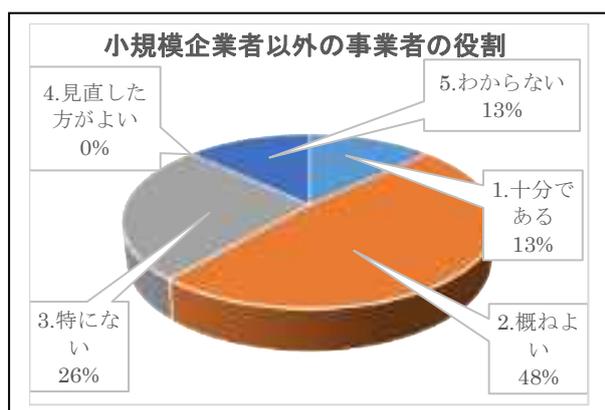
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 5 |
| 2.概ねよい | 16 |
| 3.特にない | 7 |
| 4.見直した方がよい | 0 |
| 5.わからない | 3 |
| 計 | 31 |

⑤ 条例第8条（大学等の役割）についての評価



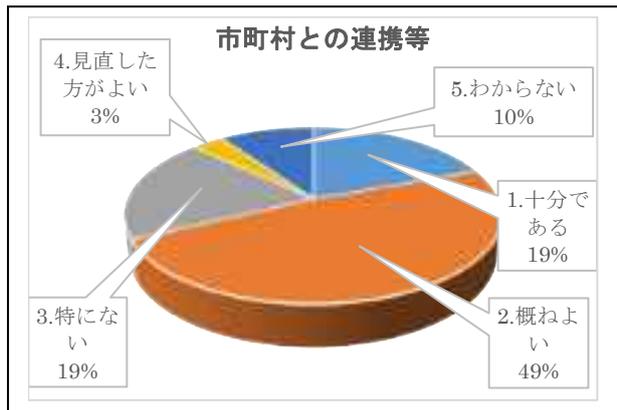
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 4 |
| 2.概ねよい | 21 |
| 3.特にない | 4 |
| 4.見直した方がよい | 0 |
| 5.わからない | 2 |
| 計 | 31 |

⑥ 条例第9条（小規模企業者以外の事業者の役割）についての評価



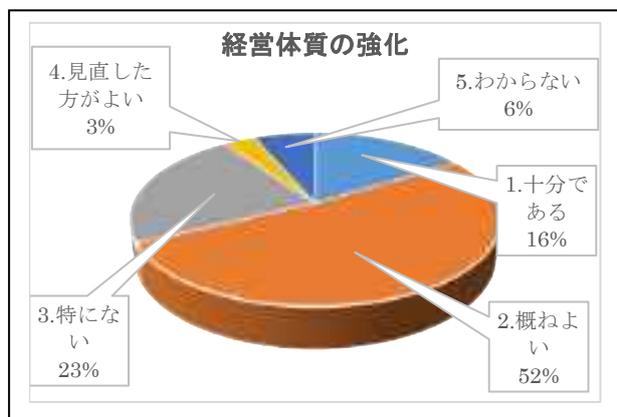
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 4 |
| 2.概ねよい | 15 |
| 3.特にない | 8 |
| 4.見直した方がよい | 0 |
| 5.わからない | 4 |
| 計 | 31 |

⑦ 条例第10条（市町村との連携等）についての評価



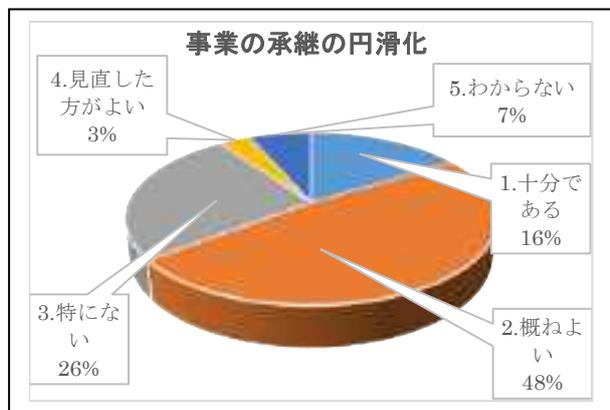
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 6 |
| 2.概ねよい | 15 |
| 3.特にない | 6 |
| 4.見直した方がよい | 1 |
| 5.わからない | 3 |
| 計 | 31 |

⑧ 条例第12条（経営体質の強化）についての評価



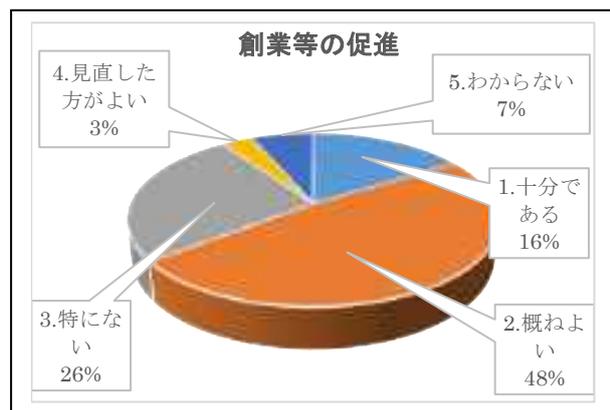
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 5 |
| 2.概ねよい | 16 |
| 3.特にない | 7 |
| 4.見直した方がよい | 1 |
| 5.わからない | 2 |
| 計 | 31 |

⑨ 条例第13条（事業の承継の円滑化）についての評価



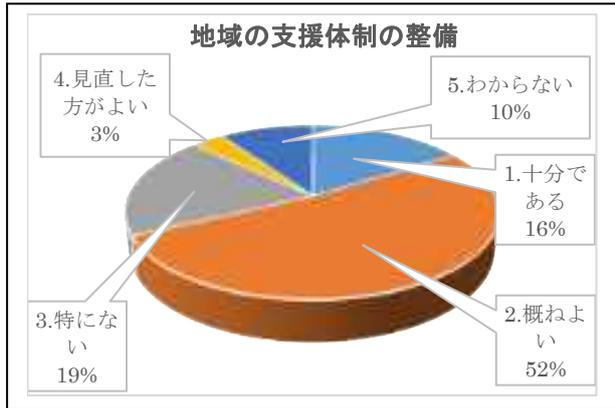
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 5 |
| 2.概ねよい | 15 |
| 3.特にない | 8 |
| 4.見直した方がよい | 1 |
| 5.わからない | 2 |
| 計 | 31 |

⑩ 条例第14条（創業等の促進）についての評価



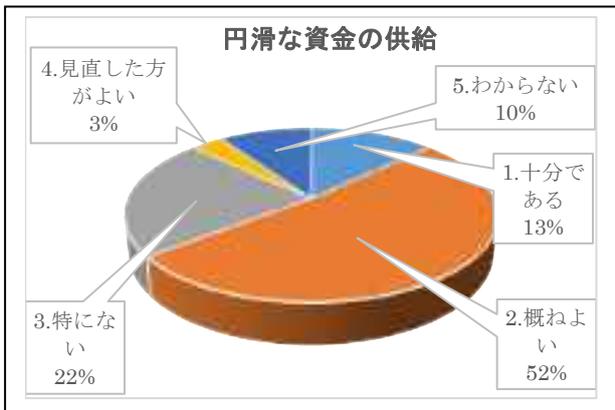
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 5 |
| 2.概ねよい | 15 |
| 3.特にない | 8 |
| 4.見直した方がよい | 1 |
| 5.わからない | 2 |
| 計 | 31 |

⑪ 条例第15条（地域の支援体制の整備）についての評価



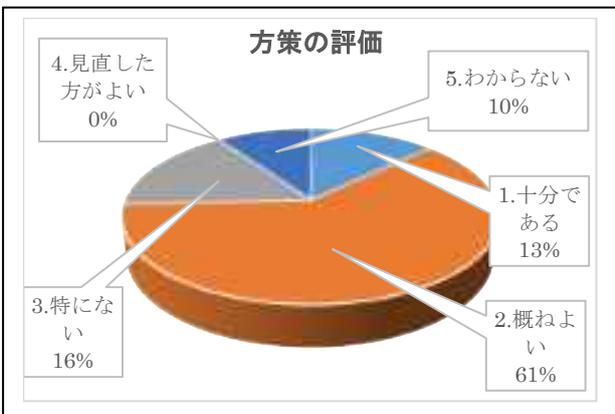
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 5 |
| 2.概ねよい | 16 |
| 3.特にない | 6 |
| 4.見直した方がよい | 1 |
| 5.わからない | 3 |
| 計 | 31 |

⑫ 条例第16条（円滑な資金の供給）についての評価



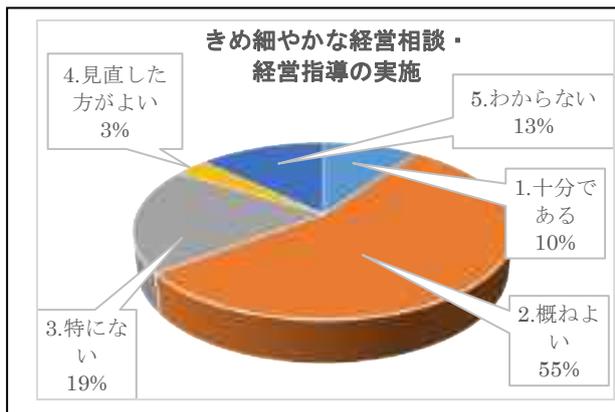
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 4 |
| 2.概ねよい | 16 |
| 3.特にない | 7 |
| 4.見直した方がよい | 1 |
| 5.わからない | 3 |
| 計 | 31 |

■ 方策についての評価



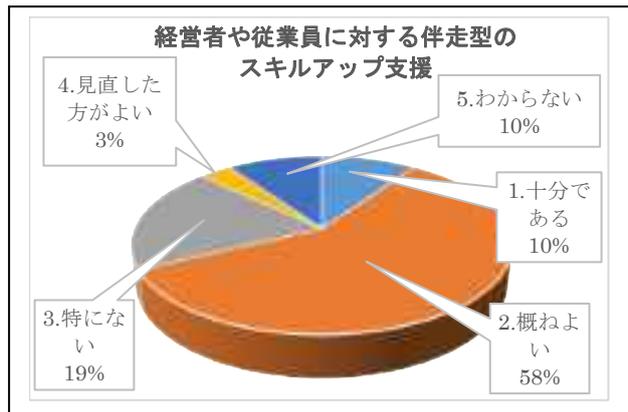
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 4 |
| 2.概ねよい | 19 |
| 3.特にない | 5 |
| 4.見直した方がよい | 0 |
| 5.わからない | 3 |
| 計 | 31 |

① きめ細やかな経営相談・経営指導の実施



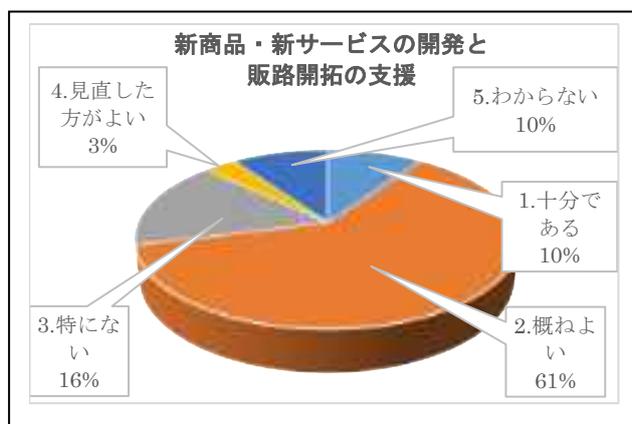
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 3 |
| 2.概ねよい | 17 |
| 3.特にない | 6 |
| 4.見直した方がよい | 1 |
| 5.わからない | 4 |
| 計 | 31 |

② 経営者や従業員に対する伴走型のスキルアップ支援



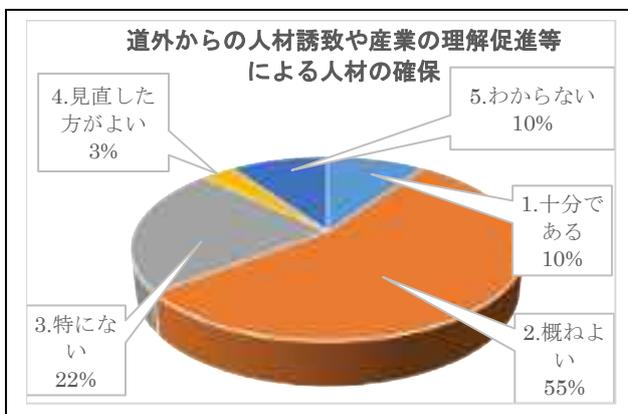
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 3 |
| 2.概ねよい | 18 |
| 3.特にない | 6 |
| 4.見直した方がよい | 1 |
| 5.わからない | 3 |
| 計 | 31 |

③ 新商品・新サービスの開発と販路開拓の支援



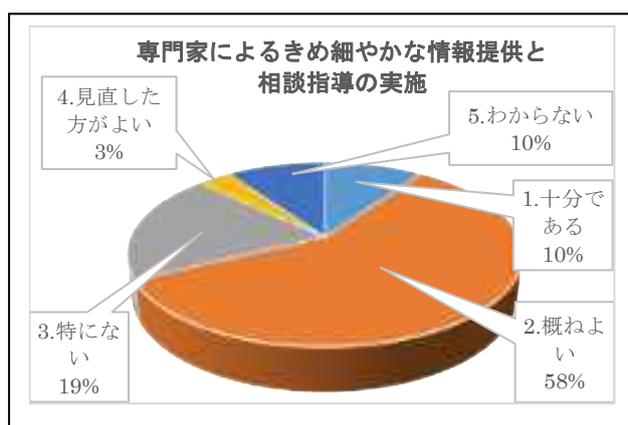
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 3 |
| 2.概ねよい | 19 |
| 3.特にない | 5 |
| 4.見直した方がよい | 1 |
| 5.わからない | 3 |
| 計 | 31 |

④ 道外からの人材誘致や産業の理解促進等による人材の確保



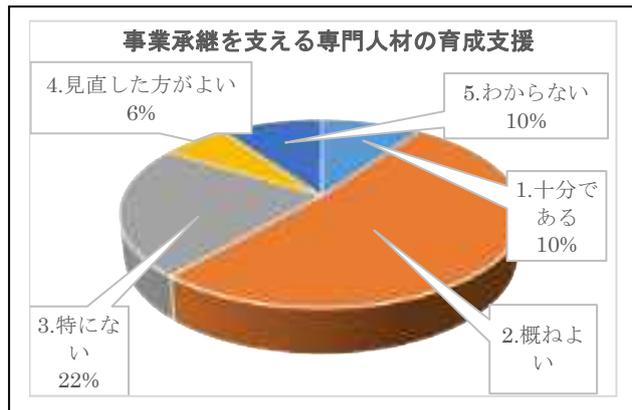
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 3 |
| 2.概ねよい | 17 |
| 3.特にない | 7 |
| 4.見直した方がよい | 1 |
| 5.わからない | 3 |
| 計 | 31 |

⑤ 専門家によるきめ細やかな情報提供と相談指導の実施



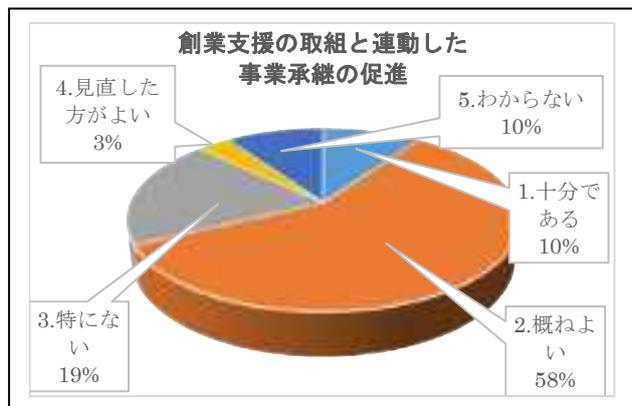
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 3 |
| 2.概ねよい | 18 |
| 3.特にない | 6 |
| 4.見直した方がよい | 1 |
| 5.わからない | 3 |
| 計 | 31 |

⑥ 事業承継を支える専門人材の育成支援



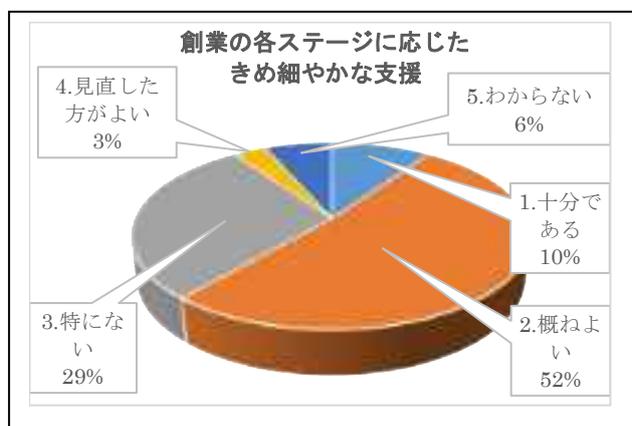
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 3 |
| 2.概ねよい | 16 |
| 3.特にない | 7 |
| 4.見直した方がよい | 2 |
| 5.わからない | 3 |
| 計 | 31 |

⑦ 創業支援の取組と連動した事業承継の促進



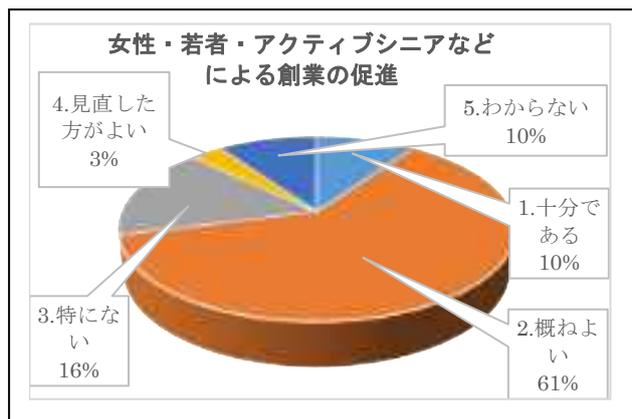
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 3 |
| 2.概ねよい | 18 |
| 3.特にない | 6 |
| 4.見直した方がよい | 1 |
| 5.わからない | 3 |
| 計 | 31 |

⑧ 創業の各ステージに応じたきめ細やかな支援



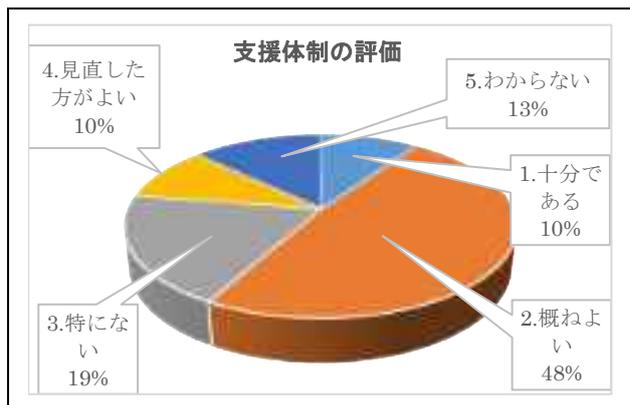
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 3 |
| 2.概ねよい | 16 |
| 3.特にない | 9 |
| 4.見直した方がよい | 1 |
| 5.わからない | 2 |
| 計 | 31 |

⑨ 女性・若者・アクティブシニアなどによる創業の促進



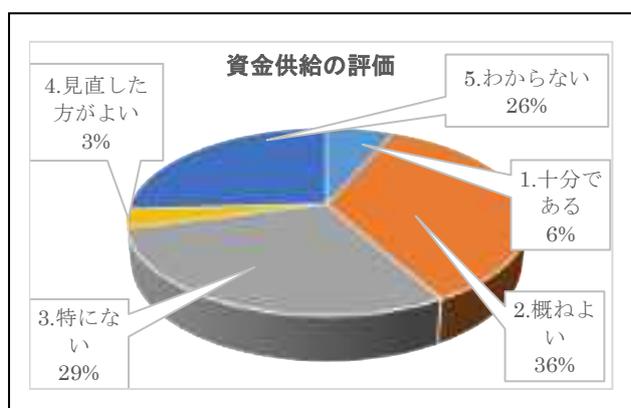
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 3 |
| 2.概ねよい | 19 |
| 3.特にない | 5 |
| 4.見直した方がよい | 1 |
| 5.わからない | 3 |
| 計 | 31 |

○ 支援体制の評価



| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 3 |
| 2.概ねよい | 15 |
| 3.特にない | 6 |
| 4.見直した方がよい | 3 |
| 5.わからない | 4 |
| 計 | 31 |

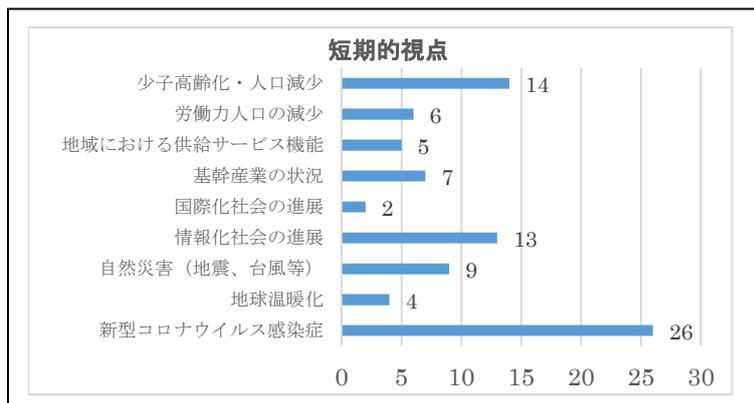
○ 資金供給の評価



| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 2 |
| 2.概ねよい | 11 |
| 3.特にない | 9 |
| 4.見直した方がよい | 1 |
| 5.わからない | 8 |
| 計 | 31 |

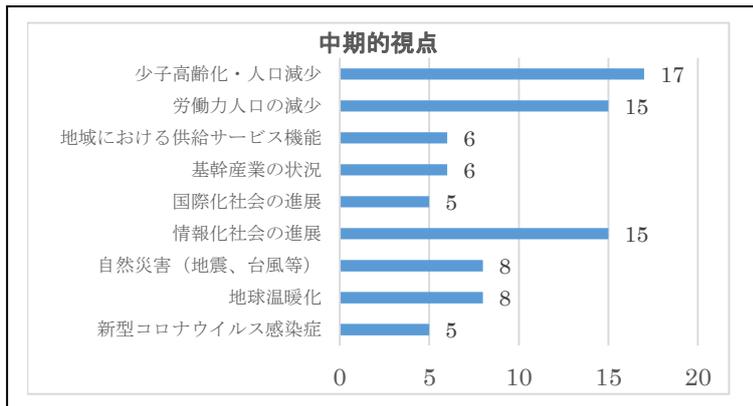
■ 今後の社会経済情勢について考慮する必要があると考える事象

① 短期的視点（1～2年程度）で考慮すべき事象



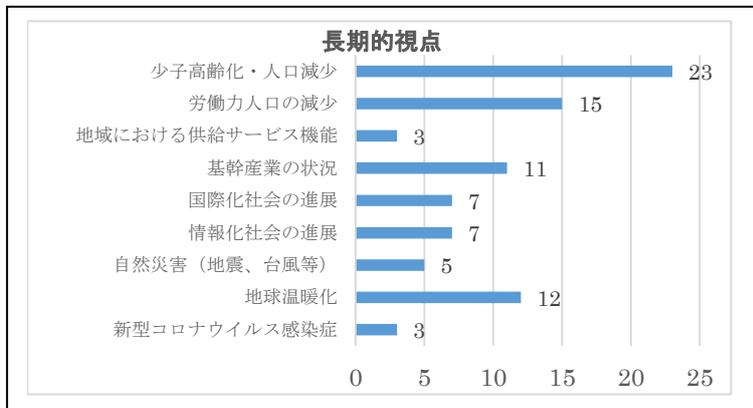
| 選択項目 | 選択数 |
|------------------|-----|
| 1.少子高齢化・人口減少 | 14 |
| 2.労働力人口の減少 | 6 |
| 3.地域における供給サービス機能 | 5 |
| 4.基幹産業の状況 | 7 |
| 5.国際化社会の進展 | 2 |
| 6.情報化社会の進展 | 13 |
| 7.自然災害（地震、台風等） | 9 |
| 8.地球温暖化 | 4 |
| 9.新型コロナウイルス感染症 | 26 |

② 中期的視点（5年程度）で考慮すべき事象



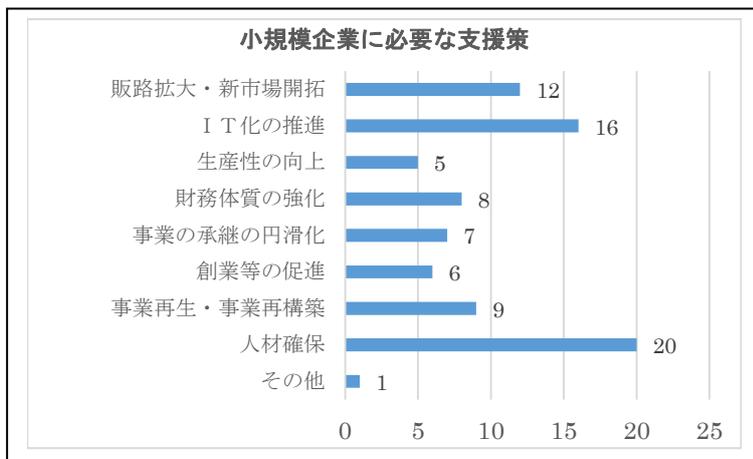
| 選択項目 | 選択数 |
|------------------|-----|
| 1.少子高齢化・人口減少 | 17 |
| 2.労働力人口の減少 | 15 |
| 3.地域における供給サービス機能 | 6 |
| 4.基幹産業の状況 | 6 |
| 5.国際化社会の進展 | 5 |
| 6.情報化社会の進展 | 15 |
| 7.自然災害（地震、台風等） | 8 |
| 8.地球温暖化 | 8 |
| 9.新型コロナウイルス感染症 | 5 |

③ 長期的視点で考慮すべき事象



| 選択項目 | 選択数 |
|------------------|-----|
| 1.少子高齢化・人口減少 | 23 |
| 2.労働力人口の減少 | 15 |
| 3.地域における供給サービス機能 | 3 |
| 4.基幹産業の状況 | 11 |
| 5.国際化社会の進展 | 7 |
| 6.情報化社会の進展 | 7 |
| 7.自然災害（地震、台風等） | 5 |
| 8.地球温暖化 | 12 |
| 9.新型コロナウイルス感染症 | 3 |

■ 小規模企業にとって特に必要となる支援策



| 選択項目 | 選択数 |
|--------------|-----|
| 1.販路拡大・新市場開拓 | 12 |
| 2.IT化の推進 | 16 |
| 3.生産性の向上 | 5 |
| 4.財務体質の強化 | 8 |
| 5.事業の承継の円滑化 | 7 |
| 6.創業等の促進 | 6 |
| 7.事業再生・事業再構築 | 9 |
| 8.人材確保 | 20 |
| 9.その他 | 1 |

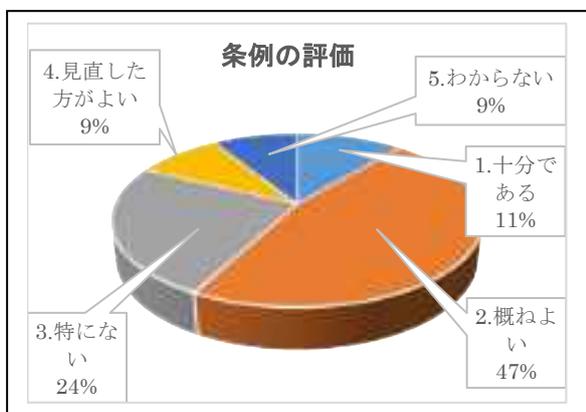
V. 企業・団体

調査対象数：78 件

回答数：45 件

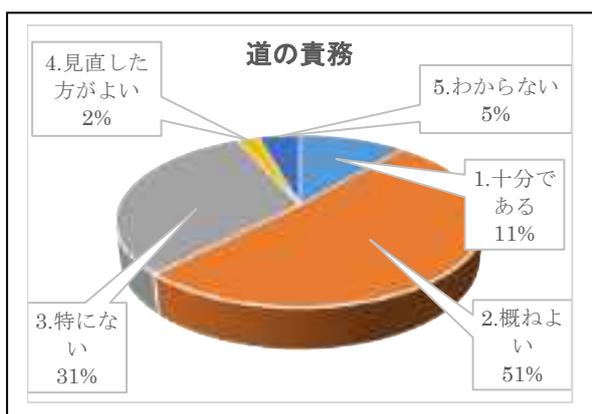
回答率：58%

■ 条例についての評価



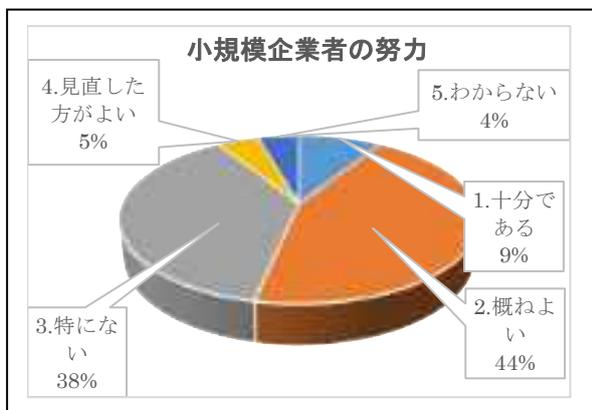
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 5 |
| 2.概ねよい | 21 |
| 3.特にない | 11 |
| 4.見直した方がよい | 4 |
| 5.わからない | 4 |
| 計 | 45 |

① 条例第4条（道の責務）についての評価



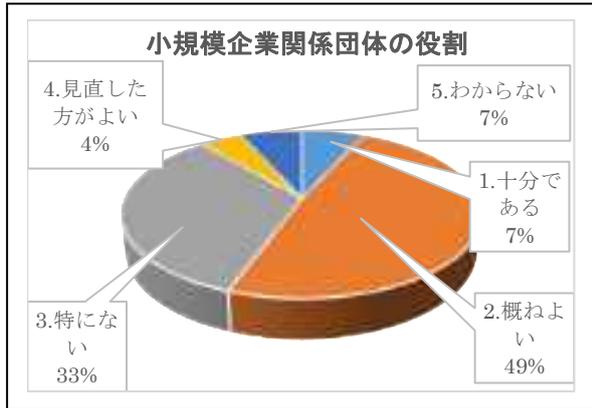
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 5 |
| 2.概ねよい | 23 |
| 3.特にない | 14 |
| 4.見直した方がよい | 1 |
| 5.わからない | 2 |
| 計 | 45 |

② 条例第5条（小規模企業者の努力）についての評価



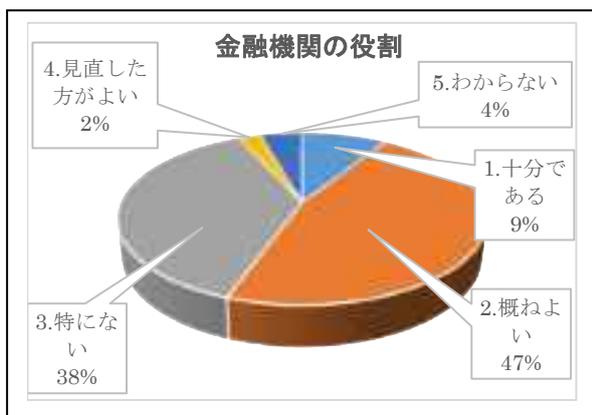
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 4 |
| 2.概ねよい | 20 |
| 3.特にない | 17 |
| 4.見直した方がよい | 2 |
| 5.わからない | 2 |
| 計 | 45 |

③ 条例第6条（小規模企業関係団体の役割）についての評価



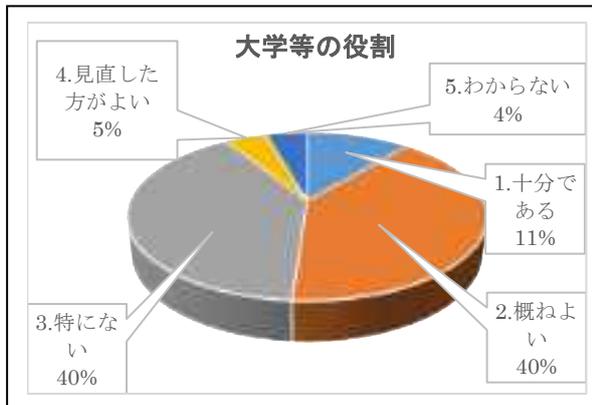
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 3 |
| 2.概ねよい | 22 |
| 3.特にない | 15 |
| 4.見直した方がよい | 2 |
| 5.わからない | 3 |
| 計 | 45 |

④ 条例第7条（金融機関の役割）についての評価



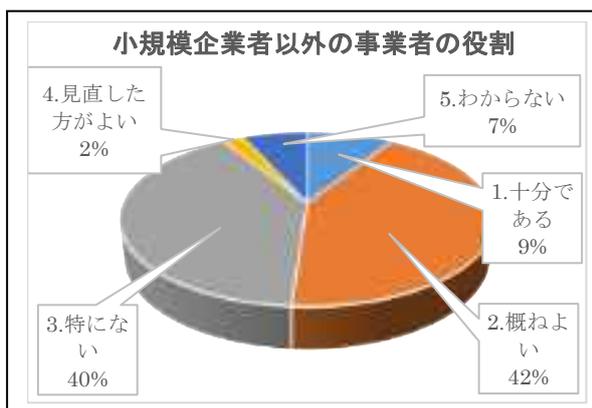
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 4 |
| 2.概ねよい | 21 |
| 3.特にない | 17 |
| 4.見直した方がよい | 1 |
| 5.わからない | 2 |
| 計 | 45 |

⑤ 条例第8条（大学等の役割）についての評価



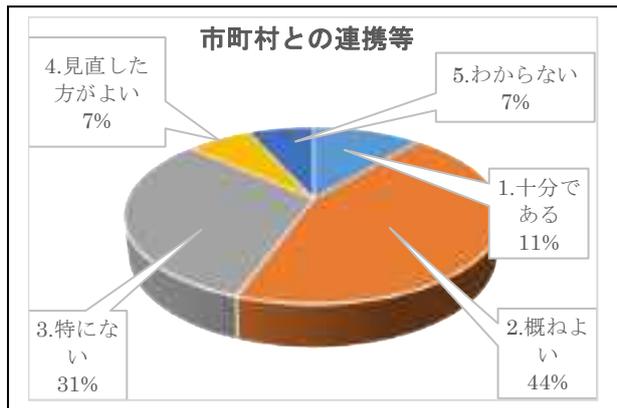
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 5 |
| 2.概ねよい | 18 |
| 3.特にない | 18 |
| 4.見直した方がよい | 2 |
| 5.わからない | 2 |
| 計 | 45 |

⑥ 条例第9条（小規模企業者以外の事業者の役割）についての評価



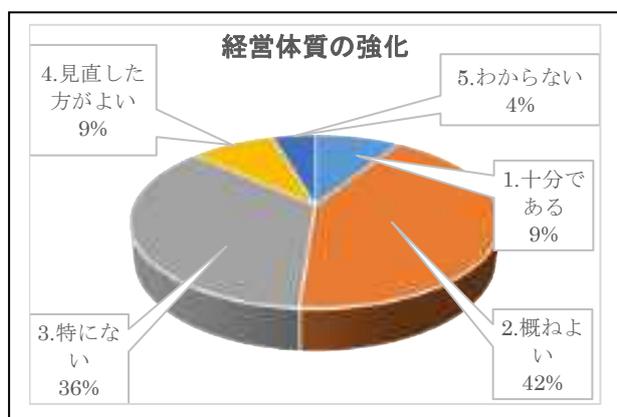
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 4 |
| 2.概ねよい | 19 |
| 3.特にない | 18 |
| 4.見直した方がよい | 1 |
| 5.わからない | 3 |
| 計 | 45 |

⑦ 条例第10条（市町村との連携等）についての評価



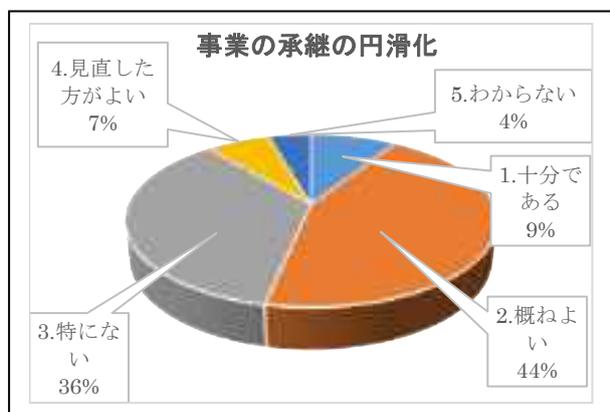
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 5 |
| 2.概ねよい | 20 |
| 3.特にない | 14 |
| 4.見直した方がよい | 3 |
| 5.わからない | 3 |
| 計 | 45 |

⑧ 条例第12条（経営体質の強化）についての評価



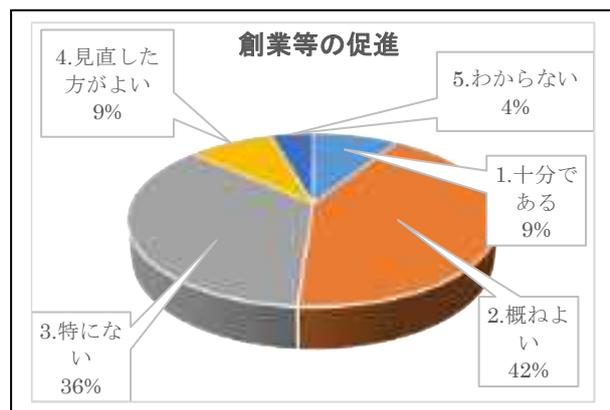
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 4 |
| 2.概ねよい | 19 |
| 3.特にない | 16 |
| 4.見直した方がよい | 4 |
| 5.わからない | 2 |
| 計 | 45 |

⑨ 条例第13条（事業の承継の円滑化）についての評価



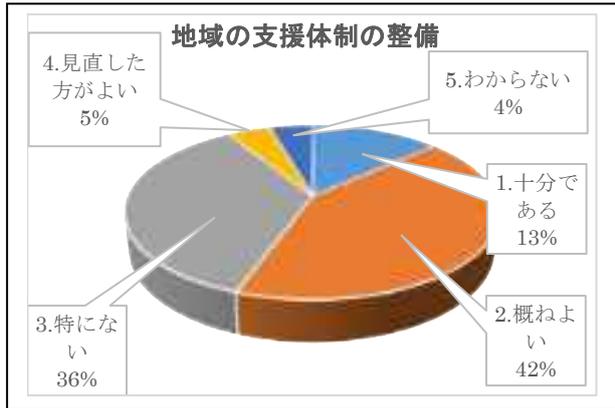
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 4 |
| 2.概ねよい | 20 |
| 3.特にない | 16 |
| 4.見直した方がよい | 3 |
| 5.わからない | 2 |
| 計 | 45 |

⑩ 条例第14条（創業等の促進）についての評価



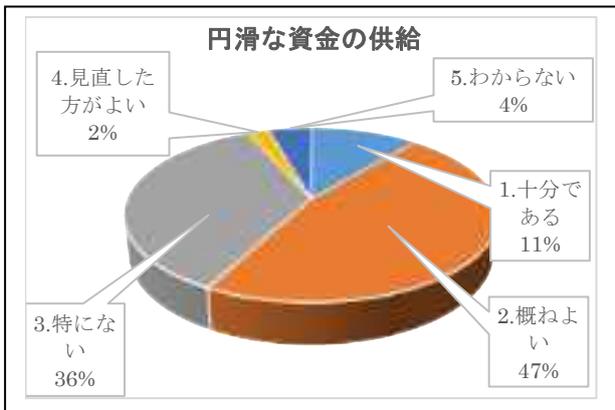
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 4 |
| 2.概ねよい | 19 |
| 3.特にない | 16 |
| 4.見直した方がよい | 4 |
| 5.わからない | 2 |
| 計 | 45 |

⑪ 条例第15条（地域の支援体制の整備）についての評価



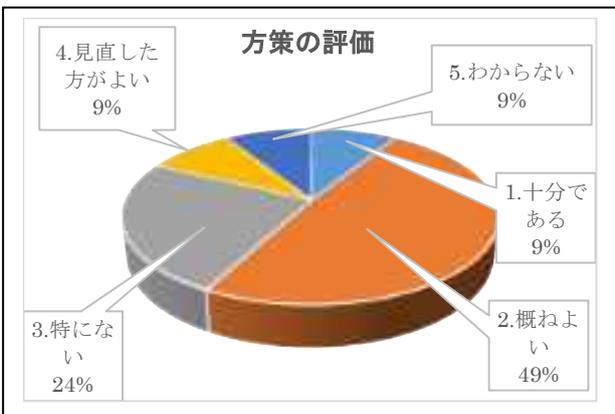
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 6 |
| 2.概ねよい | 19 |
| 3.特にない | 16 |
| 4.見直した方がよい | 2 |
| 5.わからない | 2 |
| 計 | 45 |

⑫ 条例第16条（円滑な資金の供給）についての評価



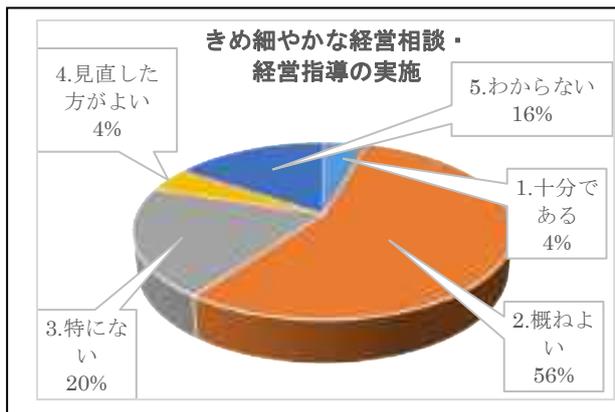
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 5 |
| 2.概ねよい | 21 |
| 3.特にない | 16 |
| 4.見直した方がよい | 1 |
| 5.わからない | 2 |
| 計 | 45 |

■ 方策についての評価



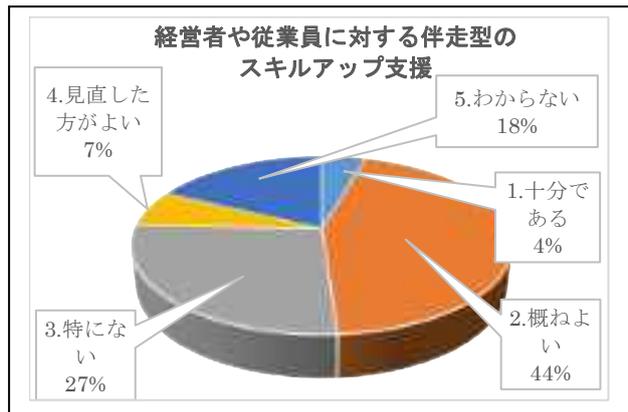
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 4 |
| 2.概ねよい | 22 |
| 3.特にない | 11 |
| 4.見直した方がよい | 4 |
| 5.わからない | 4 |
| 計 | 45 |

① きめ細やかな経営相談・経営指導の実施



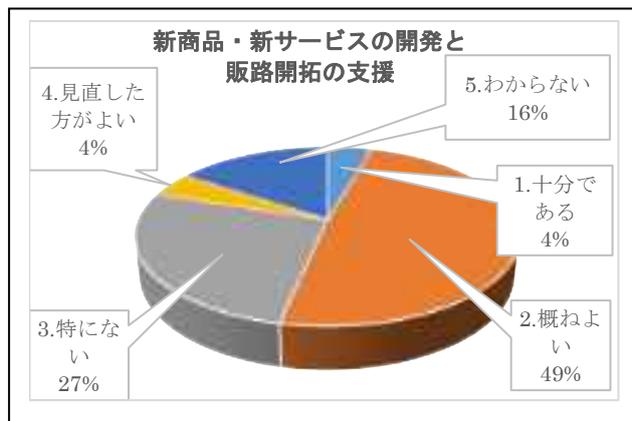
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 2 |
| 2.概ねよい | 25 |
| 3.特にない | 9 |
| 4.見直した方がよい | 2 |
| 5.わからない | 7 |
| 計 | 45 |

② 経営者や従業員に対する伴走型のスキルアップ支援



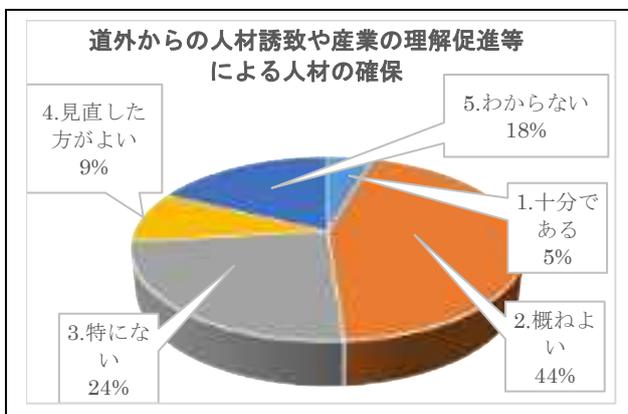
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 2 |
| 2.概ねよい | 20 |
| 3.特にない | 12 |
| 4.見直した方がよい | 3 |
| 5.わからない | 8 |
| 計 | 45 |

③ 新商品・新サービスの開発と販路開拓の支援



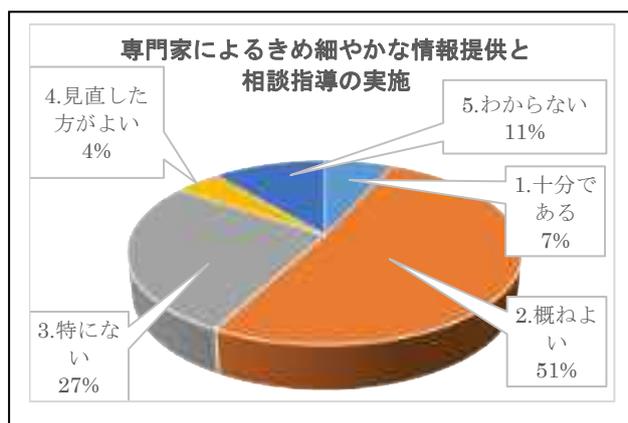
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 2 |
| 2.概ねよい | 22 |
| 3.特にない | 12 |
| 4.見直した方がよい | 2 |
| 5.わからない | 7 |
| 計 | 45 |

④ 道外からの人材誘致や産業の理解促進等による人材の確保



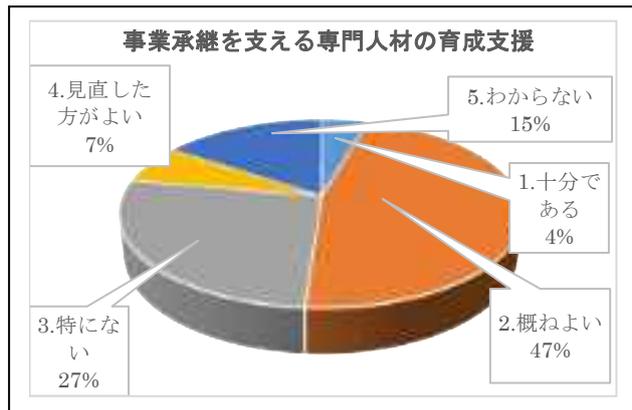
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 2 |
| 2.概ねよい | 20 |
| 3.特にない | 11 |
| 4.見直した方がよい | 4 |
| 5.わからない | 8 |
| 計 | 45 |

⑤ 専門家によるきめ細やかな情報提供と相談指導の実施



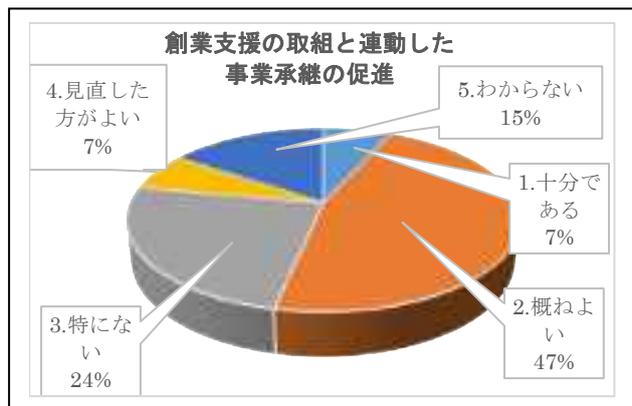
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 3 |
| 2.概ねよい | 23 |
| 3.特にない | 12 |
| 4.見直した方がよい | 2 |
| 5.わからない | 5 |
| 計 | 45 |

⑥ 事業承継を支える専門人材の育成支援



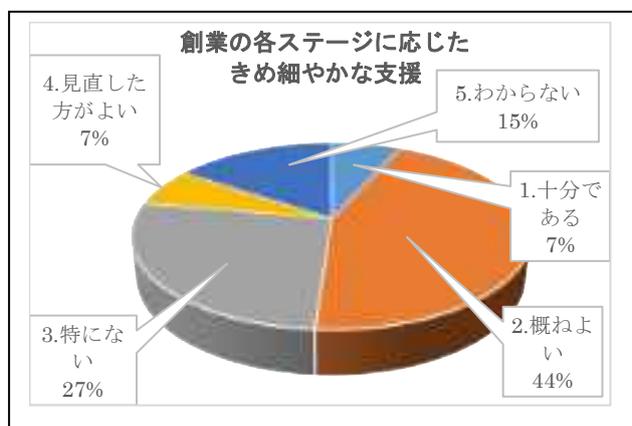
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 2 |
| 2.概ねよい | 21 |
| 3.特にない | 12 |
| 4.見直した方がよい | 3 |
| 5.わからない | 7 |
| 計 | 45 |

⑦ 創業支援の取組と連動した事業承継の促進



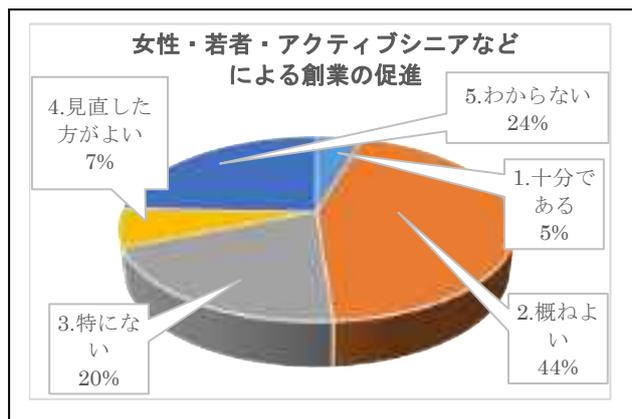
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 3 |
| 2.概ねよい | 21 |
| 3.特にない | 11 |
| 4.見直した方がよい | 3 |
| 5.わからない | 7 |
| 計 | 45 |

⑧ 創業の各ステージに応じたきめ細やかな支援



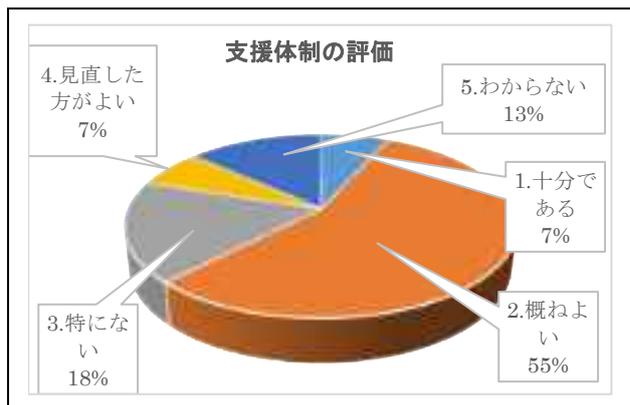
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 3 |
| 2.概ねよい | 20 |
| 3.特にない | 12 |
| 4.見直した方がよい | 3 |
| 5.わからない | 7 |
| 計 | 45 |

⑨ 女性・若者・アクティブシニアなどによる創業の促進



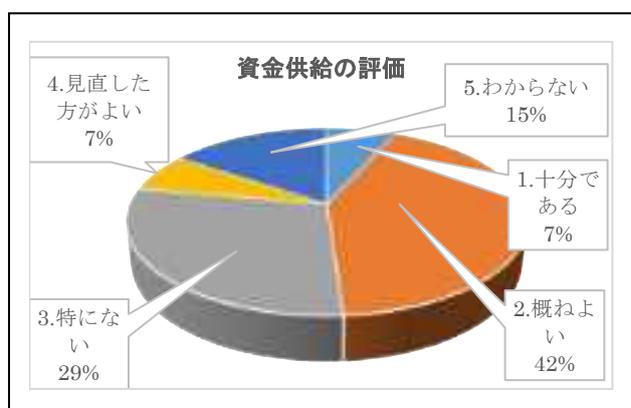
| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 2 |
| 2.概ねよい | 20 |
| 3.特にない | 9 |
| 4.見直した方がよい | 3 |
| 5.わからない | 11 |
| 計 | 45 |

○ 支援体制の評価



| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 3 |
| 2.概ねよい | 25 |
| 3.特にない | 8 |
| 4.見直した方がよい | 3 |
| 5.わからない | 6 |
| 計 | 45 |

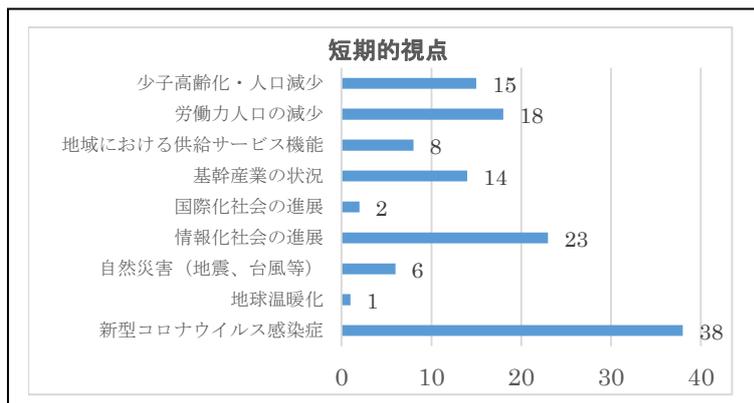
○ 資金供給の評価



| 評価項目 | 評価数 |
|------------|-----|
| 1.十分である | 3 |
| 2.概ねよい | 19 |
| 3.特にない | 13 |
| 4.見直した方がよい | 3 |
| 5.わからない | 7 |
| 計 | 45 |

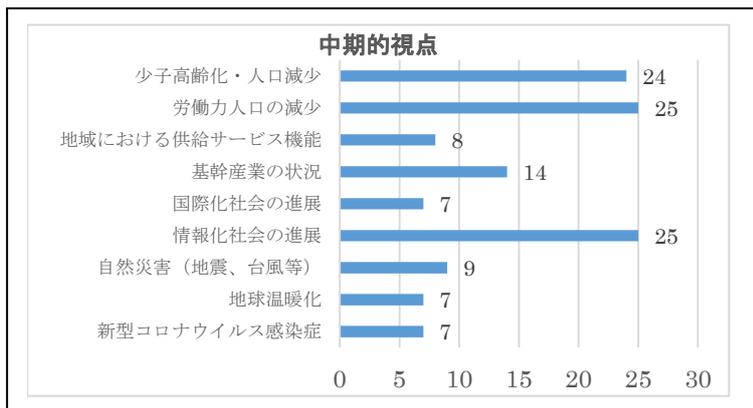
■ 今後の社会経済情勢について考慮する必要があると考える事象

① 短期的視点（1～2年程度）で考慮すべき事象



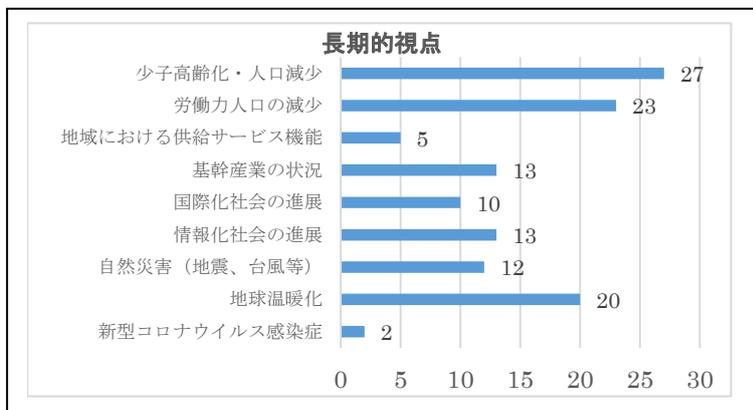
| 選択項目 | 選択数 |
|------------------|-----|
| 1.少子高齢化・人口減少 | 15 |
| 2.労働力人口の減少 | 18 |
| 3.地域における供給サービス機能 | 8 |
| 4.基幹産業の状況 | 14 |
| 5.国際化社会の進展 | 2 |
| 6.情報化社会の進展 | 23 |
| 7.自然災害（地震、台風等） | 6 |
| 8.地球温暖化 | 1 |
| 9.新型コロナウイルス感染症 | 38 |

② 中期的視点（5年程度）で考慮すべき事象



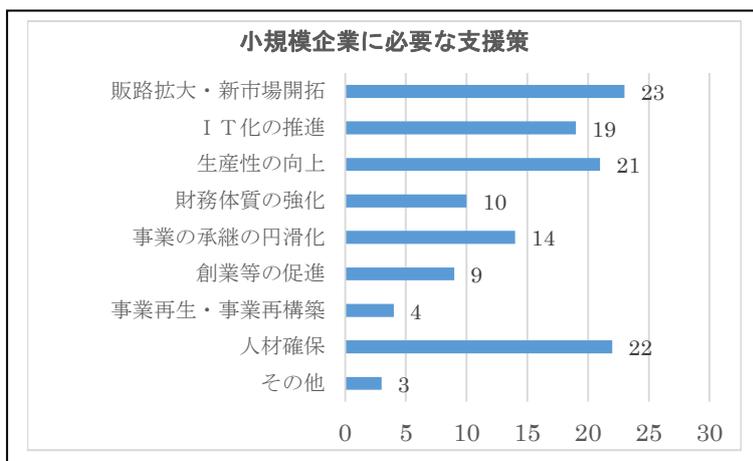
| 選択項目 | 選択数 |
|------------------|-----|
| 1.少子高齢化・人口減少 | 24 |
| 2.労働力人口の減少 | 25 |
| 3.地域における供給サービス機能 | 8 |
| 4.基幹産業の状況 | 14 |
| 5.国際化社会の進展 | 7 |
| 6.情報化社会の進展 | 25 |
| 7.自然災害（地震、台風等） | 9 |
| 8.地球温暖化 | 7 |
| 9.新型コロナウイルス感染症 | 7 |

③ 長期的視点で考慮すべき事象



| 選択項目 | 選択数 |
|------------------|-----|
| 1.少子高齢化・人口減少 | 27 |
| 2.労働力人口の減少 | 23 |
| 3.地域における供給サービス機能 | 5 |
| 4.基幹産業の状況 | 13 |
| 5.国際化社会の進展 | 10 |
| 6.情報化社会の進展 | 13 |
| 7.自然災害（地震、台風等） | 12 |
| 8.地球温暖化 | 20 |
| 9.新型コロナウイルス感染症 | 2 |

■ 小規模企業にとって特に必要となる支援策



| 選択項目 | 選択数 |
|--------------|-----|
| 1.販路拡大・新市場開拓 | 23 |
| 2.IT化の推進 | 19 |
| 3.生産性の向上 | 21 |
| 4.財務体質の強化 | 10 |
| 5.事業の承継の円滑化 | 14 |
| 6.創業等の促進 | 9 |
| 7.事業再生・事業再構築 | 4 |
| 8.人材確保 | 22 |
| 9.その他 | 3 |

北海道小規模企業振興条例・方策に関するアンケート調査票

(北海道経済部地域経済局中小企業課)

| | | | |
|-------|-----------|-------------|--|
| 名 称 | | | |
| 所 在 地 | | | |
| 電話番号 | | E-mail アドレス | |
| 回答者名 | (所属部署・役職) | (氏名) | |

★「北海道小規模企業振興条例（以下、**条例**）」及び「北海道小規模企業振興方策（以下、**方策**）」について、以下の設問に従い回答してください。

問1 **条例**は、地域経済の活性化及び地域社会の持続的な発展に資することを目的に制定されましたが、この**条例**について、現在の状況を踏まえ、どう評価されますか。（あてはまるものを1つだけ選んで番号に○印をつけてください。4の「見直した方がよい」を選択した場合は、その理由を記載してください。）

| | | | | |
|----------|---------|---------|-------------|----------|
| 1. 十分である | 2. 概ねよい | 3. 特にない | 4. 見直した方がよい | 5. わからない |
|----------|---------|---------|-------------|----------|

(理由：4「見直した方がよい」を選択した場合)

具体的に：

問2 **条例**に明記されている条文の内容などについて、どう考えますか。（項目ごとにあてはまるものを1つだけ選んで番号に○印をつけてください。4の「見直した方がよい」を選択した場合は、その理由を記載してください。）

| 条文 | 評価 | | | | |
|----------------------|-------|------|------|----------|-------|
| | 十分である | 概ねよい | 特にない | 見直した方がよい | わからない |
| 道の責務（第4条） | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 小規模企業者の努力（第5条） | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 小規模企業関係団体の役割（第6条） | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 金融機関の役割（第7条） | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 大学等の役割（第8条） | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 小規模企業者以外の事業者の役割（第9条） | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 市町村との連携等（第10条） | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 経営体質の強化（第12条） | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 事業の承継の円滑化（第13条） | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 創業等の促進（第14条） | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 地域の支援体制の整備（第15条） | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 円滑な資金の供給（第16条） | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

(理由：4「見直した方がよい」を選択した場合)

具体的に：

問3 方策は、条例第17条に基づき、小規模企業の振興を図るため策定されましたが、どう評価されますか。(あてはまるものを1つだけ選んで番号に○印をつけてください。4の「見直した方がよい」を選択した場合は、その理由を記載してください。)

| | | | | |
|----------|---------|---------|-------------|----------|
| 1. 十分である | 2. 概ねよい | 3. 特にない | 4. 見直した方がよい | 5. わからない |
|----------|---------|---------|-------------|----------|

(理由：4「見直した方がよい」を選択した場合)

具体的に：

問4 方策では、小規模企業の振興のため「経営体質の強化」「事業の承継の円滑化」「創業等の促進」を基本的な施策として展開してきましたが、それぞれの主な取組について、どう評価されますか。(項目ごとにあてはまるものを1つだけ選んで番号に○印をつけてください。4の「見直した方がよい」を選択した場合は、その理由を記載してください。)

| 主な取組 | 評価 | | | | |
|-------------------------------|-------|------|------|----------|-------|
| | 十分である | 概ねよい | 特にない | 見直した方がよい | わからない |
| I. きめ細やかな経営相談・経営指導の実施 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| I. 経営者や従業員に対する伴走型のスキルアップ支援 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| I. 新商品・新サービスの開発と販路開拓の支援 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| I. 道外からの人材誘致や産業の理解促進等による人材の確保 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| II. 専門家によるきめ細やかな情報提供と相談指導の実施 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| II. 事業承継を支える専門人材の育成支援 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| II. 創業支援の取組と連動した事業承継の促進 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| III. 創業の各ステージに応じたきめ細やかな支援 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| III. 女性・若者・アクティブシニアなどによる創業の促進 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

※「経営体質の強化」はⅠ、「事業の承継の円滑化」はⅡ、「創業等の促進」はⅢになります。

(理由：4「見直した方がよい」を選択した場合)

具体的に：

問5 方策では、施策の展開を支えるため地域における支援体制の整備と円滑な資金の供給を掲げていますが、それぞれどう評価されますか。(あてはまるものを1つだけ選んで番号に○印をつけてください。4の「見直した方がよい」を選択した場合は、その理由を記載してください。)

<支援体制>

| | | | | |
|----------|---------|---------|-------------|----------|
| 1. 十分である | 2. 概ねよい | 3. 特にない | 4. 見直した方がよい | 5. わからない |
|----------|---------|---------|-------------|----------|

(理由：4「見直した方がよい」を選択した場合)

具体的に：

<資金供給>

| | | | | |
|----------|---------|---------|-------------|----------|
| 1. 十分である | 2. 概ねよい | 3. 特にない | 4. 見直した方がよい | 5. わからない |
|----------|---------|---------|-------------|----------|

(理由：4「見直した方がよい」を選択した場合)

具体的に：

問6 条例・方策について検討する場合、今後の社会経済情勢について考慮する必要があると考える事象は、次のいずれになると考えますか。期間ごとに、あてはまるものをそれぞれ3つずつ選んで番号に○印をつけてください。

◆ 短期的視点（1～2年程度）で考慮すべき事象

| | | |
|-----------------|--------------------|-------------------|
| 1. 少子高齢化・人口減少 | 2. 労働力人口の減少（労働力不足） | 3. 地域における供給サービス機能 |
| 4. 基幹産業の状況 | 5. 国際化社会の進展 | 6. 情報化社会の進展 |
| 7. 自然災害（地震、台風等） | 8. 地球温暖化 | 9. 新型コロナウイルス感染症 |

（「その他」に考慮すべき事象があれば具体的に記載してください。）

具体的に：

◆ 中期的視点（5年程度）で考慮すべき事象

| | | |
|-----------------|--------------------|-------------------|
| 1. 少子高齢化・人口減少 | 2. 労働力人口の減少（労働力不足） | 3. 地域における供給サービス機能 |
| 4. 基幹産業の状況 | 5. 国際化社会の進展 | 6. 情報化社会の進展 |
| 7. 自然災害（地震、台風等） | 8. 地球温暖化 | 9. 新型コロナウイルス感染症 |

（「その他」に考慮すべき事象があれば具体的に記載してください。）

具体的に：

◆ 長期的視点で考慮すべき事象

| | | |
|-----------------|--------------------|-------------------|
| 1. 少子高齢化・人口減少 | 2. 労働力人口の減少（労働力不足） | 3. 地域における供給サービス機能 |
| 4. 基幹産業の状況 | 5. 国際化社会の進展 | 6. 情報化社会の進展 |
| 7. 自然災害（地震、台風等） | 8. 地球温暖化 | 9. 新型コロナウイルス感染症 |

（「その他」に考慮すべき事象があれば具体的に記載してください。）

具体的に：

問7 条例・方策に基づき小規模企業に対する支援を検討する場合、企業にとって特に必要となる支援策は、次のいずれになると考えますか。（あてはまるものを3つ選んで番号に○印をつけてください。9の「その他」を選択した場合は、どのような支援が必要か、具体的に記載してください。）

| | | |
|---------------|--------------|-----------|
| 1. 販路拡大・新市場開拓 | 2. IT化の推進 | 3. 生産性の向上 |
| 4. 財務体質の強化 | 5. 事業の承継の円滑化 | 6. 創業等の促進 |
| 7. 事業再生・事業再構築 | 8. 人材確保 | 9. その他 |

（内容：9「その他」を選択した場合）

具体的に：

問8 道の条例・方策について、その他にご意見があれば具体的に記載してください。

（自由記載）

～ アンケートは以上です。ありがとうございました。～

北海道小規模企業振興条例・方策アンケート調査結果報告書
令和3年（2021年）8月

～ 編 集 ～

北海道経済部地域経済局中小企業課
〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
Tel:011-231-4111 Fax:011-232-1041